

日本神田正雄著

西清事情全

發行所

日本東京農事雜報社

292.227
Ka382p2



本書記する所の四川省は楊子江流域の最上游を占め古の所謂巴蜀の地にして
氣候溫和地味豊沃養蠶牧畜の業特に望を囑す可く石炭鐵鑛等天與の富源亦た
頗る注目すべきものあり支那の開拓に志ある者豈に之を等閑に附す可けんや
二十七八年の戦役後我が邦人の此地に入る者必ずしも尠少ならず然れども彼
等は駐在の官吏に非ざれば則ち支那の招聘に應じて教育の任に當る者にして
親しく商業上の飛躍を試み重慶開港の目的を貫徹せんとする者は寥寥として
晨星の如し是れ誠に一大遺憾也抑も余四川住民の意嚮を聞くに彼等は其外人
と接觸する日尙ほ淺しと雖も能く猜忌疑懼の念を去り相提撕して事業の經營
に任ぜんとする者亦た絶無に非ずと思ふに是れ我が對清企業家の爲めに無上
の幸福なるべし同文同種の我を以てして進むて彼が歡迎に投ず其事業の成功
を期し易き論なきのみ日露戦争大捷の後を承け平和の事業に著大の發展を策
せんとする者須らく此等の方面に於て其立脚地を求む可し
然れども四川省は深く支那大陸の内部に位し其人情風俗の巨細未だ邦人の知
悉する所とならず隨て企業上不利不便を感ずるもの勢の免れざる所也本書早

序

序
稻田大學出身にして久しく四川の地に留まれる神田正雄氏の筆に成る書に巴蜀一帶の人情風俗を詳述して遺す所あきのみならず傍ら其政治法律經濟宗教歴史等にも及びたれば之を讀む者一個秘密の寶庫を啓くべき鍵鑰を得たる想あらむ其時世の必需を充たすの効果して幾何ぞや今や刻成り著者序を請ふ乃ち此言を書して之に授くと云ふ

三十八年九月下澣

伯爵 大隈重信

神田正雄君在四川省者三年歸而著四川事情一書詳叙山川土宜人情風俗制度文物宗教史蹟等間參以所見斷以論案通省情形瞭如指諸掌夫四川古之蜀地雖僻處內地地味腴厚而沈雄本稱天府之國游其地者往往不無所記述而未如此書有物也讀者其審焉

三十八年九月

子爵 長岡護美

序

西清事情の刻成る矣、此書は吾が畏友野州神田正雄君の著述する所にして、記する所は西清即ち巴蜀の眞影也、其地住民の人情風俗宗教政治法律衛生物産運輸交通經濟より奇習異俗に至るまで凡百の事網羅洩すなく、寢食坐臥遊戯嗜好吉凶應答の諸禮をも詳述し、我が國民の大清國に志あり感る所あるの士をして具さに同地の事情を周知せしむるに足るものあり、今や歐米各國との交通年一年に頻繁を加へ、邦人にして歐米の事情に精通するもの極めて多しと雖も、西清の事情に至りては殆んど知るもの稀れなり、是れ本書の如き好著の世に乏しければなり、由來大清帝國と大日本帝國とは其國土の位置大小を異にし言語風俗を同ふせずと雖も、同種同文の國にしてその文明とその住民とは素と發端を同ふせるを以て將來相提携し以て世界文明の榮光に浴せざるべからず、顧みれば大清帝國はその尾大振はず唯だ國土住民の多大なるを頼み以て我國の小にして人口彼れの十分の一に過ぎざるを侮り、嘗て干戈の力を借りて我國の威力を挫かんとせしは憎むべしと雖も、君子國民は舊惡を思はず、况んや我國は陸海少數の軍兵を以て僅々半歲餘にして媾和の約成り金帛軍器並びに臺灣の一島を我れに納れしめたるは我國の武威隆んなるに因ると云へども又天祐のあるに因らざるばならず、爾來大清帝國官民は千載の迷夢を覺醒し、過を改むるに憚からず、團匪の騷亂平定後深く我が國を徳として我國に親賴し、二三年以來頻りに留學生を送り政治經濟法律醫術農工商の諸學科を首とし、陸海の兵制又た我

序

が國に則らんとして、留學生の數既に萬餘に超えんとす、往時は制度文物を彼れに學ばんとして我國より隆んに留學生を派遣したるに、今日は制度文物彼れより來りて教を乞ふもの、天地一變地軸轉換の觀なくんばならず、斯くの如きは天運循環榮枯盛衰の理の然らしむる所にして、自今我國と唇齒輔車の交を爲さざるべからず、故に我國の志士仁人たるもの奮て大清國民の爲めに其文明の開導に努むべく、其要即ち自己を知ると共に彼を知るにあり、大日本國民は二十八年前の開國始末に顧みるも、千有餘年來舊恩ある彼土に對し其の餘力を以て大清國民教導の任に當り、大國を以て一小國に學ばんとする美風を益々喚發増進せしめ、彼我提携輔導以て東洋文明の覇權を共有せざるべからず。

神田君の此著は余輩の支那に嚆望する所を貫徹するに於て餘あるを信ず、古人曰はずや己立たんと欲すれば先づ人を立つと、我日本國民にして東洋諸國より更に歐米の天地に向つて學問技藝殖産の力を伸張し世界文明に資せんと欲せば、一葦帶水を隔てたる大清帝國の萬事に通じ相交り相親しみ以て同胞の大義を全ふし、俱に共に歐米諸邦と並行競進せざるべからず、此書僅かに支那全帝國の一部を記せるものなるも巴蜀の天地もど邦人の手腕を試むるに利便多しと聞く、冀くは此地より邦人の經營を初じめて支那全土に及ぼすべし。

著者神田君は余と共に東北の出身にして、幼き時より文藝及び農事經濟の學に熱心し、今を去る十年前余の郷里なる宮城農學校に學び、優等を以て卒業の後、早稻田大學に入りて政治經濟の二學を修め、其業を卒ふるや、大清國四川省重慶府達用學堂の教習に聘され、實踐躬行學生を率ひて蕪陶に勤むる

こと前後四星霜、清人をして男女老幼尊卑の分ちなく、君を敬愛して任滿つるも歸朝を許諾せず、更らに六年の任期を延長せられんとするに當り、君は一時代理教習を置き、東方大米國の學界を涉獵して其抱負を増大にし其學力を伸張し、而して後其大清國に於ける名譽の教習に再任せんとするに際し、暫時歸朝余を叩きて此新著を示し世に公にせんことを需む、神田君品行方正農學及政治經濟の學に通じ最も道義を重んじ年齒尙ほ芳はしさも大人の風あり、常に其學友先輩知人の推す所となり未だ嘗て一點の汚行を現はしたる事なし、而して大志あり大抱負ある君は、一州一省の高等教授たるを甘んぜず、其重慶府の學堂にあるや、質素勤勉貯蓄を積みて、毎年夏期休學の時を利用して、大清國內の大省たる四川一省内の山川原野都鄙千萬家の中を巡遊し、從つて見聞する所あれば從つて之を記し、蒐めて大成せるもの既に二卷、前卷は此書にして後卷は此書に記して精しからざる物産工藝商業運輸金融通商貿易等の事を詳述せり、余は此卷を閲讀するの士は必らずや後卷をも閲讀して西清の事情に精通せん事を敢てするを疑はず。

神田君序文として一編を草すべきを需む、即ち所思を書して卷頭に題す。

明治二十八年九月

於東京農事雜報社

尊農子十文字信介識

序

例言

一、此書は僅かに三箇年の在住、六箇月の旅行、其見聞する所に基き、先輩の書に照し、取捨綜合せるものに外ならざれば、杜撰繆漏多かるべきは心切かに之れを愧つ、然り自ら信ずる所なきものを世に公にするは其責甚だ深く其罪極めて重し、然れども讀者幸ひに咎むる勿れ、予は入蜀の當初より此書を作らんが爲めに、一日も放心するの時なかりしなり、六箇月の旅行全く是が爲めなり而も淺學非才此書以上の考案を爲す能はざりしを憾むのみ、如かず篋底に藏して蠶魚の餌と爲さんと、偶々稿を來蜀の友人に示す、友人笑て曰く何ぞ其怯なるの甚しきや、讀むと讀まざるとは世人の自由にあらずや、公にすると公にせざるとは素と是れ著者の意中に存せずやと、此言に勵まされて刊に付す此書の價值以て推すべきなり。

一、本書雜に實業の四川省なる題目を冠せんと欲し筆を起せり、而して其總論として記せる所は所謂下手の長文句にして意外の紙數を盡し、之に本論を加へば徒らに冊子を大にして、看覽に不便あるべきを恐れ、實業に關する農商工鑛業及び交通の諸篇は、他日別に一書を成さんとを期し、茲に初稿の一部を割き題目を改めて刊行することとせり。

一、本書は支那帝國の一部なる巴蜀を以て主なる記事と爲せりと雖も、偏僻の記事は努めて之れを避けたり、現下支那經營に志すの士及び支那人教育に従事せんとするの君子多し、此書萬一涓滴の參攷たるを得ば、眞に望外の幸なり。

一、本書の編者に際し内外人の著書旅行記等を參攷したるもの多し、今一々書名を掲ぐるの煩を避け

たるも、其裨益多かりしは特に感謝する所なり、尙ほ友人山本深吉君が材料蒐集に騰駕に幾多の援助を與へられたるを深謝す。

明治三十八年二月二十二日

於蜀山

著者識

西清事情

目次

第一章 緒論	一
大清帝國 面積 境界 地勢 產物 人口	
列國注目の焦點 文運開發と日本人	
空名と便利 吾人と覺悟及便益	
第二章 天然	四
列國の利益線 四川省の位置 英國勢力	
國境 地勢 耕地 氣候 地味 人口	
商業 交通機關	
特殊の地形 高原地 平地部と山岳部	
耕地と非耕地 平坦地 山岳地 植物	
地質 礦物 戰亂後の經營 農蠶地 今後の産業	
第三章 地理	二二
行政上の區分 成都府 重慶府 夔州府	
綏定州 叙州府	
地 理 (一)	二二
保寧府 潼川府 順慶府 龍安府 雅州府	
嘉定府 寧遠府	
地 理 (二)	二六
綿州直隸州 忠州直隸州 酉陽直隸州	
瀘州直隸州 資州直隸州 茂州直隸州	
眉州直隸州 邛州直隸州 石碛直隸州	
太平直隸州 叙永直隸州 松潘直隸州	
雜谷直隸州 懋功直隸州	
地 理 (三)	二〇
第四章 住民	二五
土地の繁榮と住民 往古の交通路 西藏と四川省 漢人の發源地 支那の人種	
四川省の人種 漢人種 滿人種	
住民 (一)	二九
西藏人種 四川省の上古 漢人と西藏人	
西藏侵入の通路 土司の制 西藏人の性情 苗人種 苗人の有無 土耳其人種	
住民 (二)	二九
在任外國人 外人の業務 外人渡來の沿革	
住民 (三)	三三

草 支那の開港 開港前の交通 日本人
と入蜀 佛人の入蜀 通商條約と列國
北京條約以後 宣教師の入蜀 四川人と
外人 日本人の將來

第五章 人情 (一)……………三七

天然と人情 四川人の勤勉心 上流社會
の怠惰 快活の氣象に乏し 衣服の關係
食物の關係 家屋の關係

人情 (二)……………四一

貯蓄心 守舊精神の胚胎 創業思想に乏
し 行政不備より來る現象 時の觀念な
し 個人主義 自營心の發動

人情 (三)……………四五

人種に因る人情の差異 拜物の觀念 祖
先崇拜 殖民心の缺乏 極端なる利用厚
生 慚悞の氣象

人情 (四)……………四八

排外思想 慘忍刻薄の氣風 文化の沈
滯 猜疑心の強烈 着實の氣象に富む
無斷の手段料 剛情の精神

風俗 (六)……………七五

冠婚葬祭 婚禮の風習 女子の賣買 婚
禮式 出産及難産

風俗 (七)……………七九

葬禮の風習 棺槨 葬儀 喪服 墳墓の
選定及墳塋の壯麗

風俗 (八)……………八二

祭祀の風俗 正月の祭禮 立春及上元
二月の祭禮 三月の祭禮 四月の祭禮
五月の祭禮 端陽及城隍會 六月の祭禮
七月の祭禮 七夕及盂蘭盆 八月の祭禮
仲秋 九月の祭禮 十月の祭禮 十一月の
祭禮 十二月の祭禮 贈物に關する奇習

第七章 歴史 (一)……………八八

有史以前 禹王誕生地説 周代 秦蜀を
攻む 蜀巴の滅亡 戰國時代 漢時代
公孫述の割據 文學者の輩出 武帝公孫
述を討伐す 五斗米賊の反

歴史 (二)……………九二

蜀漢建立始末 二國交戰時代 蜀漢の滅

人情 (五)……………五一

無變化無趣味の氣風 習慣拘泥の弊 虛
禮に富む 商人の信用 公共心 早熟
婦人の性情 人情結論

第六章 風俗 (一)……………五六

風俗研究の必要 住屋の構造 城廓 洋
館 商家 室内の裝飾 家屋築造と方位

風俗 (二)……………六一

飲料水の供給所 便所の不潔 入浴と支那
人 燈火 花卉庭園の嗜好 富豪の別墅

風俗 (三)……………六四

衣服の制 日常の衣服 服色の嗜好 寢
臺及び寢具

風俗 (四)……………六七

帽子及靴 頭髮の修飾 支那美人 婦人
の無職業 纏足廢止の美舉 履き物の種
類 雨具類

風俗 (五)……………七一

食物 食事及嗜好 調理 饗宴の場合に
於ける食品 鴉片及煙草の愛喫

歴史 (三)……………九五

魏晉時代 李特の割據 李雄の建國 李
壽の篡奪 大成國の滅亡 晉の統治 離
縱の反 宋齊時代 攻伐と奢侈

歴史 (四)……………九九

梁魏對立時代 平和と殷賑 隋の時代
蜀王秀の奢侈 唐時代 元宋帝の蒙塵
段子璋の反 崔寧の亂 吐蕃の寇 南詔
成都に寇す 僖宗帝の行幸 唐の統治
巧妙 文學の隆盛

歴史 (五)……………一〇三

王建の割據 後唐蜀を平ぐ 孟知祥及董
璋の反 孟知祥の建國 全賊の擯横と師
雄の叛 小波の亂 蜀地の平和 吳
曦の反 紅巾賊の跋扈 南宋の太平と
文學の勃興

歴史 (六)……………一〇七

元代の平和 關明玉珍の割據 明軍巴蜀を

討平す 明代の統治 群盜出沒 明末年の騷亂 張獻忠の慘逆 現朝の討伐

第八章 制度 (一).....一二三

中央政府 軍機處 內閣 總理衙門 通商大臣 六部 都察院 通政司 大理寺 翰林院 五寺 國子監 理藩院 政府要職の組織

制 度 (二).....一二五

地方制度 總督 巡撫 布政使 按察使 鹽茶道 分巡道 府 直隸州 州 縣 直隸廳 土官 巡檢 驛丞 統部一覽表

制 度 (三).....一二三

軍制 將軍府 提督 各鎮總兵官 副將 參將 遊擊 都司 守備 衛千總及把總 各州 縣兵勇

制 度 (四).....一二五

學制 學政 儒學教授 儒學學正 教諭 及訓導 新官衙 洋務局 勘工局 農務局 警察局 官報書局 鐵道局 鑛務局 學務處

制 度 (五).....一二八

支那官吏の資格 賈官公然の秘密 官吏の財源 官吏貪婪の汚毒は人民に及ぶ 金錢萬能主義と支那改革難 官吏の外人恐怖 團匪騷擾の原因 武官の狀態

制 度 (六).....一三三

自治制度 自治の單位 自治團の權限 半官半民の團體 鄉約 積穀 義學 警察事務 人民の反抗と官吏の被免

第九章 教育 (一).....一三七

制度の結果として教育の旺盛 場所より見たる普及 童兒教育 秀才 舉人 進士 翰林 學位と任官 教室及教師

教 育 (二).....一四一

中等教育 教科及教授法 州縣の試験 府の試験 書籍と學校 鄉試 秀才舉人 登第の名譽 科擧の制と社會教育

教 育 (三).....一四五

新教育 突飛なる學校設立 新學勃興の狀況 武備學堂 高等學堂 東文學堂

師範學堂 英佛語學校 教育の混亂 教師缺乏と日本留學生の派遣

教 育 (四).....一四九

教育制度の矛盾 當局者の無責任 支那改革難 招聘外人に對する措置 從前の歐米教習 日本教習の手腕如何

教 育 (五).....一五三

女子教育 古代の女學 女子無學の賞揚 女館の教育 重慶女子師範學堂 歐米人設立の女學校 支那女學の前途遠慮

教 育 (六).....一五七

書籍の教育 新聞雜誌 廣益叢報及啓蒙通俗報 重慶日報及成都日報 新聞雜誌業の前途 宗教的教育

第十章 宗教 (一).....一六〇

宗教心 無信仰と革命 拜物的精神 黄河の養ひたる宗教心 天子の稱 神と人との連絡 現在主義と宗教 倫理上の格言解釋 康熙帝のカソリック教觀

宗 教 (二).....一六五

目次

制 度 (五).....一二八

支那官吏の資格 賈官公然の秘密 官吏の財源 官吏貪婪の汚毒は人民に及ぶ 金錢萬能主義と支那改革難 官吏の外人恐怖 團匪騷擾の原因 武官の狀態

制 度 (六).....一三三

自治制度 自治の單位 自治團の權限 半官半民の團體 鄉約 積穀 義學 警察事務 人民の反抗と官吏の被免

第九章 教育 (一).....一三七

制度の結果として教育の旺盛 場所より見たる普及 童兒教育 秀才 舉人 進士 翰林 學位と任官 教室及教師

教 育 (二).....一四一

中等教育 教科及教授法 州縣の試験 府の試験 書籍と學校 鄉試 秀才舉人 登第の名譽 科擧の制と社會教育

教 育 (三).....一四五

新教育 突飛なる學校設立 新學勃興の狀況 武備學堂 高等學堂 東文學堂

單純なる宗教 儒教の勢力 形式を尊ぶの國 革命起り難くして起り易し 歴史の馴致したる氣風 迷信と宗教 單純なる迷信 真正なる布教の困難

宗 教 (三).....一六九

大教 崇拜せらるゝ神社佛閣 迷信と醫藥 天怪談 迷信の社會と秩序の紊亂 易占 陰陽曆術

宗 教 (四).....一七三

支那の國教 讀書人と儒教 儒教の教義 儒教と政治 儒教の禮拜は儀式的なり 各戸の禮拜壇 儒教と美術 宗教と休日

宗 教 (五).....一七七

佛教 佛教の位置及感化 今日の寺院 寺院の結構 西藏佛教との關係 道教 儒教と道教 道士の職掌 下層社會の宗派 回教 巫教 河南教 奉天教

宗 教 (六).....一八二

天主教 宣教師 教民となるの利益 教民の救世主 布教と實利 暴動の原因

目次

耶蘇正教 宗教學校の内容 教化と勢力の消長

第十一章 結 論

.....一八六

列國垂涎の四川省 英人の烟眼寶庫の關鍵を握れり 英の西藏領有は我邦の利益にあらす 英國の政策一變 西藏占領の裏面 支那經營と世論 支那に於ける邦人の便益 邦人の技術手腕

西清事情 目次終

西清事情

神田正雄 著

第一章 緒論

大清帝國 面積 境界 地勢 産物 人口 列國注目の焦點 文運開發と日本人 空名と實利 吾人の覺悟及便益

試に東亞の地圖を披きて一瞥せよ、當初吾人の注意を惹くものは其境域尨大なる大清帝國支那四百餘州に非ずや、其面積を問へば實に四百二十七萬七千一百七十平方哩にして殆んど亞細亞の三分の一を占め、我國に約二十五倍し、北緯十八度十三分より五十六度四十分に至り、東經七十一度五十一分より百三十三度五十二分に終れる世界稀有の大國なり、北は烏蘇里黑龍の二大江及び亞爾泰山脈を以て露領西比利亞に接し、東は支那海に臨み鴨綠江を以て朝鮮に界す、南は喜馬拉亞山脈を以て英領印度佛領印度支那緬甸暹羅等に連り、西は天山葱嶺を以て土耳其斯坦阿富汗斯坦に接す、境內を貫流する揚子江は亞州第一の大河にして其長さ三千哩に及び、北には黄河の横流するあり、南には西江の奔馳するあり、其他大小江河全國を縦横し舟楫の便甚だ多し、北部及び西部は山脈疊重するも、所謂支那本部にありては揚子江流域を中央として一望限りなきの平野を成し、加ふるに氣候溫和にして地味肥沃耕土速く連日地平原より出で、地平線に没するの偉觀眞に此土にあらざれば認むべからず。其物産亦た饒多にして枚舉に暇あらず、穀菽、絹絲、茶、砂糖、獸皮、獸角、綿布、蠶、細工等は其輸

出品の重なるものなり、此天與の良土其住民の多き固より其所にして、本部支那のみを以てするも四億七百二十五萬を算す豈大ならずや。

此等廣大なる領域と豊沃なる土地と多數の民衆とを有する大邦國も、政府は統治の易きを希ふの外一の設爲なく、民は知らしむべからず操らしむべしとの政治を金科玉條と思倣し、民智の開進は其國平和を擾亂するの泉源となし、蒼生を導て文明の化に浴するの道を杜塞するに努め、住民は頑迷固陋、強に屈し弱に驕るの風其俗をなし、自尊自大容易に他と融和せず、是を以て歐米と交通するに及びても其風俗言語宗教制度等の相異は隔然鴻溝を成し、互に相接近すること難く、歐米人も單に皮相の外觀に魅せられ、支那を目して眞に恐るべき邦國となせり、特に斯民概して一種の經濟思想に富み、目前自己の利害に關しては朋黨互に團結して他を擠排するの妙を得、爲めに歐米の商機に敏なるものをして尙ほ施すべきの術なきに嘆聲を漏らさしめたり、况んや我國商人をや、吾が對清貿易の微々として振はざりしもの故なきにあらざるなり。

然るに偶々日清戰役ありて、此老大帝國の無能を世界に曝露してより、歐米列強の支那に對する政策を一變せしめ、彼等をして積弱の政府を擁して自己の利益を擴張するの計を爲さしめ、列國の籌策は爾後若々成功の途に就きたり、然りと雖も、未だ以て支那常路者をして根柢より其自大主義を棄却せしむるに至らず、俄然排外主義の團體をして釐穀の下に猖獗を極めしむるに至れり、北清の役爲めに起り、聯合軍の進撃に敗北し帝京は各國軍の占領に歸し、清帝は遠く鳳凰を西安に移すに至れり。爰に於てか積年の迷夢漸く醒め、徒に國內を封鎖し民智の開発を阻碍するは百年の長計にあらざるを悟り、盛に文教の開発を呼號し學徒を海外に送り、學舎を全國各地に設け幾他外人を招聘し、子弟教

育に汲々し日も尙ほ足らざるの觀あるに至れり、今や政府萬能主義の支那帝國は國中靡然として新學勃興の機熟し、内外人の親和極めて厚きを見る、されば今日支那に渡往するの人、誰か支那人を目して憚悍固陋排外思想に富むの人種と言ふや、否寧ろ柔順温雅なる社交的人種なるに一驚を喫せん、支那全土國情の交轉數年にして此の如し、若し待つに十年を以てせば、其面目を一新するものあるは期して待つべきなり。

而して此等支那文教開發の衝に當り既往に於て専ら力を致したるもの、特に將來に於て力を致さざるべからざるものは問はずして吾が日東帝國なり然り支那は吾と同文同種又た同じく東亞に介在し古來より密接の關係を有する隣邦にあらざるや、之れを教導扶掖する素と是れ當然の責務のみ、然りと雖も滔たる現今世界列國の狀態を觀るに、外面平和を裝ふの裡に砲を磨き劍を研ぐを常とす、要するに社會生存競争は日一日激烈を加へ、自己の利益を擁護せんが爲めには忌むべき修羅場の出顯も亦た辭せざるの現況をなせり。

夫れ生存競争の勝利等は直に其國其人の成功を意味し、人も仰ぎ自らも得意と爲すに足れり、此の如き場合に於て徒らに仁義を標榜して經濟的施設に顧るなくんば、實利は空しく歐米人の吸收する所となるに終らんのみ戒めざるべからず、故を以て吾人は一方に支那文運の開発に力を盡すと同時に、實業的經營に専心し既に吾人同胞に依つて訓育せられたる支那民衆と共に協心戮力其企劃に努めば、蓋し吾人に近似するの思想を有する人種間に各種の便益の存すべきは智者を待つて後知るべきにあらざるや、一舉手一投足の勞を以て歐米人が積年の勞苦に優るの畫策を敢てし得べきなり、况んや内地の製品を販賣する際に當つても距離の遠近歐米商人と日を同ふして語るべからざるに於てをや。

嗚呼吾人は幸か不幸か、世界列強の逐鹿場を一帯帶水の鄰邦に有す、同文同種の誼より推せば素と是れ一掬の涙なきを得ざるも、新進帝國民の平和的戰場に手腕を試むる點に於ては、蓋し無比の好場所なるを信ず、たゞ由來粗漫の頭腦を有する邦人、功を擧ぐるに急にして百年の長計を遺却す、豈に戒め且つ畏れざるべけんや、若し最後の勝利を期せんと欲せば是に對するの慎重の調査と精緻の研究とを忽せにすべからず、今や邦人は支那本部十八省の要地到る所に在留せざるなきのみならず、遠く朔北蒙古の地に至るまで支那公私の雇聘を受けて種々なる方面に活動しつゝあり。

是を以て吾人は今や此の半鎖的秘密國の實情を知る掌を翻するより容易なり、敵を知り己を知るものは百戰百勝すとは嘗に劍戟相交はるの兵戰に於て至言なるのみならず社會の事皆然らざるはなし、此時に於て總ての方面に涉り研究を爲すは在清者の正に勉むべき所なるを信ず、若し斯の如くして吾人同胞の禹域に活動するの梯航を得ば、能に應じ才に従ひ各自事業を經營する難事にあらず、逐鹿場裏の月桂冠同胞の頭上に懸る蓋し空望に非らざる也。

第二章 天 然 (一)

列國の利益線 四川省の位置 英國勢力圏 境界 地勢 耕地 氣候 地味 人口 商業 交通機關

列國利益線なるものを老大帝國の境内に劃せんとし、各々其豊區沃壤を討ね、進んで地下包藏の多少を尋究するに日も尙ほ足らず、或者は支那現勢地圖を畫きて各國の勢力範圍に擬し、甚しきは彼は良壤富區を領し我は及ばず宜しく何處を我が區域に編入すべしと論ずるものあるに至る吾人は其論議の大膽に驚くと同時に警戒の忽せにす可らざるを思ふなり、今や此等の討論は他の政策に影響するを以

て公然口にするものなきも而かも互に其形勢を觀望するに外ならず、由來虎狼飽なき列強の眼中支那帝國なきなり、况んや支那政府をや、今日支那帝國の存在を見るは一に列國の權力平均の賜に外ならざるなり、支那當路者亦列國の關係を利用して自己の存立一日の長きを希ふのみ、國勢の伸張弊政の改革の如き彼等の腦中恐らくは皆無なるべし、見よ露國が遼遼の主張者として旅順の租借を爲せば英國之と均衡を保たんが爲めに威海衛を占領す、而かも大清政府は如何とも爲す能はざるなり、本書記する所の四川省は揚子江流域の最上流に位し世に所謂揚子江沿岸を以て英國の勢力範圍とすれば正に其内に加せらるゝ所なり、現に英人リットル氏の著書 *Through the Yangtze Gorges* の表紙には英國の範圍として載圖せられ書中亦た其勢力圏に關して賑々の辯を費しつゝあり、然り果して英國の勢力圏なるや否やは知る所にあらざるも、從來英人が調査せる所を聞き現に企劃を怠らざる狀を見て轉た寒心に堪へざるものあり、四川の地たる古の蜀地にして東は湖北湖南の兩省に接し、南は雲南貴州の二省に界し北は陝西甘肅及び青海地方に連り、西は西藏に接し北緯二十六度六分より三十四度十五分に至り東經九十八度十分より百十度十二分に至り、北に巴山脈岷山脈の高嶺を繞らし、西南境界横斷山脈雲嶺山脈連互し、山峯疊障其他境内幾多大小山脈縱横に連り、川流は揚子江を中心として金沙江鴨綠江嘉陵江の四大河の横流するものあり、小川支流至る所に存するも成都の大平原を除くの外坦々たる耕地少なく、二十一萬八千四百八十方哩を有する大面積は小山起伏の地形を以て埋めらるゝ、たゞ驚くべきは此廣大の土地悉く開墾せられ既に之に棲息するの民は六千八百七十二萬を超過せり。

支那本部十八省中湖北、湖南、河南、安徽、貴州を中央支那と爲し、北にある陝西山西直隸三省を北部支那と稱し、東海に瀕せる山東江蘇浙江福建廣東の五省を東部支那と呼び、南に位する雲南廣西を南部

支那と名くべくんば、四川省は甘肅と共に西部支那を以て目するを得べし、東部支那及び直隸の六省に瀕するものあるの外他の十二省は全く海洋に接せず、殊に深く大陸の中央に位する四川省純粹の大陸的なるは言を俟たざるなり、たゞ其氣候に至つては北部支那及び中央支那の如く冬寒夏熱共に極度に達する如き事なく、一月の嚴寒と雖も華氏寒暖計四十一度を下ること稀にして、七月の酷暑と雖も百度を超える事少なく、殊に晝夜の溫度に激變なく、冬春の候は曇天多きも降雨少く、夏秋の候晴天多く時に霖雨連日に亘る事あり、濕度は山川の配列により多少相違を免れざるも概して適度にして獨り江河に沿ふの地冬月より初夏に涉り濃霧濛々たるを見るのみ、山間の水邊を距る遠き地にありては此の現象を見る尤も少し、今予が二年間觀測せる溫度並に濕度表を左に掲げて參考に供せん

月	平均溫度		平均晴	雨	最高溫度		最低溫度	
	室内	室外			室内	室外		
一月	四八	五〇	八〇	九	一八	三	五四	六九
二月	五七	五二	七八	四	二四	〇	六〇	六五
三月	五九	五八	七八	三	二六	〇	六七	七八
四月	六三	六五	七四	三	二二	〇	七九	八七
五月	七七	七九	七三	一	一五	〇	九二	一〇〇
六月	七九	八二	八二	一	一九	〇	九一	一〇〇
七月	八三	八六	八六	一	一八	〇	九七	一〇七
八月	八四	八四	八四	一	一七	〇	一〇〇	一〇八
九月	七七	七七	八一	一	一四	〇	九四	一〇八
十月	六九	六九	八一	一	一二	〇	八〇	九六
十一月	六一	六六	八〇	一	一〇	〇	七二	八九
十二月	五二	五七	八一	〇	一九	〇	六六	七九

備考

右觀測は毎日午前六時午後二時及び十時の三回に爲したるものにして晴雨は其際の晴雨を平均したるものなり雨天甚だ少なきの感あるも此地方降雨多く夜半にして朝に至つて止むこと多し故に右の結果を見るに至れるなり

右表は固より一箇所の觀測に過ぎず之を以て全省を判すべきにあらざるも、四川省の地形各地大同小異なるの點より推せば強ち一斑を以て全豹を判するもののみ爲すべからず。

四川省の氣候夫れ斯くの如く加ふるに地味の豐沃を以てす是れ如何なる山嶺と雖も植えて稔らざるなり、耕して得ざるなき所以にして、古來より蜀の土の膏腴を稱して措かざるも蓋し故なきにあらざる之を四周の各省に比して多大の差異あるを見る

省	面積	人口	一平方哩平均人口
四川	二二八四八〇	六八七二四、八九〇	三二四
甘肅	一二五四五〇	一〇三八五、三七六	八二
陝西	七五二七〇	八四五〇、一八二	一一一
湖北	七二四一〇	三五二八〇、六八五	四九二
湖南	八三三八〇	三二二六九、六七三	二六六
貴州	六七一六〇	七六五〇、二八八	一一四
雲南	一四六六八〇	一三三二四、五七四	八四

備考 右計數は支那政府の最近調査に依る

此表を一瞥せば中央支那の要部を占め揚子江の沿岸に位し、一望千里の大平原を有する湖北の一省を

除くの外一として四川省の稠密に及ぶものなく、世界有名の人口稠密と稱せらるゝ我國も亦全國の平均を以てしては及ばざること遠し、然り吾人は省内各地を旅行し、如何なる山間僻地に至るも人家を認めざるなく、雞犬の聲を聞かざるなきに驚けり、既に人口の蕃殖此の如しとすれば四川省は吾人が殖民政策を満足せしむるを得ざるは其の所なり、然らば吾國に取りて全く調査研究の價値なきかと言ふに此人口の多衆こそ吾人が殖民以外の方面に於て同胞の大活動大飛躍を試むるの天地と稱するを得べし、眞に民衆の富他省に冠たりと稱せられ、地下の包藏亦た夥しと呼べる、此四川省歐人の鋭眼既に其消息を解し着々經營の方面に歩を進めんとするも故なきにあらず、吾人豈に惟り傍觀座視彼の跋扈に委すべけんや、四川省今日の状況は交通機關尙は不備にして漢中を経て成都に至る古蜀の棧道は今日多少昔日の觀を改めたるも未だ以て十分の交通路と爲すに足らず又雲南貴州の方面より來るには海拔二千五百米以上の峻嶺を越えざる可らず共に其往來の阻碍を爲す唯宜昌より楊子江に據りて有名なる急湍三峽の險を通じて重慶に着するの一路あるのみ、此行路の不便は貿易上大の障礙を爲すと雖も文明の今日此等の妨害の除却は反掌の易きが如し、現に鐵道敷設の計は企劃を了せると云ふにあらずや、嗚呼天然の恩惠豊かなる此四川省吾人の競争經營場と化す眞に遠きに非らざる可し。

天 然 (三)

特殊の地形 高原地 平地部 山岳部 耕地と非耕地 平坦地 山岳地 植物 地質 礦物 戦亂後の經營 農業
地 今後の産業

廣袤我國より大なる四川省の地勢上一大特色とする所は全省内の水流悉く南部を横斷する楊子江を中心として恰も毛細血管の大動脈に連着するが如く南北より此大江に集合する事是なり、隨て省の境界

を爲して高山脈の圍繞するも推知するに難からず、殊に西北部峻嶺峙ち中央より南部僅に平地を爲すに過ぎざるは地圖を一瞥せば直に首肯するを得べし、而も其平地は所謂高原の性質を帯べる平坦地なるは河口より重慶に溯る一千四百哩間一千米以上の勾配を有すと言ふに徴するも下流の平地と同一性質のものを見るべからざるは多辯を要せざるなり。

以上の如く全省を山岳部平地部に分つ時は、前者は全省地積五分の四を占むべく、後者は僅に五分の一を領すべし、然れども茲に注意せざるべからざるは山岳地と稱するも我國の山岳の如く傾斜の甚だしきもの少く、加ふるに地質と氣候とは此等山岳地と雖も綽々として耕地に利用するを得べし、雪嶺山脈以西の高原地は東南部の山岳地と日を同うして論すべからざるも、尙ほ山岳地にして十分の耕作を爲し得るは現に目撃する所なり。

夫れ水路四川に入るの人多くは上海より宜昌に至るの間兩岸限りなきの平野を眼にし、突如として巴山の綿々たるに驚き、殊に峽江に入り天を摩するの巒峯疊々として兩側に峙つを認め、直ちに四川省を目して山地となし、或は四週日江岸の襟岸に眼界を劃せられ、漸く重慶に舟を棄て陸路成都に向へば、蟻垤の如き丘岡起伏するものもあるも、高山は遠く眼界を爲すに過ぎず、進んで分水嶺を超えて成都平原に出づれば、平々坦々再び宜昌以下の平地に接するの思あり、爲めに四川を目して一大平野と爲す皆其當を得たるものにあらざるなり。

若し夫れ眞の平地を擧ぐれば沱江沿岸の平地成都平原を第一とし、次に沱江沿岸の平地、嘉陵江沿岸の平地等に過ぎず、吾人の最も注目を要すべきもの亦た是等平地を中心として江河に瀕せるの地に外ならず、四川省の養蠶地茲に集まり米産地茲にあり、其他多くの産物茲に生産を見る隨つて人口も此

平地に集合せらるゝを以て此地方を通過するもの皆人口の饒多なるに驚き、果して生活を維持し得るやを疑ふに至る、恐くは此地方に於ては一平方哩の人口七百名以上に及ぶべし、若し夫れ人煙稀薄の地方を擧ぐれば、大雪山脈以西素龍山脈雪嶺山脈の連亘する部分、及び岷山脈の蜿蜒たる北部一帯となす、此の如く地勢に異同ありと雖も通じて變化乏しきは一特色と見るべし、其廣袤に於ては我國に優るものあるも海洋の關係を受けざると、緯度の短小とは相俟つて其變態を多からしめず是を以て古來四川省は分領の史蹟を見ず秦の蜀を陥るゝや巴も共に其厄を被り、蜀漢帝號を稱するや四川省は擧げて其命を聞く、其後唐宋元明を経て現代清朝に至るまで悉く一行政區として統治せられたるもの蓋し地形の然らしむる所にあらざるなきを得んや。

植物生育の状態にありても亦東西南北大差なく、たゞ古史を緝き蜀山兀として阿房出づの條に稽へ全省、翁鬱たる森林を見るべきの想像を爲すは大なる誤謬なり、平地部に屬する小丘岡は大半開墾せられて樹本を見る少く、田畦圃畔に多少檜樹、柳楊、檜、櫟の屬を認むるのみ、少しく高峯と目すべきものには松樹の繁茂最も多く樟楠檜櫟の類亦た認めらる尤も大木を以て目すべきは殆んどなきと云ふも可なり、單だ平地には榕樹の稍大なるものあり、又竹林は山上水邊所在に存するも我國に多く生ずる孟宗真竹の類少く其中八九は我國にて嘗て目撃せしことなき俗稱慈竹なるものなり、此等植物に關しては特に一言せざるべからざるは斯く森林少く偉喬木なきもの地味礫礫の故にあらすして全く需用の多大にして生育を俟つ能はざるに起因するものなり。

地質は平地部中の平地なる成都平野の大部及び岷江嘉陵江平原の大部は沖積層に屬し其他の平地部即ち小丘岡を存する部分にありては、デョラ系に屬する母岩の崩壊によりて生せるもの大多數を占め、

山嶺は石灰岩最も多く砂岩板岩亦た認むべし、而して此等地層の下に包蔵せらるゝ鑛石に至りては、石炭は全省到る所より産出すと云ふも不可なく、其他鐵鑛所在に發掘せられ、食鹽石油等の有用鑛物亦た地中より採取せらる。

以上天然の恩恵により四川省今日の繁榮と富裕とを來せるは、何人も疑はざる所なるも明朝の末期に當り寇亂相繼ぎ、全省其渦中に投せられ、住民四散し住屋は破壊し、耕土は荒廢し、慘狀言語に絶するものあり、此の兵燹の後を受けて現時の寶庫を形成するに至るまでは、清朝歷代種々なる恩典を設けて經營に努め、他省の民を移し而も歸心矢の如きものを土着せしむるに至るまで、實に一大殖民政策として而も其成功に敬服するものなり、由來四川省は地形上よりして孤立經濟を立てざるべからざる位地にあり、否實際に於て從來獨立の經濟を維持し來れるの形迹あり、又事實に於て孤立經濟を立てるに苦まざる要素を具備する良土なり、夫れ農蠶業は四川省に於ける産業の首位を占め、而も天然は比較的勞少なくて收穫豊裕なるを得、牧畜亦た容易にして食鹽の供給缺くことなく、衣食住に足る生齒日に多き自然の勢と言ふべし、清朝三百年既に殖民地の資格なく今や天然と此等民衆とを利用して農業以外の産業を此地に開かざるべからざるの運命を現出せり、惟り運命のみならず是れ目下四川省經營上動かすべからざる定論と謂つべし、而して此任に當るもの必ずしも四川人と言ふべからず、支那人と斷すべからず、吾人の利益と國民の任務とを思へば故國を距る二千里豈隣家を訪ふと異ならんや。

第三章 地理 (一)

行政上の区分 成都府 重慶府 夔州府 綏定府 叙州府

前章に於て四川省の天然の恩恵如何を畧論したるを以て、次に其細目に入り多少地理上の觀察を試みざるべからず、若し夫れ四川省を地理的區劃及び行政上の必要よりして區分する時は成綿、川東、川南、川北、松茂、建昌の六道と爲す、然れども普通用ゐらるゝは、却て其以下の小區劃の名稱となす、十二府即ち成都、重慶、夔州、綏定、叙州、保寧、潼川、順慶、龍安、雅州、嘉定、寧遠、八直隸州即ち綿州、忠州、酉陽、瀘州、資州、茂州、邛州、邛州及び六直隸廳即ち石碛、叙永、松潘、雜谷懋功、打銅、鍾山なり今左に此等の地理的位置狀況を畧述すべし。

成都府 省城の所在地にして、殆んど四川省の中央に位し東は潼川府に界し、南は資州及び眉州に接し、西は邛州に連り、北に綿茂の二州を要す、廣袤東西三百四十清里南北二百七十五清里あり、所謂成都平原に在るを以て河江縱横に貫通し、頗る舟楫の便あり、沱江は府北の小流を合せて南資州に下る岷江は中部の諸流を合して眉州の界に至り西部の諸河と合し眉州に入る。

府城成都は北京を距る西南五千七百十清里にして、府管内の中央に在り、山岳の要鎮を爲すものなきも、外江東を繞り内江を西に控え天然の溝渠を爲す、人口三十五萬餘、全省を管轄する總督部堂以下諸官衙あるを以て繁盛省内に冠たり、殊に蜀漢帝都を奠りたるの地、名所舊蹟多く史上の趣味津津たるものあり。

府属の州縣城は北部西部に多く東部及南部に少なし、是れ地勢の然らしむる所にして、西北部は江河

を以て滿さるゝに反し西南部は山岳起伏するものあり、然れども概して平坦地に富み昔より一粟千里の讚辭を受くるの所、省内の産業地にして農桑の業盛かんなる工織の業亦た見るべきもの少なからず人口の稠密省内其比を見ず。

重慶府 四川省唯一の開港場たる重慶の所在地にして、省の西南部に位し東は石柱廳及び酉陽州に接し、南は貴州省に界し西は瀘州及び資州管と連り、北に潼川順慶二府及び忠州を控へ、東西相距る五百六十清里、南北相距る五百九十五清里あり楊子江の本流は瀘州より來り中央を貫流して忠州に流下す南北より大江に朝する支流枚舉に暇あらず、其重なるものは北順慶より來る嘉陵江、南貴州より會する綦江河烏江の三流と爲す、江河四通するも成都府の如く平坦地少なく、山脈亦た縱横に連互し平原の認むべきものなし

府城重慶は巴縣に屬し、省城成都を距る東南一千二百清里にして、全府の中央に位し、東及南は楊子江の大河を控え、北に嘉陵江の繞るあり、背面は浮圖關の要隘を負ふ、眞に天與の城砦たり、されば周代に蜀と對立せる巴國の居城たり、其後秦巴那を置き唐に至りて渝州と改め、宋は重慶府と稱し今日に至るまで巴蜀の重鎮たり、川東道々要衝門以下府縣の官衙あり、殊に千八百九十年に特別開港場と爲り、更に九十五年我國との條約を以て全く開港せしめられ現に日英佛の領事館あり。

府城は三面江に臨み背面山を負ふを以て、市街擴張の餘地なく、人家稠密加ふるに商賈輻輳の衝に當るを以て熱鬧を極め、常に人肩相摩するの状況なり、人口三十萬餘あり。

府属の州縣は二州十一縣一廳にして、府城の巴縣及び嘉陵江の對岸に江北廳あるの外東西南北に散在す、府管内地勢凹凸甚だしきものあるも、省内の要部にあるを以て人口多き自然の數にして、如何な

る山間に於ても雞犬の聲を聞かざるなく、丘岡の上尙は田園多き筈に堪へたり。
夔州府 楊子江を溯つて巴蜀の地を蹈むもの劈頭に會するは此府なり、即ち省の最東部に位し東は湖北省に界し、南は湖北省並に石碇直隸廳に接し、西は太平直隸廳、綏定府、忠州の三地を擁し、北は湖北陝西の二省と接壤す、府は東西四百三十清里南北五百四十清里あり、楊子江は忠州の地を経て來り南部を横流して湖北に出づ、山岳は境内に嶺々として大江の水を狭め、所謂天下の至險なる峽江なるものは此府管内より湖北に渉る間にあり、地勢既に斯の如く四境に大山脈を繞らすを以て楊子江を除き川流の大なるものなし。

府城夔州は奉節縣に屬し、省城成都を距る東一千七百四十清里、全府の東南部に在り、前面楊子江に臨み背面山を負ひ自然の城池たり、殊に湖北より來る唯一の要路に該るを以て、古昔より巴蜀に事ある必ず兵戈を受く、從て古戰場舊跡等四周に散在するもの極めて多し人口十五萬あり。

府屬の州縣は六にして其縣城は大寧北方にあり、開縣西部に占居するの外悉く大江の北岸にあり、府の地勢上述の如くなるを以て大江附近を除きては人口成都重慶等に比較すべからず。

綏定府 夔州府の西に在り、全省より見れば東部に位し、東は夔州府に接し南は忠州並に順慶府に界し西は順慶府を以て圍み北に保寧府を控ゆ、東西相距る四百三十清里南北八百二十清里あり、地大江に臨まず嘉陵江の支流渠河の城内を縦斷するものあるのみ、巴水是保寧より來つて渠河に合し南流して順慶に入る、山岳夔州府の如く多からざるも、河流の沿岸を除くの外平地少なく地勢凹凸あるを免かれず。

府城綏定は府管の稍や中央にあり、達縣に屬す、省城を距る東一千二百清里にして、東南二面渠河の

環流するものあり、萬縣より陸路成都に至るの要路にあるも地僻し、大江沿岸の大縣の繁盛に及ばざること遠し、夔縣五にして中央以南に多く東北部山岳地に少なし、地理上の位置宜しからざるを以て人口他府に比して多からず

叙州府 省の南部を占め東は瀘州及び叙永廳に接し、南は雲南省に界し西に永寧府を控え、北は嘉定府及び資州に連る、東西相距る四百四十清里、南北は三百八十清里あり、境内の中央に揚子江の貫流するあり、加ふるに泯江沱江各北より來り其他小流域内を縦横し、地圖を一見せば頗る平地に富む如く想像せらるゝも、西北に峨嵋山脈の連亘するあり、南部亦た蜿蜒たる山脈疊重し丘岡多きを以て、地勢江岸の一部を除くの外平坦ならず。

府城叙州は宜賓縣に屬し、省城を距る東南八百八十清里にして府管の東部に位し、金沙江（即ち揚子江の本流）と泯江との交叉點にあり、三面水に臨み一面山と接し地形頗る重慶に類す、省都より水路重慶に下るの中央にあるを以て前途頗る有望の地たり、將來の開港場を以て目せらるるもの蓋し故なきにあらざるなり。

府屬の縣十一廳二あり城池東部及び北部に多く、西部及び南部には馬邊雷波の二廳あるのみにして地形の高峻道路の崎嶇察するに難からず、然れども江河に瀕するの地人口多きを以て、一府を平均せば決して寂寥の地にあらざるなり、蠻人は其西部南部の山間に住居し、土司政治は此府管下にも多く行はる。

地理 (三)

保寧府 瀘州府 順慶府 龍安府 雅州府 嘉定府 寧遠府

保寧府 省の北東部に在り東は太平廳及び綏定府に界し、南は順慶府に接し西は綿州に隣し、北陝西省漢中府に連る、境域東西七百十清里、南北六百清里あり、境内の西部に嘉陵江の陝西より來り甘肅より入れる白水江と合して南順慶府に流下するものあり、東に巴水の南するあり、北部一帯は層巒疊嶂所謂蜀地北門の鎖鑰を爲すもの、有名なる棧道千里蜀漢に通ずるの要衝たり、東部も亦た群峯屹立巴水僅かに其間を濼洄するに過ぎず、平地甚だ少なく山岳傾斜の地を耕して生活の資と爲す、昔より養蠶地を以て有名なるのみならず、舊跡多きを以て顯はる。

府城保寧は閬中縣に屬し、省城を距る東北六百二十清里にして府の西南部に位し、二面は嘉陵江に臨み北に蟠龍山を負ひ巴蜀の重鎮たり、兩漢の時巴西郡を置き唐閬州と改め元に至り今名保寧府を稱するに至れり。

府城瀘州二縣七あり、而して嘉陵江の流域即ち西部にあるもの一州五縣巴江の水濱にあるもの一州二縣と爲す、以て人口も亦た西部に多くして、東部に少なきを想像するを得べし

瀘州府 省内中央部にあり、東は順慶府に接し南は重慶府及び資州と界し、西は成都府に連り北に綿州及び保寧府を控ゆ、其廣袤東西三百八十清里にして南北に相距る五百七十清里なり、地勢北部及び西部高峻にして中部は稍や平坦なり、涪江は北綿州より來り府の中央を貫流して南重慶に入り、合州に於て嘉陵江に注ぐ、涪江舟楫の便なきにあらざるも水勢急にして舟行に便ならず。

府城涪川は三臺縣に屬し、省城を距る東北三百二十清里にして全府管より云は、北地に偏在し、一面涪江に臨み一面羅江河を繞らし、昔時は確かに此地の要害たりしも今日は見るに足るものなし、兩漢時代廣漢郡に屬し唐は梓潼郡を置き宋に至りて今名に改む。

府に屬するの縣八にして、樂至の一縣を除くの外悉く涪江の沿岸にあり、人口は至る所に蔓莖するも、涪江流域を距る遠き地は少なし

順慶府 重慶府の北に在り、東は綏定府及忠州に界し南は重慶府に接し、西は潼川府に連り北は保寧府を以て包む、其廣袤東西二百九十清里、南北二百三十清里省内に於ける小府なり、府城を貫流する江河二あり、北保寧府より來り南重慶府に下るもの嘉陵江にして、東綏定府より入り南重慶府に流下するを渠河と爲す、山岳府境に聳々たるものあるも、兩江の沿岸沖積の沃地乏しからず、昔より農桑の地と稱せられ殊に絹絲の産出を以て名あり。

府城順慶は南充縣に屬し、省城を距る東北六百二十清里、全府の稍や中央西部にあり東部に嘉陵江の滾々たるあり西部より南部を廻り蠻子河の洋々たるあり、一面の平坦地にして時に水害を被るあるも肥沃の良土たるを失はず、城内大厦高樓の認むるなきも、古昔よりの要津舊跡少なからず、兩漢時代に巴郡と稱し、宋に至つて順慶府と改む、府屬の州縣には二州六縣あり、四方に散在して城壁を構ふ人口は比較的稠密と稱して可なり、山間至る所開墾せられたるは驚くの外なし。

龍安府 省の北部に在り、東は保寧府及綿州に接し南は綿州に界し、西茂州及び松潘廳に連り北は甘肅省と接壤す、其廣袤を云は、東西相距る五百十清里、南北は八百清里あり、境内涪江曲折貫流するものあるも四塞峭壁の如き山岳相重なり、殊に北境の峻嶺屏風を環らす如く積雪摩天嶺を込み、

峒仙女の諸山に連なる地勢一般に高峻にして地味亦た中央諸府の如く優良ならず。

府城龍安は平武縣に屬し、省城を距る北方六百五十清里にして全府の中央より稍北にあり、涪江に臨むも上流にして未だ要害を爲すに足らず、たゞ背面を扼すの山峯巍峩として西羌に對するの城池と謂ふべし、兩漢の時代には廣漢郡に屬し、明に至り今名に改めたり、府屬の縣僅かに四、廣袤の大と相對して其未開の状況ふべし、殊に其縣城多く南部に集合するを以て、北部及び西部一帯の地の状況察するに足るべし。

雅州府 省の西部一帯の地を占むる大府なり、其境界東は邛州直隸州及び嘉定府に接し南は寧遠府及雲南省に連り、西は打箭鏢屬の土司境を隔て、遠く西藏と相界し、北は懋功及び松藩二直隸廳に接壤す、其廣袤東西相距る二千三百三十五清里、南北二千三百八十五清里あり、域内金沙江鴨欄江大渡河の貫流するものあるも、層巒峻嶺至る所に脈を爲し地勢高峻を極め、人煙從て稀少にして山峯の四時雪を頂くもの此地方に於て少なからず

府城雅州は雅安縣に屬し、省城を距る西南三百四十清里の所に在り、全府管より云は、極東に位し青衣江の上流に在り、古來より西蜀の襟帶南詔の咽喉を以て居り、四川より西藏に通ずる要道にあるを以て多少見るべきものなきにあらざるも、之を中央の諸府城に比すれば云ふに足らず。

府に屬するもの一州五縣一廳にして、打箭鏢廳を除くの外悉く東部に集合し、打箭鏢も全府より見る時は東部に偏し、其以西は悉く蠻人雜居の地にして、名は四川省と稱するも其實西藏境域と見るも不可なし。

嘉定府 成都府の南叙州府の北にあり、省内最も良位置にあり、其境界を詳説せば東は資州に界し、

南は叙州府を以て圍み、西は寧遠雅州二府に連なり北は眉州に接す、廣袤東西六百餘清里、南北二百九十清里あり地勢は岷江北より來り青衣江西北より入り西雅州より來る大渡河(陽江)と合し、次で岷江に注ぎ三江の合流南下して叙州府に入る、府内江河縱横すと稱するも謬言にあらざる、然れども亦山岳無しと云ふ可らず、有名なる峩嵒山は此府の峩眉縣に在り、其他西蠻地に接する所巒峯峭立するもの少なからず、唯だ江河に瀕するの地冲積平地を成し、省内に於て産物に富むの地として指目せらるゝもの此府なり、殊に養蠶地として古來其名を擅まにしたるのみならず、今日尙は蠶桑の地として其名高し。府城嘉定は樂山縣に屬し省城を距る正南三百九十清里、岷江と陽江との交會點にあり、三面水を繞らし北は山を負ひ頗る要害の地たり、古より早く開け今日尙は中部四川省の重鎮たるを失はず、兩漢時代にありては犍爲郡に屬し梁は青州と稱し、隋は岷山郡と爲し、宋に至つて嘉定府と名く。

府屬には七縣一廳あり江河の沿岸に城壁を築く、人口は峩嵒山以西の山岳地を除くの外頗る多く、省中最も稠密なる地方として數ふるを得べし。

寧遠府 省内の極西南部を占むる一帯の地方にして、東は嘉定叙州の二府及び雲南省に接し、南は全く雲南を以て包み西は雲南及び土司部落と界し、北は土司及び雅州府と接壤す、其廣袤東西八百四十清里、南北一千二百九十清里を有する大府にして、其境域内鴨欄江の北蠻地より來るものあり、府内に發源する安寧河は中部を流下して鴨欄江に合し、共に南下して雲南の界に至り金沙江に合す、金沙江は所謂楊子江の上流にして諸河を合せ府と雲南省との境界を環流し北流して叙州府に至り、全く四川省の地に入り東向して流る、境内亦た山岳に富み安寧河兩岸に膏腴なる平地を見るのみ、古來南詔來襲の路に當り山間には今日尙は蠻人の居を占むる多く、十分なる探見は遂げられざる地方と云ふべし、

殊に雲南界にありては海拔一萬尺以上の山峯環繞するを以て、此地方は總て中央四川省と同一筆法を以て記すべからざるものあり。

府城寧遠は西昌縣に屬し、省城を距る西南一千二百三十清里にあり、府管より之を見れば中央より稍や北部安寧河の平地に存す、群山包圍の中にあるも地固と蜀都西南の咽喉たるを以て相當の繁盛を極む、佛國宣教師の此地にありて布教に熱心するものありと云ふ。

府に屬するもの一州三縣一廳にして、何れも中央の平地に城地を置けり。

地理(三)

綿州直隸州 忠州直隸州 西陽直隸州 瀘州直隸州 資州直隸州 茂州直隸州 眉州直隸州 功州直隸州 石砭直隸州
 太平直隸州 叙永直隸州 松潘直隸州 雜谷直隸州 懋功直隸州

綿州直隸州 成都府の東北隣を爲し、東は保寧府に接し南は潼川成都の二府に界し、西は茂州に連り北に龍安府を控へ、東西三百清里南北一百五清里を有す、地勢成都の如く平坦ならざるも蜀道の險此に至りて將に盡き稍や平衍に就き、涪江は北龍安府より來り州内を貫流して南潼川府に出づ、岷江に注ぐの諸流源を州の西部に發し南流するものあり、土地饒沃種々の物産を出す、州城は涪江に沿ひ州の中央より北部に偏す、成都省城を距る二百七十清里にして、屬縣五あり、梓潼一縣を除くの外悉く綿州以西にあり、人口は省の要部に位するを以て稠密を極む。

忠州直隸州 重慶府管の東北に位し、東は夔州府及び石砭廳に接し南は重慶府に界し、西は順慶府と連り北に綏定府を控ゆ、其廣袤東西相距る二百六十清里、南北相距る一百八十清里あり、州内地勢北

部高峻にして南部稍平坦なり、楊子江は州の南界を奔流して夔州府境に入る、其他の小流擧ぐるに足るものなし。

州城忠州は省城を距る東方一千五百清里の地にして、前面楊子江に臨み有名なる詩聖白樂天の配謫せられたる所舊跡少なからず、屬縣三にして鄆都一縣長江に沿ひ他の二縣は西北に散在せり、楊子江に沿ふの地は何れも相當の人口を有す、此州も亦た人口稠密の地として數ふべし。

西陽直隸州 省の東南隅に位し、東は湖北湖南兩省に接し南より西部には貴州省を以て包み、西北の一部重慶に連り北に石砭廳を控ゆ、其廣袤東西南北各相距る四百六十清里にして、地勢は黔江河の本流支流縱横に通ずるものあるも、崖峯聳翠にして道路透迤たるの所少なからず、殊に昔時苗族通竄の區となり、今尙は黔楚に接する山間に此族なしと斷定すべからず、州城西陽は省城成都を距る東南二千一百清里にして、州城の中央より稍や南部に在り、州に屬する縣城僅かに三北西南に分在せり。

瀘州直隸州 省の南部に在り東は重慶府及び貴州省に接し、南は叙永廳に界し西叙州府と連る北は叙州府及び重慶府を以て圍む、其廣袤東西相距る三百廿清里、南北相距る二百二十清里あり、地勢比較的平坦にして金沙江西より來り、西北より入れる沱江と相合し東流して重慶管内に入る、江に瀕する一小地を除くの外平坦を以て目すべからざるも、概して大山岳なく耕地として用ゐらるゝの地多し。

州城瀘州は金沙江と沱江との交會點に在り、背面山を負ひ天然の城池を爲す、省城成都を距る東南七百五十清里にして、重慶に到る四百清里に充たず、市街繁盛にして現に川南道臺の駐紮するものあり、州屬の縣は僅かに三にして皆大江の沿岸にあり。

資州直隸州 成都府の東南鄰を爲し、東は重慶府に界し南は叙州及び嘉定の二府に接し、西は嘉定及

び眉州に連り北に成都府を控ゆ、東西相距る四百三十清里、南北相距る五百清里域内沱江の貫流するあり、西界に岷江の南下するものあり、江に沿ふて平坦地多く四川省に沃野の名稱を被らすもの、此州の恩恵確かに一部の原因を爲すものと云はざるべからず、州中養蠶業盛なるのみならず、製糖業亦た多く行はる。

州城資州は成都を距る東南三百四十清里の所にあり、重慶と省城とを連絡する要路沱江の東岸に在り、城地の附近平野多く市街亦た繁昌なり、州に属する縣四にして沱江沿岸に二西部に二あり、人口の多き此地方を以て有名と爲すべし。

茂州直隸州 成都府の北部に位し東は龍安府綿州に接し、南は成都及び邛州に界し、西部より北部に涉り松潘廳と連る、其廣袤東西相距る一百八十清里南北相距る四百三十清里、岷江は北松潘廳より來り南成都府に入るまで境内を屈曲貫流し、而も支流四出するを以て、江に沿ふの地は平坦なるも、北部並に西部は山峯嶺々として住民亦た西羌種族多く未開の地方と謂はざるべからず、然れども禹王誕生の地と稱せらるゝもの此州なり。

州城茂州は省城を距る北方四百十清里にして沱江に沿ひ、州管の中央より稍や北部に在り、屬縣は汶川縣一あるのみ而かも成都に接するの南部にあり。

眉州直隸州 成都府の南に隣りし東は資州と界を接し、南は嘉定府を以て包み、西に邛州を控え北は成都と連り、東西相距る一百六十清里、南北相距る一百八十清里の小域なり、其地勢北成都より來る岷江東界を南下し、成都平原の餘派を受け一望限りなきの平原を眼にするを得、蟠龜山脉北部より西部に走るものあるも峻高なるもの少なく省内の沃地と稱すべし。

州城眉州は成都を距る南方一百九十清里の地にあり、州城の中央より稍東方岷江の西岸平坦地にあり、兩漢以來久しく犍爲郡に屬し元代に至り今名を以て州に入る、屬縣三にして丹稜の一縣西部に偏在するの外岷江の沿岸にあり、此地方人口多きは位置より見るも地形より考ふるも疑なき所とす。

邛州直隸州 眉州の西北に位し東は成都府及眉州に連り、南部は眉州及び嘉定府と接し西は雅州府を控ゆ、北は懋功廳と界す、東西二百二十清里、南北一百五十清里の小州なり、地勢周圍に山岳多く中央には岷江に注ぐの小流環流す、成都平原に連るを以て多少平地を爲す、北部西部の山岳地は多く蠻人雜居するの所たり、古蜀郡の地にして元に至り分つて州と爲す。

州城邛州は境内の中央にあり、南北に在る二縣を管領す、人口此地方相當に多し。

石碛直隸廳 省の東部に位し、忠州直隸州と楊子江を隔て相對す、東は湖北省に界し南は酉陽州と接し、西より北には忠州及夔州府を控ゆ、其廣袤東西二百二十清里、南二百四十清里あり、地勢西境より北境に向つて楊子江の奔流するものあるも、境を繞つて山峯嶺々未開の境たるを免れず廳城は管内の中央にあり省城を距る東方一千二百里の地なり。

太平直隸廳 省の東北隅陝西省に接するの地方にして、東は陝西及び夔州府に接し、南は綏定府に連り西に保寧を控え北陝西と界す、其廣袤東西三百十清里、南北三百四十清里あり、地勢高峻渠河の水原地たり、廳城は管内の中央より西部に偏し省城を距る東方一千五百六十清里なり。

叙永直隸廳 省の南部に在り、東及び南は貴州省を以て圍み、西は雲南及叙州府に接し北は瀘州に界す、其廣袤東西相距る四百三十清里、南北相距る三百九十清里あり、地勢四境皆高峻にして、中央に北流する清水河附近僅かに平坦なるのみ、廳城は中央より稍や北部に偏す、永寧縣は叙永廳に屬し省

城を距る南方九百九十里之地なり。

松潘直隸廳 省の北部を占め、東は甘肅省及び龍安府に接し、南は茂州及び雜谷廳に連り西は西寧界にして遙かに西藏に接し、北に青海及甘肅省を控ゆ、其廣袤東西相距る一千二百八十清里、南北相距る八百三十里其地北部の高地を占むるを以て地勢險峻雪山峙立するもの多く、岷江は此北より發源し應域の中央を南下して茂州に入る、應城松藩は岷江に跨り域内の南部に在り、省城を距る北方九百五十里なり。

雜谷直隸廳 茂州の西松藩廳の南に位し、其廣袤東西相距る五百六十里、南北相距る三百七十清里あり、西部北部蕃部に聯り一般に未開の地方と爲す、應城は域内の東南部にあり、省城を距る北方三百八十里なり。

懋功直隸廳 成都府の西部雅州府の北を占め、東西相距る一千四百五十清里、南北相距る五百七十清里にして最も蠻人の多く居を占むる地方と爲す、其地大渡河の中央に貫流するものあるも千山峭立萬溪奔馳し、積雪夏尙は存するの地は此地の北部にあり、應城は域内の東南部小金河の沿岸にあり省城を距る西方八百九十清里なり。

以上畧述せる所を以て四川省内各府州廳の位置を知悉したれば更に土地と相對して離るべからざる住民に一顧せざるべからず。

第四章 住民(一)

土地の繁榮と住民 往昔の交通路 西蔵と四川省 漢人の發源地 支那の人類 四川省の人類 漢人種 滿人種

四川省住民に就て簡單なる考察を下す時は漢人種其多數を占むとの一言を以て足れりとす、然れども土地の繁榮は必ずしも天然のみに依るべからず、人力を待つて始めて興廢を判すべし、知らず四川省今日の住民は如何なる歴史と變遷とを有するものなるか、試に之が大畧を查察せん夫れ四川省の地勢自然に他との交通を杜絶するは前に述べたる所なり、即ち往古歐亞の連絡を海上に取る能はずして、黄河の上流より己密爾の高原を経て僅に相往來せるは、亞細亞古代研究學者の唱導する所にして佛教傳來も亦た此路に依て支那に輸入せられたるもの、如し、從て伊犁新疆の方面に於ては人種の混淆紛雜等を來す亦其理山なきにあらざるも、揚子江の上流に位する四川省にありては全く事情を異にし、打箭爐を経て西藏に入るの要路にありと雖も、山來西藏は世界第一の高峰喜馬拉亞山脈と崑崙山脈との間に狹まれたる有名の高原地にして、恰も天然の袋の如く通路と爲すの地にあらず、殊に現時に至る迄鎖國主義を嚴守しつゝあるの地、僅かに此關門に據つて交易を實行したるに過ぎず、四川省をして早く文明の化に俗するを得ざらしめたるもの眞に之れが爲なり。

世人往漢人開化の發源地を定むるに揚子江の上流も其中に數ふるものあるも、地勢上より考察を下す時は之を黄河の上流甘肅邊に求むるを以て至當なりと信ず、而も其漢人種の支那に現れてより今日に至るまで、四千年乃至五千年を経過せる事に關しては學者の一致する所なり、而して漢人の出現と同時に從前支那の要部に蔓延せる苗人種との衝突は遂に免るべきにあらず、其衝突に敗北せるの苗人

種は悉く西南方に向つて逃竄し、今日貴州の山間に残留する苗人は蓋し此等の子孫なるべし、既に兩立すべからざる苗人を放逐せる漢人は代つて支那の全土を占領し今日に及べるなり。

然れども此一事を以て今日の支那人悉く漢人と斷すべからず、一度支那の歴史を播かぬ漢人を中心として幾多の異人種を周圍に有したり、是れ東夷西戎南蠻北狄の語を見る所以なり、今其一例を擧ぐればトングス種は北方に蕭愼の名を以て顯はれ、土耳其種は西北に燕窩の名を以て横行し、其の東に蒙古種山戎の名を以て割據し、西方には西藏種氏羌の名を以て跋扈し其他尙ほ貌種なるものあり此等は皆當初に於て同一原種なりしや未だ知るべからざるも、其生活境遇を異にし相分離するや各發達状態を異にし、東西各國共に人種の紛雜を生ずるに至れるものなるべし、既に同一漢人と稱するも地の南北天然の境界を異にし永住する時は、兩兩性質の背反を見る、况んや境域尅大なる支那に於て、殊に四川省の如きは其地僻在し従前苗種逃竄の域となり、且つは西藏人種繁榮を極めたるの所なるを以て如何に強辯するも多少の混血を見ざるべからざるは當然なり、斯く觀察し來れば少くとも今日の四川省住民は漢人種西藏人種苗人種の三人種及び清朝の統治政策より強行移民を爲さしめられし滿人種の四を認めざるべからず

然り四人種は僅に隻指を屈するにも足らざる少數のみ、然るに近時人類學者の研究する所に據れば、苗人種は四川省内に住居の形迹なしと言ふ、若し此調査を真正なるものとすれば現在住居する人種は滿人漢人西藏人の三種に過ぎず、而も滿人は僅に成都城内に一割を爲して在住する數萬の人口、及び行政武官等として派遣せられつつあるもの、家族及び婢僕に外ならず、他は西部の山岳地に割據する西藏人種にして其餘は悉く漢人種なり、斯く觀じ來れば四川省は天然に於て偉大の變化を見ざる如く、

人種に於ても單純なる事他に其比を見ざる所と言ふべし、從て言語風俗宗教を一にするやと云ふに烏ぞ知らん、漢西二人種の相違は勿論同一漢人種なる大旆旗の下に集るものにして、紛然雜然宗教を異にするは勿論風俗言語を異にす是れ眞に奇怪の現象と見ざるべからず、然れども其歴史に考察せば、此地今を距る僅に三百年前明の末期に於て殆んど荒蕪に委せられんとせしが、清朝の勸誘獎勵と四川省の天然とに導かれて湖南湖北江西廣東廣西雲南貴州甘肅陝西等あらゆる方面より種々なる人種江河の汎濫するが如く來住し風俗言語の相異をも顧みず雜然として居を四川にトし今日の省民を形成するに至れり、是れ風俗習慣の混雜紛交せし所以にして蓋し免れざるの數と云ふべし、今日各州縣に存する地志を繙くに、従前より其地に在住せしものは實に一小部に過ぎずして、多くは前述の各地より流寓定居せる民なるを明記せり。

四川省住民の史蹟既に右の如しとせば人種の混雜決して五指を屈するに足らざるの少數にあらざして全支那の人種は悉く四川省の小區域に集まれりと云ふも不可なかるべし、以下項を逐ふて概述を試みる。

漢人種 は四川省蒼生の殆んど全部を占むるのみならず、支那全帝國の各部に充満し主權は少數の滿人種に掌握せらるゝも、隱然保有するの勢力に至つては其數の多きと同時に四百餘州を奄有するものと言ふべし、漢人種は黃色人種に屬し、其皮膚の黃色なるは勿論頭髮黒く頭圓く顔面平かにして鼻卑く髭少き等頗る我が國人に類す、たゞ身長稍や大にして下唇緩く結ぶ所一見邦人と區別するを得べし、而して、此人種は常に四周より異人種の壓迫を被り、又屢々其征服する所となるも却て征服者を同化し依然として支那の中部に其蕃殖を繼續す、國民としての發達は疑はしき點なきにあらざるも、一箇

の人種としての繁榮は蓋し盛なりと云はざるべからず、且つ此人種は早くより一種の文明を有せるを以て他を自己の下に同化する力強盛なりしなり、又文學の趣味を解し其間大聖名家を輩出して今日西洋の文學に對し優に東洋文學を誇るに足るもの此人種の賜と云はざるべからず、加之忍耐固執の特性を有し如何なる抵抗にも敵對するの力に富み、到る所に他人種を排斥して勢力を得る一種の魔力あり、要するに漢人種は民族として上位に列せしむべきものなり、若し彼等をして善良なる支配者の下に立たしめば蓋し相對して勝を制せんこと容易にあらざるべし、然れども一步を進んで吾人彼等を利用するの計を爲さば直に禍を轉じて福となすことを得ん。

●●●●●
 滿人種 四川省にては總數二三萬人に過ぎざるべく之を漢人の七千萬に比すれば九牛の一毛に過ぎず、殊に風俗習慣を異にすとも雖も、人種より言へば大差あることなく、たゞ明朝の衰運に乗じ射御を事とし身體強健と一種抜くべからざるの勇敢の氣を以て、四百餘州を捲卷したる當時にあつては其氣骨稜々として又た柔弱太平に慣れる漢人種とは其選を異にするの觀ありしも、今や清朝太平三百年士氣漸く衰へ今日にありては漢人の元氣にも及ばざらんとなす、時昔羅馬を亡せるの蠻人は羅馬に入つて却つて羅馬化せると東西軌を一にし、漢人の文明に接し陶然として同化し、昔日朔北の野に養ひたる士氣は僅に故土の生業に従事する人衆に痕跡を止むるのみ、他は隱然政府の祿に衣食する遊民と變化せること惘然の至りと云はざるべからず、四川省在住二三萬の滿人種亦た其一部に屬するなり、進んで産業を營むにあらす退て祖先を辱めざるの修養を勵むるに非らず、碌々として生産品の需用者として甘せんとす、意氣銷沈察すべきなり、要するに此人種は目下の狀況に於て恐るべきにあらず、たゞ繰返す如く官尊民卑の國柄其氣力如何に拘らず一事を設爲せんと欲せば此等小數の人種亦た度外視すべからざるものあり、斯く仔細の考察を下さんか事に當るの士一事一行も苟にすべからず、亦た難い哉。

住 民 (三)

西蔵人種 四川省の上古 漢人と西蔵人 西蔵侵入の通路 土司の制 西蔵人の性狀 苗人種 苗人の有無 土王 古人種

●●●●●
 西蔵人種 四川省境内に住居するは何人も疑はざる所なり、ただ其數何萬を有するやは明瞭を缺くも、打箭爐を境界として西部及び北部南部に涉りて一帯の山岳地は殆んど此人種の居所と稱するも可なり、漢人種今日の如く蔓延せざる以前に於ては四川全省は此人種の本土ならざりか疑はし、茲に於てか再び漢人種來住の時代を一考せざるべからず、若し四川通志の如く重慶對岸の塗山を以て禹王の娶りし所と爲し、禹王は同じく四川省の出生にして岷江の上流今日茂州の地に呱呱の聲を揚げたりと爲さば西蔵人種は其以前既に此地に住居を占めたるものと云はざるべからず、夫れ太平寰宇記の記する所を見れば今日漢人種の繁榮を極むるの地にして、當今は言語風俗を異にし頑剛にして漢人と同化せざる蠻民跋扈せるの記事を見る、是に由て觀るときは文明の度高き漢人種の蠻人に先ちて四川省を占領せりとの事實は信すべからず、今日西北部の山岳地を占むる西蔵人は漢人種侵入の以前に於て確に全省に占居し、漢人の北甘峽肅西の方面及び東湖北邊より侵入するに會し、暫時は相對疊して居住せるも文明程度の相違は相同化するに非ざれば、不知不識の間に逃竄せざるべからざるに至るは、古今東西人種競争の歴史に證明する所なるを以て次第に西部に遁逃し大部は深く西蔵内地に入

り本人種の根據地と爲すに至れるに非ざるが、支那より西藏に通ずる路は三あり、一は甘肅よりするもの、一は雲南よりするもの、一は四川省打箭爐を経て達するもの是れなり、而して前二者は共に峻嶺を越えざるべからず、從て道路險惡容易に通ずべからず、打箭爐を過ぎるもの比較的平路にして各朝西藏攻伐多く此路に據れり、今日駐藏大臣の往復皆四川省を通過するものにして、本省に西藏人種を認むる怪むに足らざるなり。

西藏人種は支那朝廷の支配の下にありと雖も、支那官人直接行政を行ふ能はず、會長政治を行ひ支那官吏は租稅徵收等に關し會長と交渉するに止るなり、四川省に土司を置き支那一般行政に例外の制を爲すは之れが爲なり、此人種は全く言語風俗を一般支那人と異にす、今西曆千八百四十六年西藏を探索せし佛人ユック氏の記する所によれば、其人民眼小にして黒く鬚疎く頬骨突出鼻平かにして口廣く唇薄く、上流社會の皮膚は其色歐洲人に似たり、通常人の外貌は黄色なり樂天的にして慈悲心深く職圖に勇にして迷信甚だ深し、犁牛、驢、羊、山羊等を養ひ又た各種穀物氣候に相當するものを植う、其他貴金屬を採掘し紡績陶土の術に巧なりと、何ぞ我邦人と相似たるの點多きや、ただ彼は深く内地に蟄み我は四通の海島に據りしを以て今日の文野を異にするに至れるものなるべきも其祖先を同よするものなるやも未だ知るべからず。

次に疑問として記載せざるべからざるは、支那最古の人種と稱せらるゝ苗族の四川省に在住するや否やにあり、從來の支那歴史及び支那地理多く之を記す曰く苗族は湖北湖南四川の一部及び貴州雲南の殆んど全部に居住し、野蠻未開の陋習に甘んじ漢人と同化せずと、此の説を眞なりとすれば疑もなく四川の一部は苗族を有すと言はざるべからず、然れども近時人類學者が研究せるの結果は前にも一

言せる如く、四川省に於ては同人種を認むべからずと、又四川人の唱ふる所を聞くも既に其族を絶てりと、然りと雖も漫然此説に従ひ四川省苗族なしと斷言するは早計と言はざるべからず、試に西藏圖考を取つて西藏源流考を一讀せんか、舜は三苗を三危に移す三危とは喀木、危、藏となす、而して喀木は亦た康と云ひ、即ち今の打箭爐、裡塘、巴塘、察木多の地、危は又術と稱し今の前藏藏は今の後藏を指すとあるを以て、翻つて四川通志により調査するに、輿地志の一頁に於て恩光被る番夷苗猓悉く版圖に入り、地を拓き人を寧す盛なる哉、古來未だ有らざる所なりとあり、又西藏圖考の示す地方を調査するに、雅州府打箭爐廳志は羌蠻雜處する記事を載せ、尙ほ此地より東南部に位する嘉定府邊廳志は夷民水草を追ひて居住し、利を好み鬪を嗜ひ卒に馴服し難し、近嶺の夷人漸く化に向ふを知り頗る華風を慕ふとあり、其他極西南部の寧遠府志に就て查察せんか、地方邊未漢人夷人雜居し人情狡悍にして訟を好み撲毆を尙み文字あるもの少く、近來民風漸く淳雅に歸すと記し、尙此府の西部に位する鹽原縣志は男女毬毘を以て身體を褻み、衣服を造るを爲さず赤足にして修飾せずと記し、又其南部の會理州志は地氣熙和にして、三種の住民各々生業に安ずとあり、其他省の西北部に住する懋功直隸廳志雜谷直隸廳志松藩直隸廳志及び茂州直隸州志皆蠻夷に關する記事を見るに、南部のものど其趣を異にし前述の西藏人に類するを見る、曰く勁悍にして射獵を習ひ戰鬪を好むとあり、然れども右の研究を綜合して考察するに、各州縣志は蠻夷と記するのみにして果して苗族を指すものなるや、氏羌即ち西藏人を目するものなるや判定に苦しむ、たゞ最南部雲南接壤地の會理州志三種の民族とあるは確に西藏人種以外に民族あるを意味するものなり、依て再び同地方の記事を有する古志を繙いて一讀するに、舊四川通志は漢蠻雜處し蠻類百種披毘赤足にして蟲鼠を食し、出づるに弓弩を帶び天性悍

戻なりと、又元統志は竹籬板舎修飾を事とせずと云ひ、明統志は善く堅甲利刃を造り營に毒を置き其末血を沾ふせば立所に死すとあり、其他最南部貴州雲南接壤地に位する叙州府志は苗獠に關するの記事を載するもの多く而も之を打箭爐以北以西に繁榮する羌夷の風俗と比し相異の點を發見し、却つて今日研究を遂げられたる貴州在住の苗人の俗に似たるものあるを發見す、記して茲に至れば南部一帯の山間を實踐研究せられたるの結果を聞見するにあらざる以上は、四川省西南部山間に苗人ありとの説に左袒せざる能はず。

其他容貌風俗漢人と異なる所なき土耳其人種の混在は、回々教の信者を有するの一事を以て明かなりとす。

夫れ住民の雜駁非雜駁は惟り行政の難易に拘はるのみならず、社會全般に偉大の影響を來すものなり四川省住民は從來に於て以上列記する所の如くにして雜駁と稱せば雜駁なるに相違なきも漢人種の名目を以て風俗習慣宗教稍や一致せる住民最も多く、他は真に大海の一粟のみ、况んや文明の程度に於て下位に位するに於てをや、眼を四川省に注ぎ對人經營を爲さんと欲するの士、須く漢人種の性情風俗習慣を研究せざるべからず、然れども同時に住民の一滴に加はり、正に大に加はらんとしつゝある支那帝國以外の外人一顧三顧の價値あるを忘るべからず。

住 民 (三)

在住外國人 外人の業務 外人渡來の沿革 支那の開港 開港前の交通 日本人と入蜀 佛人の入蜀 通商條約と列國 北京條約以後 宣教師の入蜀 四川人と外人 日本人の將來

數の上より見れば四川省の住民としての外國人は論ずるに足らず、顧みるを要せず、然れども勢力の上より觀察を下さんか、本國の威力を後援となし個人の實力亦た漢人種を凌駕するを以て、大に考究を爲さざるべからざる所とす、今在住外國人の國別を爲さんか、佛英米獨及び日本の五箇國人にして、重慶緊留砲艦の人員を除けば佛國人最も多く、英日米獨と順次其數を減ず、而して其多數は四川省唯一の開港場たる重慶及省城成都に本居を占め、或は傳道に或は商業に或は工業に官吏に教習に各其職に従へり、其他の府縣に散在するものは多く布教の目的を有する耶蘇宣教師と爲す、其數總計百四五十名に及ぶべし、殊に近來著しく増加の傾向あるは掩ふべからざるの事實なり、然り此等外人は果して何年以前に於て此省の人民と相接觸し、支那帝國中懷悍の聞え高かりし四川人をして外夷排斥の聲を揚げしめず、寧ろ柔順にして外人に應接するを喜ぶの風を爲さしめしか、其沿革を查察するは後章四川人の性情を研究する上にも必要なるを信し今其の大畧を記さん。

夫れ四川省も支那帝國の一部に外ならざれば、帝國にして鎖國を守り外人と交通を嚴禁するの時代に於ては、外人に接觸するの機會なきは當然にして、殊に深く内地に一城廓を爲す四川省をや、若し西曆千五百十六年(明朝の正徳十一年)今を距る三百八十九年前(葡萄牙人の支那開港の先鞭を着けし以前)西歐人との交通は元代即ち西曆千二百四十五年羅馬法王イノセント四世の使を當時の燕京今の北京に

遣したるに始まり、其の後佛伊等の宣教師陸續渡來し、殊に伊太利人マルコボロの旅行記を以て東方大國を西歐に紹介せるも、巴蜀の偏隅を見舞たる先頭者は恐らくは日本人なるべし、予は地方旅行の際榮昌縣城を距る四十清里の地に古き日本僧の墓あるを耳にし、後縣志に就て查察せるも明に日本人の墳墓なるや否やを確むるを得ざりき、然れども事實上同文同種の國、加ふるに隋唐の中世代より綿々として交通絶えず、今日に及べるより見るも亦日本人は早くより支那の歴史地理に關する智識を有し、三峽の偉觀蜀の仙境等を詩に文に戀慕の念禁じ難きものあるは、民情に徴するも首肯するに難からざる所、細密に調査を爲さば日本人の開港以前に四川省を見舞たる者意外に多數なるものあらん、然れども此等渡來の人必ずや服を變じ俗を擬し、支那人と毫も異なるなくして遊歴したるものなるべし、碧眼紅毛支那人に扮せんとして扮する能はざる西歐人にして四川踏査の先頭を爲せし者は誰か、巾幗婦人にして亞弗利加の探見に従事し、西藏内地を旅行する彼れ大膽不敵の歐米人のとなれば、或は早く四川省の探見を了せられたるや知るべからず現に佛人マゲイラン師は一千六百四十二年に於て四川省城都に入れりと云ふ、然れども支那の開港は明代に於て葡萄牙人に許し、次で西班牙人に許し又百餘年を経て明の末期に當り英人の來るあり、其後明亡びて清朝之れに代り大帝國の政柄を握るに及び、千六百八十九年(清の康熙二十八年)露清條約を訂結し、露人は支那内地到る所自由に通商を爲すの權利を得たり、然れども内地自由通商の權は六年にして改正せられたり、其後約百年を経て米國亦た通商の允許を得たり、然れども此等各國との通商は海岸の一部及北方露との接壤地に於て實行せらるゝに過ぎず、内地の如きは一步も外國商人の侵入を許さざりしなり、蓋し古來より自尊自大の精神は外國を目して悉く夷狄と信ずる事深かりしを以てなり。

然るに千八百四十年有名なる鴉片戦争は端なく清帝國の敗北となり、二年を経て清の道光二十二年を以て英國と南京條約を結び、香港を讓與し新に五港を開く事となれり、其後米佛の兩國南京條約を基礎とし、千八百四十四年米清條約及び佛清條約を結び、是より歐洲列國皆同一の基礎の上に條約を訂結し多大の便益を得るに至り、列國と清國との貿易は一日と繁榮を來すに及び、ただ當時支那人の腦裏には中華の念兎角去らず、而も千八百四十年の敗戦を含み内外人の騷擾絶えず、遂に破裂して英佛露米聯合軍の大沽砲撃となり、清廷亦た抗し難きを悟り英佛に對し千八百五十八年(清の咸豐八年)天津條約を結ぶに至れり、茲に於て前の五港以外更に五港を開かしめ、尙ほ長江一帯の各港に通商を許すこと、なれり、外人の公に内地に侵入するを得るの端緒初めて此條約によりて認めらる、然れども尙ほ未だ内地旅行の十分なる許可は與へられざりしなり、然るに此條約批准を爲さんと約せし翌千八百五十九年、俄然清朝の背約となり剩へ英佛兩國の大使を要撃したるの珍事起り、再び英佛聯合軍の攻撃を被り又大敗を招き北京城下の盟を爲すに至れり、是に於て天津條約に加ふるに北京條約を以てし天津港も開港場となり、基督教の認可信教及び布教の自由を確保せられ、國內何れの地にも教會設立の爲めには土地租借購買の權を得、有効旅行券を携帶すれば自由に内地旅行を得る等種々の權利を得たり、是れ實に西曆千八百六十年なり。

四川人の公に外人に接するを得たるは此時以降とす、許可の有無に拘らず身命を賭して布教に熱心する宣教師は此自由を得て滔々として支那内地に蔓延す、四川省に外國人の住居を見る亦た此以後に屬す、殊にカゾリック教の宣教師劈頭に四川に布教せるものなるとは、其信徒の夥多と所在に宣教師の經營せるあるを以て明かなり、其後英米正教派の教師を見るに至れり、然れども當時に於ては外國人家

々たりしは言を待たざる所にして、特に商賈を見るに至れるは千八百九十年の芝罘條約訂結以後にあり、我國商人の此地に商業を營むに至れるは、全く日清戦争の結果千八百九十五年我明治二十八年馬關條約以後に屬す、隨つて四川省人民の外人に接する決して多しと云ふべからず、今を距る十七年前英人リットルが重慶に溯航し種々の調査を遂げられたるは、同氏の著書が廣く世人に知らるゝを以て明かなるも、氏が其第一版の緒言に記する所を見るに當時四川省内地に溯行せるは熱心なる宣教師を除くの外は僅かに五指を屈するに足らずと、以て如何に四川省民の外人に接觸したるは近來の事にし其事情の世に明かならざりしを想像し得べし、我が國に於て領事を溯航せしめたる當時の如き、尙は不安の情報頻々たりしと云ふを聞けば、其十年前の狀勢察するに足るものあり、然るに夫れより僅に七年を経たる今日は如何、猥惡の風何處に認むべき、彼等は喜んで外人の用を辨じ、外人と共同事業を擧ぐるを希望する有様にして、風紀の變轉斯の如きは眞に其の例を見ざる所なるべし、此風紀開發の大原因は人民の外國事情殊に日本の事情を知悉したるに由來すべしと雖も、亦た千八百六十年以降幾多の不自由と辛苦とを忍びて四川に住居を占め、四川人を勸誘布教せる宣教師の力預つて大なりと云はざるべからず。

茲に四川省在住外國人の記載を終はるに際し、在住同胞に就て一言を附せざるべからず、夫れ溯航渡來の年月元より歐米人に比して後期に屬し、隨つて人數亦た遙に佛英の下位にあるも、同文同種の恩惠は若々として總ての方面に其勢力を伸張するの傾向を有す、豈に慶祝を値せずや、ただ憂ふる處は今日在留の多數者は、駐在官吏及び支那の聘雇を受けたるの教習等にして、純然たる重慶開港の目的に従ひ、四川の富源と民衆の富とを利用して、平和の戦争に凱歌を奏し歐米實業家をして後に隨若せしむるの意氣と實力とを貯へて、四川の住民に加はるの人少き事是なり、人或は云ふ日本に接近せるの開港場尙は同胞の經營を見る少きに、焉ぞ溯航千里の山間に及ばんやと、是れ其の一を知つて其二を知らざるもの未だ外人の侵入多からず其經營深からざるの地、却つて地理的關係に優るの利益あるを思はざるべからず、吾人は四川省富源を同胞の一手に開拓するの意氣と實行とを我實業家に切望するものなり。

第五章 人 情 (一)

天然と人情 四川人の勤勉心 上流社會の怠惰 快活の氣象に乏し 衣服の關係 食物の關係 家屋の關係

山水秀靈の氣偉人を生ずと、天然が人民の性情慣習に影響を及ぼすの大なるは一般の認むる所、たゞ文明の進歩は克く天然の障礙を排除して吾人の生活に資するを得るも、野蠻未開の際にありては常に天然は人類の行爲を左右するの最大原因を爲し、從つて人類の増殖は常は天然の恩恵に浴するの地に根源を爲せる事歴史の證明する所なり、顧みて四川省は前章詳述せる如く天然の恩恵に浴すること其比を見ず、從て人類の住居遠く有史以前にあり或歴史家は支那開明の起源地を以て目しつゝ、ある極樂境土なり、四川省果して斯くの如き良土とせんか、省民は此天然に依つて如何なる性情を受けたるかを見ん。

夫れ氣候酷熱にして一投手一投足の勞なく、禾穀は野生し果實は取るに任ず、天然の恩恵其度を過ぐる時は恰も王公貴族の子弟の如く他衣暖食勞苦の何物たるを解せず、隨て進取の氣象乏しく怠惰の性を生じ發達の見込なきに至る、埃及及び印度人の今日の悲境に沈淪せしもの其原因天然の恩恵過度な

りしにゐるや疑なし、然り其反對に全然天然の恵助を被るなきの地は、極貧者の子弟の如く如何に奮發せんと欲するも衣食の窮乏に逐はれ、而も營々勤勉する所は之に對するの報酬を得ず、失望嗟嘆其極は自暴自棄となり、完全の發達を遂ぐるを得ざる悲觀の性質を養成するは、寒帯地方に多く其例を徴するを得べし。

若し夫れ天然の恩澤に浴する中庸を得て、働けば其働に相當するの應報を得、勤むれば其勤めに酬ゆるの價あるの地は、恰も中等社會の子弟の洋々たる希望の海に航する如く、勤勉と勞苦とは直ちに自己の幸不幸を判定するの定規たるが如し、されば茲に奮勵心の發動を見るべく、勤勉の風習を涵養するを得べし、是れ常に寒溫適度の溫帯に於て見る所の現象なるべし。

四川省は即ち其中庸を得たる、換言すれば人文の發達上最大恩恵を被れるの地にして嚴冬酷暑と雖も豌豆の開花結實を見、盛夏炎暑と雖も執業し得ざる如き酷烈ならず、况んや春秋和煦の候四川の民をして勤勉倦むなきの氣風わらしむる故なきにわらず。

然り天然は斯の如くにして四川人に勤勉の習俗を興へ、加ふるに此天然の善美は人種の蕃殖力と相俟ち、年々人口の増加數は今正しき統計の示し得べきものなしと雖も、蓋し驚くべき大數なるべく、殊に從來交通の不便と愛土心の結果は移住を企つると少く、全く城壁内の如き四川省に熱し絶えて他に移らざるを以て、如何に我國に優るの廣袤を有するも、人口の過剩驚くべきものあり、從て生存競争の激烈は日一日に其度を高め益々勤勉心を養成す、然れども上中流社會に於ては勞働を忌むの傾向あるとは其一般なりと斷するを得べし、彼等の衣服は明に其氣風を示し、其長袖にして指頭まで袖裏に包まらるゝが如き、裋長き長衣は決して勞働に適當なるものにわらざるなり、婦人にありては滿洲人を

除く外長衣を着用せざるも、既に纏足の下等社會の婦女にまで及べるか如きは飽くまで勞働の精神と相背反するを見るべく、隨つて運動を忌むの風あるは自然の傾向と言はざるべからず、延いて快活の氣象は認むべくもわらず、遲鈍不活潑の俗は少年にして老成を具似るの弊に陥る、然りと雖も之を我國の寬袖長裾而も帶を要するの衣服に比すれば數等支那の實用的なるを觀るべし、殊に一枚の上着を脱すれば短衣窄股の衣服なれば、彼等の不活潑無元氣なるは獨り衣服に因由せりと云ふべからず。

更に眼を食物に轉せんか、世人は支那人を目して肉食するもの多しと稱し、又其養畜多きの故を以て肉食盛なる觀をなすも、其食膳日々肉を得る者の如きは僅々にして、恐らくは吾國に於て魚肉の一般に分配せらるるの分量に及ばざるものならん、殊に市場より隔りたる農家の如き、一歳の内肉味に接するは多分數ふる程なるべし、要するに肉食國と云はんよりは肉食の民と云ふを當れりと信ず、唯だ驚くべきは四川人の大部は日常白米を食とする事是なり、一見奢侈の如きも其副食物に至つては亦た驚かざるを得ず、中等の資産あるものにして野菜一二種を添ふるに過ぎず、食物の人の精神に及ぼし延いて氣質に關係を來すは明なる所、若し寒國にして粗食せば生理上堪うる所にわらざるも、幸に暖和の地著しき影響を認め得ざるのみ、殊に頭腦を使用する度少きを以て、綽々健康を保つを得るもの誠に慶すべきなり、惟り怪むべきは蒼顏瘦軀の人森々として省内人民中に認めらるゝと是れなり、是ぞ即ち鴉片を喫するの結果にして、眞に天然の恩恵を拋棄し勤勉の心を脱却するものは高價なる鴉片の嗜好なり、殊に近來鴉片の産地を以て名ある四川省の住民は、官人富豪より、下定住なき浮浪の徒に至るまで喫用せざるなく、之を喫せざるもの全民の半數を占むるに過ぎずと、以て無頼着無神經怠惰遊逸の氣象を養成し、延いて子孫に此惡習を傳へんとす、支那人の少年時代に發明にして成年に達し

て却つて無能の人となり、十で神童、十五で才子、二十過ぎては只の人との古俚を實現するに至るもの、直接或は間接に鴉片の影響に基すと謂つべし、殊に四川人の遲鈍を證明すべき食物は辛辣甚だしき唐辛の嗜好多き事是なり、由來支那人は辛辣を好むの傾あるも、四川省は支那人中に於ても特別の嗜好者なりと云ふ、又煙草の喫用は其價の廉なるの結果鴉片に優るものあり、而も其辛辣を貴ぶに於ては一なり、酒に至りてはアルコール分強烈なる黍酒は省民の嗜む所なり、米釀の酒あるも價の貴きとアルコール分の少きとを以て歡迎せらるゝこと少し、酒は人の真情を發露すと稱せらるゝも、獨り四川人のみならず一般に支那人は、泥酔に至らざれば止まざる如き大酒を爲すもの少し、然れども嗜好の點に至つては敢て邦人に譲る所なかるべし。

次に家屋に關して支那人性格の徴すべきあるは、室内の暗黒にして空氣の流通を妨ぐる事是なり、由來支那の家屋は我國の如き木造なるもの少く、上等社會にありては石又は煉瓦を用うるも、其多くは土藏にして而も其簡單容易の構造に至つては驚くに堪へたり、外面に石灰を塗りて扮飾するも風雨の侵す所となれば直ちに破壊の悲惨を見るもの比々皆然り、而も床として板を張るもの等は皆無と稱するも誣言にあらす、中等の家屋にありては床は漆喰を以て固むるあるも、普通は其事だに見るなく土足の儘出入するは勿論唾痰は遠慮なく室内に吐くの有様は、其不潔無頓着言語の外なるものあり、且つ多くの家屋は周圍に堅固なる土塀を繞らし他よりの侵入を防ぎ従つて空氣の流通一層杜絶するに至る、家屋の構造斯の如くにして沈鬱性の、人民を作れるか、或は又人民の陰鬱家屋の構造をして斯の如くならしめたるか、俄に判じ難きも薄暗にして蝙蝠の住家の如き家庭に於て快活の性情養ふべくもあらず、相俟つて益々憂鬱の性を多からしむ支那人を以て樂天的と爲すの人蓋し其例外を認めたるもの

のにあらざるよりは、無頓着無神經の行動を捉へて判斷を下せるものにあらざるなきか、尙ほ家屋に就ては之を大厦高樓に見るも同じく故意に陰氣たらしむるの建築を爲す、此家屋の構造は人情氣風を左右するのみならず、光線不足空氣不流通の結果は呼吸器病患者及近視眼者の多きを致し、且つ清潔に意を注がざるの結果は恐るべき傳染病の來襲を被ると頻繁なり、幸に體質強健と野外の生活に慣れたるを以て吾人の恐るゝ如き結果を見ざるも、吾人が其間に同居を企つる上に於ては大なる警戒を要すべきなり、渡來の同胞往々にして虚弱に泣き、甚しきは生命を他郷に埋むるの悲境に沈淪するもの素と是れ風水の變異に依るべしと雖も、支那周圍の不潔より不意の襲撃を被る少しとせず、豈に恐れ戒めざるべけんや。

人 情 (二)

貯蓄心 守舊精神の胚胎 創業思想に乏し 行政不備より來る現象 時の觀念なし 個人主義 自營心の發動

熱すると難きもの冷ゆること亦た難く、冷え易きものは熱する亦た易しとは、物理學の吾人に教ゆる所なり、支那民人が人口の夥多より起る激烈なる生存競争の渦中に投じ、勞銀を得るの容易ならざるより勢ひ上節儉の氣風を生じ、更に勞銀に衣食せざるものも金錢萬能俗に地獄の沙汰も金次第の事實を公けに認めらるゝを以て、競ふて財産を蓄積するに汲々たり、官吏も亦た賣官の制公然の秘密にして上下相率ゐて貯蓄に力め、支那人は貯蓄心に於て世界に有名の民として知らる、况んや生存競争の激しき容易に金錢を得る能はざる四川省をや、然れども節約破壊は人間通有の虛榮心よりして四圍の感染を受くる甚だ強大にして且つ迅速なるを以て、若し支那人にして上下一致節約を守るにあらざれ

ば今日の如く節約の美風を存せざりしなるべし、現に奢侈の風に接近せる者は其身分を顧みず之に倣はんと試みつゝあるものあり、吾人單に四川省と云はず支那人一般の富は積極的に得たるものと云はんよりは、寧ろ消極的に獲得したるものと云ふを當れりとす、此點より見て大取りより小取りと云ふは支那人の經濟主義と稱するも可なり、守舊の精神亦た茲に胚胎するものならん、隨つて冒險的事業は常に嫌忌せらる、看よ支那人が事業を開始するに當り逡巡處決するとなきを、而も利に敏く一度他人が實地に於て收益を擧ぐるを目撃せば、専心之が經營に従事し倦むことなし、此特性は確に支那人が實業に於て最後の勝利を博するの長所をなせりと云ふべし、嘗て佛人某氏支那人の此特質の恐るべきを證するに、外人經營に係る紡績工場の漸次支那人の手に歸するに至れるを以てせるも、此特性は確に支那に事業を企つるもの、豫め警戒を要すべき點なり、吾人其特性の依て來る所を稽ふるに、創業思想に乏しく徒に蓄積を事とする支那人の利殖に苦みつゝある遊金を有するに原因すべし、然れども吾人の一考せざるべからざるは、支那に現金貯蓄世人の想像するが如く多からざる事是なり、支那富庫を以て目せらるゝ四川省にして、尙ほ其人民非常の蓄積ありと信する能はず、是れ第一に支那行政の不完全に基くなり、從て現金貯蓄の不安は競ふて不動産並に比較的確實の財貨を購入するに力ひるは明かなる事實なり、此結果は地價の騰貴著しく、周圍の經濟事情は我國と大差あるに拘らず地價のみは現在我國と同等若しくは其以上にあり、尙ほ土地を購入する程に金錢を貯蓄し得ざるものありては、衣服其他脱環等の如きものを購入するの風あり、要するに此等は皆現金貯蓄を不安とす經濟觀念より來れるものと見ざるべからず、尙ほ勞力と事業と一致せざるの結果として、時なる觀念に乏しきは著しき特性とす此特性は延いて優

長の氣風となり、少許の金錢上の問答に貴重の時間を費して平然たり、之を下等勞働者にのみ見るは當然として敢て怪むべからざるも、一般に此風ありて腦裏常に時なる觀念なきは奇と云はざるべからず、一例を擧ぐれば旅行の際に陸行せば優に半日にて達する地を、僅少の金錢上より水路を溯航して一日を費す如きは平常の事となす、性急なる吾人同胞の目より見る時は到底忍ぶ所にあらず、既に時に關する觀念を缺くの人民集會等の不規律言語の外なるものあり、斯く無頓着なる者に明確の觀念あるの筈なく、萬事明日主義の實行せらるゝ國柄なるは怪むに足らず、隨つて優柔不斷にして他人の面前に於て反對するの勇氣に乏しく、悉く服従せる如く裝ひつゝ、一も實行を見る事なきは一般の習俗にして、官吏學者に於て特に此風甚だし、然れども強威に屈するは又一特性と認むべし、是れ支那の歴史が永年月を費して馴致したる所容易に脱却せざるなり、然れども此性情は確に民族の發達上成功するの要素にして主權者は幾度變更するも關する所にあらず、自己はただ自己の全きを得ば足れりと爲す所謂個人主義の發達は支那人に於て完全に近しと云ふべし、茲に於てか支那人は國民的性質に乏しとの世評を被るに至る偶然にあらず、然り支那人の行動は飽くまで個人本位なり、稀に共同の認めらるゝとあるは多くは個人を基礎として打算せる利害關係の上に共同せるに外ならざるなり、外人の支那に成功を收め將來益々收むるを得るもの實に支那人に此特性あるを觀過すべからざるなり、然れども此特性は一方に於て危険の伏在するを忘るべからず、夫れ一旦利害の衝突を招かんが一片の情誼もなく、昨日の親交今日の仇敵となるは支那人に於て普通見る所なり、孔孟の教は支那の人民を支配すと稱するも之れ單に外面のみ、金錢上に關しては骨肉相食むの有様其間に一片の同情心なるものなし、予は屢々此實例を目にし耳にし齟齬に堪へざる事ありき、而も人命の眼前に亡はるゝを目し

つ、其破壊船の人命を救ふを爲さず却つて其船に積まれたる貨物を拾ひ上ぐるに相競ふの様、利己心も茲に至つて恐れざるべからざるを知るなり、其他盜難火災等他人の急に赴き社會共存の意義を完する如きは望み得べからず、然れども相互同情心の缺乏は思ひべき依頼心を杜絶し悉く自營の大決心を誘致し、獨立の氣風亦た茲に發動を見るべく大に喜ぶべきに似たるも、其因つて來る所以を一考せば慨歎に堪へざるものあり、人類の依つて以て社會を形成する相互の同情心は、黄金萬能主義の爲めに消滅せられ、共同生存の眞意を失ひ代ふるに獨立自尊主義を以てし、或意味に於ける孤立主義の狀態を生ぜり、眞に孤立的の生活は彼等が親戚故舊の間に非らざれば墻を隔て、相住し、言語も親密に交ゆる事あらず、况んや隣保救済の義の如き解する所にあらず、此點より觀察せば支那の社會は一種不可審議の感なくんばあらず、然り斯くの如く同情に乏しきが如きも、其間に奇異の顯象を見るは、夏日炎熱燬くが如く往來の労働者渴に苦むの時、相當の資産あるものは門前に茶甃を備へ恩惠的の給與を爲し、又路傍乞食に會する時は其多少に拘らず惠投するは常に目撃する所なり、然れども之を以て直に仁惠心の深きを證すべからず、之れ却つて儒教の精神を外面に塗飾するの疑なき能はず。夫れ斯くの如し深く注意して其國民人の性情機微の間に發動する所を考究するは、單り興味の有するのみならず以て對人經營の方針定むべく、以て事業企劃の針路決すべし、豈些事として等閑視し去るべけんや。

人 情 (三)

人種に因る人情の差異 拜物の觀念 祖先崇拜 國民心の缺乏 極端なる利用厚生 憚りの氣象

人種を異にすれば人情氣風に差異を生ずるは言を俟たざる所なり、而して今漢人種と稱せらるるもの、内にありて、南北居を異にするより氣風に大なる差異を認む、即ち南方人種は比較的理想的にして北方人種は實際的なり、孔子は北方を代表して時事に盡瘁し、老子は南方より出で、太虚を説く、其一例に過ぎずと雖も南方の民多く無形の鬼神を信じ、北方の人多く有形なる狐狸の妖を談する等皆其氣風の差異を示すものと云ふべし、是れ一は北方より入れる漢人種にして、一は南方より來れる交趾支那種の漢族化せるものなるに由ると雖も、亦た南北天然の恩惠に浴する度を異にするに基く事大なり、而して四川省は南北何れの分子を多く存すと云は、勿論南部と云はざるべからず、従つて天然より刻薄なる待遇を受けざるを以て、自然崇拜の觀念は確に缺乏せるを認め得べし、たゞ北方の開明南部を壓すると同時に形式心裡共に南方に及ぼしたるは疑なき所とす、特に主權者は多く北方人種より出で其統治の必要上同一觀念を一般に普及せざるべからず、従て唐が科擧の制を設けて支那統治上大便法を開きし以來、交代する各朝多少の變革を加ふるも其大主義に至りては終始變するなし、國民の大勢力たるべき中等社會の氣風習慣の統一を謀りたるは、實に奇抜の政策と稱せざるを得ず、爰に於て北方の勢力南方人種を支配して拜物の觀念は、心裡に侵入する以前に於て形式的に普及し、四川省の如きも各州縣の都會には天地風雲雷星等を祭るの壇を始めとし、支那を治めたる歴代の天子を祭るの祠、功臣を祭るの祠、聖賢を祭るの堂、其他忠孝正義廉節の士及び義女節婦を祭るの堂宇等

枚舉に暇をわらす。

既に斯くの如くして歳月を閲するの多きは自然に俗を爲し、今日に至りては最も自己の境遇否寧ろ利害に關する所のものを神とし敬拜するの奇習を生ぜり、例せば四川省の農家は水利の不便より稻穀の豊凶は一に降雨の如何に繫るを以て、雨を欲するの期に於て農家各自が山上に火を焚き雨を祈るは勿論、牧民の官に在るもの自ら齊戒沐浴身體を清めて天に祈り、又一般人民に屠畜を禁ずる等祈願に至らざるなく、幸に天油然として雨を降すあれば牧民の職にあるもの有徳の結果として人民の崇敬を受く又燐寸工場の如き火に關係するものは火の神を祭り以て幸福を祈る等、純然たる拜物主義は今日公然實行せられ吾も人も怪まざるなり。

若し夫れ四川人の腦裏に自然崇拜の觀念を起さしむるの天然狀況ありとすれば、河流なり、殊に天下の至險を以て目せらるゝ三峡の如き一度之に臨まば、如何なる剛膽の人も尙に粟を生ずるの思あるべく、湍湮靈あるが如く深淵鬼神の潜むを疑ひ自然に崇敬の念を起すに至る、其他毎年にあらざるも河水の汎濫幾多人命を奪ふの慘狀を目撃せば、知らず識らずに自然の恐るべく敬すべきの觀念を生ずるに至るべし、其他祖先崇拜は儒教の根本主義とする所、儒教普及の此地祖先の祭祠に熱心且つ謹嚴なるは驚くべきものあり、従つて祖先の墳墓は如何なる場合に於ても他人に委するを忌む、之に關する一奇話あり貸金の抵當としては墓地を最も確實なるものと爲す事是なり、以て祖先に對する觀念を窺ふに足る、又少しく資産あるものは墓地に過分の金錢を費し且つ祖先を祭るの祠を別に築造して互に相誇るの傾あり、支那人の祖先崇拜の風を斯くの如く盛大ならしめし所以を稽ふるに、儒教以外一大理由ありて存するを發見すべし、即ち前章陳べたる同情心缺乏せる人種、加ふるに行政不行届きの國

柄自衛の途を講ずるは一に親戚縁者に求めざるべからず、既に之を親戚縁者に求めんとす何等かの中心なかるべからず、而して儒教の稱道する所の先祖尊敬論は茲に實現せられて一族を統一する中心を祖先崇敬に求め、家長權認められ一族の團體圓滑に統御せらるゝに至る、斯くて親族團體の親密なるに反し周圍は疎遠にして、楚越相關せざるが如きを以て自然に愛郷の念養成せらる、従つて支那人の殖民として適當の人種に非らずと稱せらるゝもの茲に基く、由來郷里に戀着するの觀念は拜物精神に原因し諸物を有情化して相接し一種感情の融和あるに由る、然れども一方の原因として同情者を得るの有無に關係す、世人の殖民を説くもの皆妻子携帶を稱導して措かざるもの這般の意味を證明するものと謂ふべし。

斯くて強大なる愛郷心は支那本部をして人衆の多き雜沓場たらしめ、生存競争愈々激烈を極め之が救済としては利用厚生之途を極端まで實行すると生活程度を極限まで底下せしむるとに出でたり、見よ四川省は東部支那及中央支那の各省の如く一方哩の人口多からざるも、其利用の完全にして廢物なきは嘆賞するの外なし、盜を警むの犬鼠を捕ふるの猫皆其任を解かるゝの日は食膳に上さるゝ有様、而も其皮は種々の用途に用ゐられ臟腑も大部分は食せられ、骨及び齒牙は裝飾品等を造る能はざる部分のみ肥料として焼かれ、寸許も廢物と目すべきなし、吾國にて食用と認めざる犬猫の利用既に右の如し况んや牛羊鶏豚の餘す所なき當然と謂ふべし、其他堂々たる男子の糞拾ひ而も都鄙の別なく到る所此業を執るを目撃し、甚だしきは一片僅に二厘の石炭に對し燒き糟中より燒け残り拾ふに専心する小童婦女を見るに至つては他は推して知るべし、而かも尙ほ生活を繼續する點より察する時は或一部分の人民生活程度想像以外のものあるべし。

斯くの如くなるを以て業を得ざるの乞食各所に徘徊し、さなきだに不潔の市街一層の汚穢を來す、而して此等乞食は皆恩恵に因つて露命を繼ぎつゝあるものなり、此多數の乞食を養ふの點より見れば人民亦た幾分の同情を解するかと云ふに、實は此等に給與を爲さざるに於ては脊に腹は代へられぬの譬の如く、死を恐れざる亂暴を働くに至るを以て止むなく殘物を給與すと云ふを當れりとす、四川省の各地に於て往々團匪の擾擾を爲すと云ふも、多くは此等浮浪の集合して萬一の僥倖を期するの舉に外ならず、以て四川人の性質慷慨と斷ずるは早計なりと雖も他省に比して幾分慷慨の分子を含むと考ふるを得るは、清朝の初期に此地に殖民せしもの多く、各省の無頼漢なりしとの事世上一般殖民の例に徴するも否定し難き事實なればなり、而も此等の徒、先住者を以て良地位を占め子孫の蕃殖従つて多く、其遺傳による勇猛の氣亦幾分か認むるに足るものあればなり。

人 情(四)

排外の思想 慘忍刻薄の氣風 文化の沈滞 猜疑心の強烈 若實の氣象に宿む 無斷の手段料 剛情の精神

天然が人の性情を左右すると同じく慣習が人間の氣風に至大の影響を及すは著しきものあり、試に支那太古の歴史を繙き之に精細なる觀察を下さんか、實に寡義競争の走馬燈の如く、夏殷周に至つては漸く鞏固なる團結を作り、統治權の領域も廣大となるも革命に至りては終に止むる能はざりしなり、秦の始皇出で、稀世の英資を以て大に中央集權の實を擧げたるも、祖龍殞して又群雄の續出を來せり生存競争の激甚にして争亂の頻繁なるは自ら國民の性格に影響せざるを得ず、茲に於て他族と相容れざる排外の風を生じ、異人種異族と見れば悉く阻斥せんと試み、征服以外に他國人と交通する如きは最も忌む所此點より考ふる時は實に雅量に乏しき人民と云はざるべからず、見るべし長く鎖國的思想を脱却せざりしことを。

又争亂相繼ぐの結果として自然に慘忍刻薄の俗を生じ、酷刑を敢てして顧みざるもの今日既に然り、而して此の殺伐の氣風を養成するの原因は家畜の屠殺絶えず、而も鮮血淋漓たるものは市場の中央に於て一般の目撃する所、而も其屠殺の際の悲鳴は婦女子も之を耳にして平然たる有様血を見て怪まざるの状思ふべし、家畜尙ほ忍ぶべし斬殺の刑亦た市街の一部に於て施行せられ、群集は悞樂の觀念を以て之を環視し、其鮮血迸り首級の落つるを見るも吾人が雞兔の殺戮を見る程度の感情も起らざるもの、如し、而も罪人の首級は其後鼻箱に納めて城壁又は路側に曝され、通行の人は之を見て意に介する風なし、殘忍刻薄の氣風斯くて養成せられずんば何處に此風を生せん、滔々斯くの如きもの日清戰役の際に於て我捕虜に實行せられたり、外面菩薩の如くにして内心夜叉の如きは支那人一般の有する特性と見るを得べし。

次に彼等が儒教の感化を受けて崇古の念熾なるは既に述べたる所なるも、獨り崇古の念のみならず國土の大を致すに及び自ら中國を以て居り、文化東亞に敵するものなきを見て自ら中華を以て誇り、其後屢々他の種族の侵襲を被りたるも文化はもとより中國の敵にあらず、其文明却つて彼等を同化して中國の俗たらしむ、茲に於て自ら中國を以て居るのみならず、事實は支那人をして中國たらしめ他をして蠻夷たらしめたり、事情既に斯くの如くなれば國民と個人とを問はず慢心を生じ、慢心するものは發達せず沈澁したるものは腐敗す、斯くして其文化は進む能はず、徒らに古を夢想して頑迷となり固陋に陥り、活氣を消耗して老成となり、世界の大勢に通せず自ら文明の中心を以て任じ、自尊自大

の氣風は今日に至りて尙は偉大なる勢力を有せり、外人の文化に接する五百年尙は我國が彼と接觸し五十年なるものに及ばざるは、國土の大にあるも亦た十八省の民人を通じて自尊の風盛なりしに因る、今日較々自ら覺る所あるも因襲の久しき容易に此の風を脱却せず、聘雇外人の意見に耳を傾くるの雅量に乏しく、若し之を採用せしめんと欲せば、恰も自己の意見にあらざりて當局其人の意見に對して賛成の意を表すが如くに之を勸誘せざるべからず、謗詐の辯實に支那人を動すに缺くべからざる所とす。

尙は人言を容易に用ゐざるは猜疑心深きと亦た其原因を爲す、猜疑心強きは支那人の通有性なるとは人の知る所なり、是れ支那が一夫多妻の俗公然に認められ、外面は恰も平和の如く装ふも小心狡詐の女性其間に嫉妬の焰般々して絶ゆるなく、又男子にありても一族雜居の結果自然に淫風を盛ならしめ、加ふるに女子に職業乏しきと、一般に女性の不足は亂倫不義の行爲を實顯する屢なるを以て同じく猜疑の念を起す、内斯くの如くして外は生存競争に苦み、仁義地を拂ふものと事を謀らざるべからず、不測の消耗不利を來すとは屢々經驗する所なり、他人を見れば盜賊と思へとは支那の現况互に相猜疑する怪むに足らず、而も此精神は子に遺し孫に傳へ今日に及べるもの、况んや風俗習慣を異にする外人に對し容易に信用を措かざるもの敢て怪しむに足るものなし。

然れども一旦信用を得るに至らば、猜疑心釋然として氷解し長く信用を保つことを得べし、吾人内地を旅行せるの際憐寸に關して此の事の眞實なるべきを實驗したり、そは同じく重慶に於て製造せらるる憐寸にして、一は同胞の關係する會社の製造に係り、一は支那人のみの經營に成るものなり、而も前者の憐寸は小賣店頭に飾らるる、少く多くは後者に屬す、依つて試に兩者を求めて種々なる點に就て

優劣を比較せしに、同胞の關係せる會社の製品優るあるも劣るなし、而るに店主の言に依れば賣行は反對に出づと、不審の念を起して尙は質問すれば平然として答へて曰く、一方は古くより名を賣りたるものなるも、一方未だ新しき商標なり賣行きの少き當然なりと、些事に過ぎざるも支那の舊きを貴ぶの精神は明に認るを得べし、思ふに此精神は支那人一般に着實なる性質を表明するものなり、夫れ太平久しければ社會の秩序は整然として定まり、突飛の行動を許さず勢ひ着實の風を養成す、顧みて支那の歴史は常に革命的意味を帶ぶるも、其實に至りては主權の名目變更に止り、實際制度變更及び民心擾亂を來すの程度に至らず、殊に清朝に至りては三百年の久しき全部の民心を動かせしは、長髮賊の亂ありしのみ、斯くて平穩の社會は着實の風を養成し、加ふるに科擧の制は、有爲の青少年を驅つて階級的に上進の念を固定せしむるに至れり。

然り着實の風は支那人の特性なるに拘らず、大言壯語以て豪快を呼ぶ又た支那人一般の氣風なり殊に上中流社會の人士に此事多し、是れ一見着實と矛盾するの觀あるも實際は矛盾に非らずして事實なり、即ち此等大言は彼等の内心に於て實行の意聊も存せず、心中依然たる着實にして徒らに言語を壯にして喜ぶのみ、是れ一は支那文字の豪壯的なると文學が極端の形容詞を用ひるに慣れ、大言壯語を爲すにあらざれば實情を移す能はざるに由る、白髮三千丈帶甲百萬皆這般の消息を示せものにあらざりて何んぞ。

支那人の大言壯語尙は恕すべし、不正直にして萬事信用を置き難きに至つては殆んど御し難しと云はざるべからず、而も直ちに虚言なるの露顯するも平氣なる點に至りては驚くの外なし、殊に召使に買物を爲さしむる際の如き公然其中の幾分を自己の所得となす、而も其事顯はるゝも平然として耻づる

色なく、其後亦た不正を繼續して憚らず、聞く所によれば此風習は親子間に於ても制止する能はず、親は其子の幾分を自己の所得と爲すと公認するものなりと、飽くまで支那人は個人主義に養育せられつゝあるを見るべし、而も自己が犯したる罪過を改むるの觀念に乏しき、亦た驚くべきものあり、支那に認定裁判の多く行はるゝも一方の理由は人民剛情にして容易に其實を吐かざるに基くべし、而して此の剛情心の由來す。所は確に不完全なる家庭に於て涵養せられたるものなるべし、支那婦人に關しては後章に詳述すべきも、人種の性癖は子女教育に非常の悪結果を及ぼし、自己の憤懣は漏すに所なく、不幸なる子女は常に罪なくして酷びしき打擲を被り、而も親權の強烈なる支那に於て、子は甘して非道の罰責に服せざるべからず、茲に支那人通有の服従の精神及び忍耐の美德を養成するも、功罪相償はざる卑屈の精神、惡事に對する剛情、意氣に感ずるの美質を缺く等悉く良點を亡失し、利己主義の傀儡を生ずるに至る、天然政治習慣以外人の性情を左右するに大なる影響あるものは家庭教育なる哉。

人 情 (五)

無變化無趣味の氣風 習慣拘泥の弊 虚禮に富む 商人の信用 公共心 早熟 婦人の性情 人情結論

四川省が土地の變化に乏しきは前章に述べたる所なり、獨り土地の各所に變化を認むる少きのみならず、四季の變遷に於て著しき變化を認めざるなり、要するに四川省は冬短く且つ皚々たる銀世界を顯出する如き降雪なく、冬季と目せらるゝ際に若草の萌芽は認められ、狂花と疑はるゝ、菜花は野を飾り、麥隨園圃日本の春と異らず、其結果は冬季に於て野外の業務に従ふを得べく、斯くて春を待つ念慮

もなく何時しか春となり、變化もなく夏を迎へ秋と過ぎ再び冬に回る迄差したる變化なく繰り返さるゝを以て、四川人の氣風之に似たる無變化無趣味なるものある故なしと云ふべからず、加ふるに秋より春に至るまで曇天のみ多く、蜀犬日を吠ゆるの謠を生せる天候をなす、若し天候の如何人の性情に關すとせば四川人が不得要領にして、稍もすれば事を曖昧の間に葬らんとするもの、斯かる天候の下に養成せられたるものなるべきか、然れども英國は常に濃霧を以て鎖すと稱せらるゝに拘らず、快活彼の如き英人を生ずるを見れば強ち天候をのみ罪すべからざるも、曇天の如何に人の性情をして沈鬱ならしむるかは説明するを要せざるべし、支那人の消極思想茲に胚胎し萬事習慣に拘泥し、便利或は愉快を主眼として改良を企つるの念慮の如き毫もなしと稱するも可なり、是れ外人と共同事業を爲す際に於て常に衝突を來す所以なり、嘗つて日本人と共同經營せる燐寸會社に於て、日本人は從來人力に依頼し多くの賃金を費すものを機械力に移し、差引き収益を多からしむるの法を講せんと議す、共同の支那人肯せず而も彼等は機械の人手を以てする如く精密に行かざるの一點を目し、習慣拘泥の精神には他を顧みるの餘裕なく、相當の出費を以て招聘し來りたる日本の技手をして手を空ふして遊ばしむるの有様なり、以て他は推すに難からざるなり。

然り斯くの如く頑固なるが如きも、亦た意外に變通自在圓轉滑脱の氣質なきにあらざらず、是れ前にも一言せる如く外人と接する歲月未だ長からざるに、既に早く外人と交際するを喜ぶの風を生ぜり、是には直接間接幾多の原因伏在するものありと雖も、單純なる頑固一天張の者の能くする所にあらざらず、確に其間に變通の妙あるに由る、然れども虚飾虚禮に富むは彼等の特性にして、彼等の言ふ所を直ちに信じて變通自在の人となすは正傷を得たるものと云ふべからず、虚禮に拘泥するの俗は言行相反す

るの行動を爲して恥ぢざるの風を作る、支那人の言ふ所を悉く信じて事に當らば其失望に終るや知るべきのみ。

斯くの如き人民なるを以て責任を重する等の觀念毫も存するなし、ただ服從的精神に富むを以て法令を遵守するの觀念は遠く邦人の及ぶ所にあらず、故に一規則の下に事業を爲さしむるに於て格好の民と云はざるべからず、最も責任の觀念も商人間に重せらるゝは西洋人の歡賞する所なり、我商人の不信用と相對して一種の奇觀なき能はず、此の商人間の深く信用し得る點なり見るも、支那人の商業國民として侮るべからざるものあるを悟るべし、思ふに此現象を來せるもの、一に自己の利害に關する大なるものあるを以てなり、個人の利害を外にしての彼等の公共心は乏しと言はざるべからず、然れども旅行の際常に路傍に目撃する修路碑修燈碑なるもの、皆個人若くは團體の出費を以て公共事業を爲せるの頌徳碑なるより觀する時は、支那一般に公共心なしとの斷定を下すは過酷と云はざるべからず、乍去全體より見れば公共的觀念は乏しと謂ふを得べし、尙ほ繰り返さざるべからざるは支那人は一般に早熟なる事なり、是れ惟り男女關係に於てのみ然るにあらず、思想に於ても然り、斯く支那人をして早熟たらしめたるは一は氣候なり、凡べて溫暖の氣候は人類の情欲の發生を促すこと強し、北地の民は寒冷の氣候中に住居するを以て其の情欲を發するの年齢も亦た遅く、之を抑ふるも亦た容易なるの便利あり、歐州北部の人民が婚姻の遅きも之に原因す、然るに支那の大部殊に四川省の如き暖和なる氣候に加ふるに一族同居の風あるを以て、情欲の發生早きは固よりにして従つて早婚に至る處に實行せられ、既に妻帯するもの、思想の固定言を待たず、早熟老成する素とより其所なり其他想の早熟一大原因を爲すものは、儒教道教何れも空漠たる哲理を根據とするの學問なり、夫れ動植物金石等の

有形の學は智識をして平路に發達せしむるも、無形の哲理にありては徒に高尚に馳せ造詣深からざるに老成を氣取るの風あり、而して空論を上下するは實用の才を出すと反對に出づ、支那の學者滔々相率ゐて益々頑迷に陥るもの其故なしと言ふべからず。

終りに婦人の性情に就て一言せんに下等婦人の一部を除くの外は、常に狹隘なる區域に塾居し、親戚以外の外人に接する稀なるを以て、心裡狹小となり且つ服從を以て唯一の美德と教へられ、卑屈の精神深く心裡に刻せられ、殊に漢人種の婦女にありては纏足の俗により、精神に直接間接病的傾向を帯びしめ、徒に悍辯を強からしめ憤怒し易く、非觀の極は死を恐れざる狂的狀態を演ずる其例に乏しからず、是れ支那婦人が男子に對する唯一の武器にして、此武器の結果は支那婦人は家庭に於ける女王なり、最高主權者なり、支那婦人は男子の奴隸とのみ信せし吾人は此現象を目撃して意外の感なきを得ざりき、而も支那婦人の多く教育あるものなく、世の道理も秩序も解する所にあらず、一に自己が狹量を標準として男子の行動を規せんとす、尙ほ意に充たざるものあれば無意識の子女に對して鬱憤を漏すに至る、孔子も女子と小人とは養ひ難しと歎聲を發せられたる故なきにあらず、支那婦人の性情度し難きものあるは由來する所遠しと言はざるべからず、此婦人家庭を支配して子女養育の任に當らんとす、支那人の品性を改良せんこと木に縁つて魚を求むるより難しと謂ふべし。

以上四川人の性質氣風に關し概論を終り筆を投じて冥想し來れば、勤勉にして忍耐力強く獨立の精神あり、節儉の美德を有し、智識は前途發達の見込ありとの五箇條を除くの外、如何に善意解釋を爲さんと試むるも一點の美質良點の認むるなく、二千年前に聖人孔子の憂懼措く能はずして垂教せし所は、依然として今日の四川人のみならず一般支那の缺點として指摘すべき所のものなり、茲に至つて吾人

は孔子の聖徳も、支那人の品性を純潔ならしむるの力なかりしを疑はずんばあらざるなり。且つ此疑念を以て之を観る時は、孔子の萬人に尊崇せらるゝもの、其徳澤にあらずして同じく拜物主義に敬仰せらるゝの觀なくんばならず、一層露骨の言を以て言はゞ政府の民心收攬の政策として孔子は使用せられたるの傾なきにあらず、然れども是れ孔子の罪にあらず儒教の惡きにあらず、一に支那人の性情茲に及ばしめたるなり、果して然りとせば支那人の品性を高尚ならしむる望みなさか、歐米の宣教師は耶蘇教に依りて神と人との關係を知得せしめ、彼等をして誠實心を喚起せしめ、依つて各人の精神を一變し家族及び社會の關係を變更し品性を改むべしと爲すも、吾人直に首肯する能はざるなり。

要は病膏盲に入れるもの、尋常の手段を以て治すべからず、先づ新教育を以て内部の思想を變更せしめ、加ふるに外部より外交貿易有ゆる刺戟劑を投じて、改革を實行せしむるより手段方法なきを信するものなり、然り是れ隣邦の情誼を思ひ、唇齒輔車の關係を有し、且つは一輩對岸に火藥庫の如き危險物の長く存在するの不安を憂ふればなり、單に商工業の政策より見る時は、支那人をして寧ろ今日の情態に居らしむるを以て得策となすべさやも保すべからず。

第六章 風俗(二)

風俗研究の必要 住屋の構造 城廓 洋館 商家 室内の裝飾 家屋造り方位

人の性情氣質が天然氣候風土人種風俗習慣宗教教育等種々なる勢力に依つて發生せられ、變化せられ改良せらるゝの事は累章之を詳述したる所なり、而して本章以下述べんとする風俗習慣亦た天然氣候

風土人種宗教教育等多方面の勢力相合して一の風俗を作爲するは人の皆承認する所なり、殊に直接の關係を有し相離るべからざるものは人情氣質の風俗に關する事なり、人情を度外して風俗を論すべからず、風俗を措て人情の説明爲すべからず、故に吾人は四川省人の性質を考察するの際に於て其大要を記し終れり、然れども風俗の詳細を知るは種々なる點に於て便益を得る少からず、殊に商業に従事する上より觀れば須要なる事と云はざるべからず、故に多少の重複を顧みず順次觀察を試みんとす。

第一衣食住に關し其住屋の有様は如何、是れ固より貧富の程度に於て同じからざるも、四川省にありては上下を通じて木材を用ゆること少なく、多くは土を用ゐる富豪の家にありては石亦は煉瓦を疊みて築造し、木材は一小部の用に充つるのみ、最も注意すべきは支那に於ては階級制度認めらるゝ如くにして實は平民主義なり、強ひて階級を認めんとすればそは貧富の階級なり、故に家屋建築等に關して吾國古代に認められし如き格式なるもの存せず、家富み財餘りあるものは如何なる家屋を營むも關する所にあらず、然れども習慣なるものは其間に一定の俗を爲し、正面の堂屋を中心とし兩側の屋宇は形態全く相同しく構造せらるゝ事妙となすべし、形式に富むの精神は全く家屋の築造に現はれたりと言ふも過言にあらざるべし、殊に廟祠殿堂の造營は一系亂るゝなく清朝會典の示す所に準據せり。

家根は都會にありては悉く瓦葺きにして、地方に入るに及びて草葺を認む、其一般に用ゆる瓦は實に粗末の製造にして、僅に雨露を凌ぐに止り強風の際は飛ばんと疑はるゝ許りの扁薄のものなり、我國普通の瓦の如く厚く大なるに比して雲泥の差と謂ふべし、惟り廟宇殿堂の屋瓦に至りては陶器を用ひ、黄色青色等種々の彩色を附せるを以て其遠望の美黄金堂も斯くやと怪まる、殊に燒き物の龍象等を其上に裝飾するを以て、色彩の上より言ふ時は一種の美觀なり、且つ此色彩を施すは皆に廟寺の屋上の

みならず、個人の住屋上丹靑を凝せるの繪畫及び模様を見るは稀ならず、由來屋上の棟梁は漆喰を用ゐ、其上に白垩を塗抹するものなるを以て模像を型め繪及び紋形を畫くには格好すと云ふべし、斯くて戸扉の外木を使用する少なく、隨て火災の大なるものなし、地方の草葺は常に火災に罹るも、是等は粗造なる構造にて且つは延焼の憂少なきを以て意に介するに足らず、其他竹を編みて其間に笹葉を包み家根に用ゆるものもあるも其數多からず、板又は樹皮を用ゆるものに至りては全くなしと云ふも可なり、此地方の家屋木造なきは樹木缺乏にも原因すれども、一は火災を恐るゝ甚だしきより土石のみを用ゆるに至りたるものなるべし。

支那にて都會と云ふべき府州縣の首府は悉く周圍に堅牢なる城壁を繞らし、僅に五六の城門を通じて外部と交通するに過ぎざるを以て、一朝火災の起るれば非常の混雜は勿論城内の住民は過半焚死の厄に陥る必然と言ふべし、是れ今日の建築材料を用ゆるに至りたる理由なるべし、左傳に子産火を防ぐ爲めに小屋を徹して大屋を塗る事と爲せる記事に徴するも、塗屋の事は遠き古よりの風と云ふべし斯くて此地方に火災少きの結果火災に對するの設備不完全なる事甚だし。

重慶の開港となるに及び、洋風の家屋を見るに至りたるも之に倣ふもの未だ多らず、洋風の家屋は全く歐米人の住宅のみに限ると云ふも不可なし、而して農商家を問はず石又は練瓦を用ゆるの外は其壁は皆埴土を搗き、固めて漸次積み上ぐるものなるを以て、其厚さ一尺に及ぶされど堅牢保し難きを以て大夏高樓は土のみにて造る能はず、支那に平屋多きは此理由に依るべし、市街及繁華の場所にありては地積を得るの困難より高欄を見、又不完全なる二階の家屋も少なからず、然れども此等建築材料は土のみにあらずして石又は練瓦を多く用ゆ、練瓦又は石の繼ぎ合せ目には皆三和土と稱しセメント類

似のものを用ゆ、斯くて其外面に白垩を塗ること一般なり、門は町並の商家には存する事なきも、相離れて存する家又は讀書人の邸宅には善惡に拘らず必ず門の設けなきはなく、其門は皆門扉ありて開閉自由なり、正門は常に閉ち側の一部より通行を爲す、正門を開くは冠婚葬祭の場合又は賓客の迎送主人出入の場合等に限れり、門の兩側及び塙壁は屋壁と同一にして其白垩を塗れる上に五色の彩色を爲せる繪畫文字等を見るは、俗を異にする吾人の目には異様に感ぜらる、其他門柱には朱唐紙に文字を記載せるものを貼付す、門扉は悉く板を用ゐる富豪の家にありては二重門となし、内門の扉は漆塗りになし、武人の肖像を畫く等面白き趣好と謂ふべし、門壁門扉の畫其他かゝる種類の畫に蝙蝠の多く畫かるゝは此地方の習慣と言ふべきか、門を入れれば石を敷き詰むるか、又は叩き土となせる中庭様のものであるを普通となす、一層高大なる邸宅にありては其奥其奥と限りなく幽邃の趣を添ふるを異なりとす。

各室は中庭に向へる所のみ窓を設け、日光を入るゝの仕組と爲す、尤も其戸の開閉は我邦の如く溝を穿ちて左右に開閉するに非らずして、蝶番を以て上下に開閉するの仕組となし、其窓障子は紙貼りにして山水の繪を畫き、又は詩句を記する等風流の趣あり、殊に障子の目毎に色を異にする紙を貼るは無邪氣の觀なき能はず、且つ窓ある方面も下部まで開け得るものは少く多くは三四尺の高さまでは壁と爲す。

室と室との連絡は戸を以て交通自在なり、而して扉を推して室に入るの際我國の敷居に相當するもの高きは驚く程と爲す、床は支那の家屋にては板張りと爲すもの少く張るも亦た低く地に接するの有り様なり、多くは地を固め叩土となせるものなり、其上には勿論蓆等敷くにあらずして土足の儘に

て出入勝手と爲す、各室の廣さは固より一定せざるも二間半四方位のもの多し、四壁は悉く石灰を塗り、天井は板張少く竹にて編めるもの最も多し、中には之に紙を貼りて裝飾す、大工の拙劣吾邦の巧妙と比すべくものあらず、金錢を惜まざる普請と雖も噴賞すべきもの少く一般の住屋の如きは見るに足るものなし。

而して貴賤貧富を問はず天地君親師を祭つるの壇又は祖先の靈位を祭るの壇は、一家中最も上位に安置せられ、日々禮拜怠らざるものあり、又應接の間と見るべきものは各室の間に設けらるゝを常とし、茲には椅子并に正面には首位の賓客を待遇するの座位を設く、又書畫軸裝飾品即ち日本の床飾り様のものあるは多く此室なり、富豪驕奢を競ふものありては應接室を別に築造するも、茲には中等社會を標準として記せり、商家にありては營業を爲す上に於て上述の構造は忍ぶべからざるものあり、街道に面する部分は一般に開け放しを得る仕組にして、夜のみ悉く板戸にて閉鎖するを得るなり、商業の種類に依つて多少其風異なるも、土足の儘出入を得るは異なるなく、又檐よりは行人の目を引くべき目標又は招牌(看板)を懸垂す、而も看板に種々の意匠を凝すは我國と異なるなきも未だ幼稚と思はるゝ節あるは免れざる所なり、此地方の中等社會にありては寢房居室書齋等を區別するものなく、一室にして此の三者を兼ねるものと言ふべし、食堂は應接の間に於てせられ、廚房は屋の一部に設けられ籠を据へ、一籠は必ず一煙突を有す、我國に於て室内に煙を充たす土竈に比して一進歩と云ふべし、又飲食の器を納るゝ壁櫥を設くるは我國と同一なり。

支那家屋を訪ふて最も異様に感ずるは、各入口の柱壁等は朱唐紙に吉慶の文字を書して貼用せらるゝ、事門柱に於けると異なるなきと是なり又各室の榜には匾額を掲げ柱には柱聯を懸くる等、支那をして流

石は文字の國なりと歎賞せしむ、支那には日本の家屋に見る如き押入なきを以て、總べて家具什器を納むるは箱櫃を用ゆ、而も床に板なきを以て箱匣の構造自ら吾國と同一なるを得ず、茲に住屋の記事を終るに當り、家屋築造に關する方位の問題あり、住人の便利如何は第二として方位を判断する人の指揮に従ふは一般の風習と謂つべし、現に予は學堂に於て一人の病者を出せるの理由を以て之を占はしめしに、教室入り口の跨ぎ石低き結果なりとし、従前の石を除きて新なるものと代へたり、吾人之を自棄し呆然として其迷信の愚に驚きたり、然れども一事を以て他の陰陽說まで非認するを爲すものに非らず、我國も亦支那の教を受けて此陰陽說は家屋新築に重せらるゝ一要素をなすにあらずや。

風俗(三)

飲料水供給所 便所の不潔 入浴と支那人 燈火 花卉庭園の嗜好 富豪の別墅

住屋に關聯して述ぶべきは住居に缺くべからざる飲料水の供給所なり、我國の如く毎戸井戸を有する等の事なく井戸あるも良水出でず、且つ旱涸の憂あり大部分は川流を汲み河に瀕せざる地にありては池沼水田等の水を用ゆ、概して清水に乏しく水を汲むは井戸にありては淺きものは杓子を以てし、深きものは吊桶を用ゆ、最も桔槔は少くたゞ單に力のみにて汲み上ぐるなり、殊に井桁の不完全なる一見平地と異らず危険と云はざるべからず、河流を汲むものは桶に充たし天秤棒の兩端に吊して荷ふなり、河流に沿ふの都會道路の常に泥濘に汚れ乾燥し得ざるもの全く此水汲みの通行絶えざるに由るなり。

次に厠は有名の不潔を極め渡清者をして第一に閉口せしむるは是なり、日清戰爭の際某將軍をして厠

の清潔が何よりの御馳走なりと言はしめしもの其實情を穿てりと云ふべし、稀には別房を設け完全のものを造るなきに非らざるも、多くは屋後豚小屋と相接し一種の臭氣は絶えず鼻を襲ひ来る、一厨甚だしきに至りては渡し板だになく、危険なる脱糞法を爲さざるべからず、殊に各人間隔てなきを以て四五人相接するの有様一層の閉口と云はざるを得ず、尤も支那には至る所に放尿器は寢室に備へ付けらるゝを以て小便の際一々廁を訪ふの必要を見ざるなり。

其他浴場に關しては我國と大に其趣を異にす、惟り四川省人のみに限らず支那人一般に入浴を嗜まず従つて特別に浴室を設くるもの等至つて少く、間々之を設くるも單に鹽にて湯を浴ぶるに過ぎず、殊に冬季にありては浴湯の事稀にして漸繁なるは夏日に過ぎざれば、屋後等の場所にて實行するに難からず、斯くの如く入浴少きも着衣の洗濯は常に行はるゝを以て吾人の信する如く衛生上の害は被らざるものと知るべし。

尙は夜間用ゐらるる燈火に就て一言せん、支那人は光線の弱きを喜ぶ故に非ざるべきも、晝間既に十分の光線を得ざる室内に蝨し、夜は亦た我國行燈の一層退化せる如き瀬戸燒き臺上に皿を載せ、其中に菜油を注ぎ燈心草を浸し點火するものを上下悉く使用す、近來重慶成都を始め縣州の城地にては石油燈を用ゆるものありと雖も未だ一部の人に過ぎず、冠婚葬祭等人の多く集合する場合には我國の維新前と同じく蠟燭を用ゆ、たゞ我國の蠟燭と反對し下部に孔なく却つて竹棒を突出す、故に燭臺は之を挿すに適するの構造を要するなり、蠟燭臺には葉鐵錫等の金屬を用ゆ、夜行には同じく提燈あり、然れども其多くは伸縮自由の構造なく我國古代の金燈籠に髣髴たるもののみなり、點火の際は下部よりす上部より蠟燭を入るゝものは荷擔ぎ等勞動者の用ゆる所にして、我國維新前に用ゐられたる箱提燈の極端に粗製せられたるものと見るべし、尙ほ此外に紙を燃して蠟燭に代ふる等の事行はる、發火の法は近時燐寸の需用盛なるを以て皆之に依ると云ふも可なり、尤も火紙と稱し竹紙を卷きたるもの喫煙點火等の場合に用ゐらるゝ事現在に於ては多分を占むるべし。

支那人は金錢崇拜を極端まで實行するものなるを以て、花卉庭園等の風流心は乏しきが如く思はるゝも、事實は意外にして如何なる家にも日本の箱庭類似のものを見ざるなく少しく數寄を凝すものありては、種々なる花壇を設け花木芳草を植えて四季の眺めを樂むの風あり、而も其嗜好心の相違に依るか庭園の構造は我國の築山泉水的ならず同じく山水の趣味は解するもの、如くなるも、山として型らるゝものは峩々突兀多く岩石を積み重ねて造るもの、水も亦た石槽に湛える等の事にして自然を距る遠く感せらるも、嵯峨莊嚴の岩峰は四川の關門三峽を通過する際自然の感化を受けて茲に至れるものなるべきか其の多く用ゐらるゝは岩石にして其内には鐘乳石及び類似の奇石最も多し、甚だしきは天然石なく石灰を固めて山型を造るものあり、泉水にも石灰の叩土にて水の滲透を防ぎ、之に金魚龜等を飼養す。

愛玩せらるゝ花木には梅、桃、薔薇、牡丹、紫雲花、楨、榿子、躑躅、梔子、石榴、芭蕉、木芙蓉、山茶花、椿、蠟梅、百日紅、杜鵑花、木犀、櫻、松、竹、海棠、茉莉花等にして、草には蘭を主とし石竹、芍藥、蓮、百合、菊、雞頭花、秋海棠、鳳仙花、白粉花、近時は成都重慶其他繁華の地にては外國の草花を交へ植るもの多し、而して此等鉢植となせるものは各々對を爲すを要す、一種にて二鉢を有せざるは稀にして之を切り石の上に安置するなり、花木まで對應を喜ぶは面白き風習と云ふべし

其他風景絶佳の地を擇びて別業を設くるは、支那にありては古代よりの習慣にして、今日に至り尙ほ

富豪の理想富豪たらんとする者の理想は、斯の如き物質的にあるは吾國と相似たり、従つて名目は多少異なるも富豪の別墅は至る所に見るを得べし、かくて此處に附屬する庭園は一種の支那風と稱すべく閑雅幽邃の趣に富むも、快活暢意の風を缺く従つて文人墨客の文筆を弄するに適するも、陽氣の運動を試むるには全く其當を得ずと斷せざるべからず、而も庭園各所に風雅の小亭を見るは一の特色と見るべし。

風俗(三)

衣服の制、日常の衣服、服色の嗜好、寢具及器具

住屋に關しては身分格式に拘泥せざる支那は、衣服に至つて種々なる制を設く、今一々此等に關して説述するを得ざるも、上天子より下は九品の下級に至るまで荷くも官位を有するものにありては、大清會典の示す服制に準せざるべからず、其他秀才、舉人、進士各學位に對するの服制冠婚葬祭に於ける服制枚舉に暇ならず、如何に支那人が個人主義に養成せられつゝあるかは此の服制に徴するも明かなり胸前背後に金光燦爛たる官吏の大禮服が比較的低下理想を有する支那人を羨望せしめ、且つ官吏たる事即ち富を致す所以なるを知るに於て滔々相率ひて官吏たるを希ふの風ある強ち咎むべからず、此傾向こそ代々統治者の利用する所となり、科擧の制を設け統治難を免るゝ唯一の策となし、而も秀才の下級より服制を設けて不満不平を柔ぐる方便となす、到れり盡せりと謂つべし、其他實官多きも服制に關する大なるものあるは支那人の性情上より見るも否定し難き所と爲す、而して婦人の服制は其夫たる男子に準ずるものとす。

以上は政府の定むる所にして研究の價值多からざるも、四川人の大體を通じて今日着用せらるゝ所のものに關しては多少詳細の觀察を要すべし、衣服は下着として腰部迄を覆ふもの上着の裾長さもの下着には袴子と稱するもの、及び靴下を締めて袴子の下部に穿がたる、袴子當の四着より成り、尤も長袴子の上着として稍袖廣の馬袴子なるものあり、又日本にてチャン／＼と稱する袖なし様の衣服は小童の多く纏ふ所なり、而して日常着用する所のものは多く木綿にて作る、下着は白布を用ひ窄袖にして長く胸部は二重となる長さ腰部に終る、長袴子と稱する上着は裁縫の方法下着と異なるなきも長裾にして夏期にあらざれば白を用ゐず大抵藍色と爲す、袴子と稱ふる日本の股引様のものは寛くして腹部にて細き紐にて結ばれ下部は足頸に及び、套袴と言ふは我國にて冬期小童の穿つ脚絆に類似するものなり、夏期には穿つこと少なし之には多く黒又は他の色彩あるものを用ゆ、尤も套袴を用ふるの有無に拘らず袴子の上より足頸を締むるを以て、套袴は衣服の要部と云はんよりは裝飾の部に入るやも知るべからず、女子にありては漢人種には長袴子なるものを着するものなし、是例の纏足の結果にして裾長さときは到底歩行に堪ふる所にあらず、故に皆男子の下着に比して少しく長く袖は寛く稍々短し、袖先と胸襟には花と稱して種々の縫取り模様を付け男子の服とは一見區別するを得べし、尙ほ袴子も男子のものとは其趣を異にし冬期を除くの外は足頸に於て結束するの事なく緩きズボンの如き觀あり且つ下端に模様を染め出し又は縫ひ出せる等男子のものと同じからず、寒冷の候にありては足頸に於て袴子を結束するは男子と異なる事なし。

以上は四川省に於ける男女日常の服裝にして、従前は絹を用ふるもの稀なりしが何處も同じ文明に伴ふ奢侈の弊風は、漸く絹布の平常服を見るに至れり、殊に富豪の商人等に至りては、日常の服裝に絹

布を用ふると稀ならず、男子既に然り、况んや服飾を喜ぶ女子は競ふて華美を傲ふ、古来より絹布の産地を以て有名なる蜀地も、杭蘇より新奇の綢緞を需むるに至れり、以て其一般の傾向を察するを得べし、而して何れの國民も服装は冬期に於て其類多く且つ美を競ふの傾向あり、此地方に於ても同様に於て見所にして、女子には皮毛衣服の裏に用ゐらるゝは即ち冬期なりとす、然れども此等は男子の服には毛を表面に出すものは少く、多くは表面を絹布にし裏付けとして毛皮を用ゆ、稍や下等社會にありては狗皮羊皮等を用ゆ、羊皮は四川省産物の一なるも毛織物として服を造るは稀なり。

服色は平常の綿服にありては單純なる藍染十中八九なるべし、麻布にありては純白に洒らせるものは其儘夏服用として廣く需用せられ、其他麻色藍色黑色等に染むるものあり、絹布に至りては單に其色のみならず織り方にも千差萬別専門家を以てするに非ざれば研究すると難し、而して服色は赤を喜び、妙齡の婦人の服に之を見るのみならず老婦の服にも之を認むると少なからず、管に婦女子のみならず、男子の袴子袴袴等には赤色を用ひると多し、其他青色紫色桃色等亦赤に次で歡迎せらるゝ傾向あり、白は夏の外は餘り喜ばざる如し、而も靴下に黒を忌み靴に白を嫌ふ等一律の下に規するを得ざるも、白と黒とは多くの場合に於て故障を生ずる多しと云はざるべからず、尙ほ我國に多く見る飛白、縞、等の服地は實に稀なり、然れども將來に於てはちやみ等は一般に用ゐらるるに至るべし、次に支那人の虛榮心は服装にまで現はれ、其外觀に専心し内部は襤褸を纏ふも、外部には華美なる裝飾を加へ、上着には綺羅錦繡を着するの人も下着には布帛の下等品を着するは、獨り此地方のみならず一般支那人の氣風と言ふを得べし、而して孤腹三十年なるものは實に支那人の理想にして、衣服は新を追

ひ奇を尊ぶよりは、品質優良にして保存の長きに堪ふるを喜ぶの傾向なきにあらず。

尙ほ一言すべきは寢具にして、住屋既に我國と同一ならざるを以て、勢ひ別に寢臺を作らざるべからず、寢臺は大抵木にて造り四尺巾六尺の長を有し高さ二尺五寸、其上に厚き藎菰を敷き其上に蘭吳座又は竹吳座を敷き、四隅の柱に寢臺に相當するの帷を張り、内は敷布圍掛布圍を備へて寢具一切と爲す帷は多く麻布綿布を用ひ稀には絹布を用ゆるものあり、布圍は綿布最も多く赤色の絨布を表面と爲すものあり、又種々の模様ある布にて作る等我國と大差なしと知るべし、寢臺は一面より見る時は室内の裝飾を爲す如く、臺木柱等に種々の彫刻を爲す等奇異の觀なきを得ず、加ふるに種々なる繪畫文字等を記せる紙を貼付するものあり、圖異り俗變するの地詳細の研究を爲さば服飾に關する事のみを以て一冊子を填むると難事にあらざるべし。

風俗(四)

帽子及靴 頭髪の修飾 支那人 婦人の無職業 躡足履止の美癖 履き物の種類 器具類

衣服に附屬して記載を要するものは帽子と靴となり、支那人は帽子を用ゐざるは稀にして、禮帽には一定の制あるも普通帽には種々なる區別あり、夏帽冬帽等仔細に調査する時は數十種を下らざるべし、婦女子は多く帽を用ゐざるも亦た全然なしと云ふべからず、殊に年少の際にありては男童と相類する天井のなき輪狀の帽を戴くを常とす、從つて帽子は一般の必需品に加ふるも不可なかるべし、其帽中最も簡單なるものは下等社會のもの、用ゆる黒布なり、黒布は其長さ一定せざるも二廻り若しくは三廻り頭部に巻き付くるものなり、是れ支那人上下の別なく有する辮髮は勞働者に取りては不便此上

なきを以て、長き辮髪も共に頭部に巻き付くの上に於て便利なるものと云はざるべからず、其他の者にありては辮髪背後に垂れ其上に帽を戴くなり。

幼童の際は辮髪なく頭髪の形態日本の童兒と異なるなし、五六才の頃は髪を少しく時へ三箇所に結び愛らしき風あり、八九才に至りては長き辮髪を爲すの素地を作るが爲め周囲の毛髪のみ剃り中央を圓形に残す、其後は髪は伸ぶるに應じて三つ編みとなして後方に下ぐ、其以前にありては髪を束ねて木綿糸の赤きものにて巻く、近來毛等を用ふるもの多し、喪中に於ては青又は白を用ゆ、成人の後辮髪中には飾り紐を入れ下部に下垂す、此房は黒色にして木綿又は絹糸を用ふるもの多數なり、斯くて辮髪を梳るは多きものは一ヶ月五六回に及び、少きも二回は之を編み代へざるべからず、髪は老年者にあらざれば時ふるもの少し、壯年者にして時ふるものは官更若しくは下等社會の無頼漢のみ、殊に支那人は鬚髯少き人種なるが如し、又其鬚の薄きと彎曲して下に向ふは支那人髯の特徴と云ふべきか、次に婦人の頭髪に至りては種々の風あるべきも一般に用ゐらるゝものは一種の束髪にして其形態の如く中央に笄を挿し、ピン様のものを以て之を飾る、其數六本にして笄と共に金屬製なり笄は常に用ゆるもの少し、祭禮等の場合に金屬製にして長大なる弓形の花笄を挿し、花卉の候には生花を以て髪を飾るものあり、滿洲婦人にありては多く花笄を用ゆ、支那人の美醜を談ずるは吾國と同じく顔を第一と爲すを以て、髪と顔の裝飾には最も意を注ぐが如し、故に髪は毎朝必ず奇麗に梳り、一筋の毛髪だに亂すことなし、其他耳に貴金屬の環腕指にも同じく之を飾り、支那に於て美人と稱せらるゝは丸顔にして頬紅く蛾眉小足なるにあり、従つて圓顔多きは吾國の面長と相對して人爲淘汰の勢力大なるあるを思はしむ、顔の長短は天性に出づるを以て如何ともする能はざるも、頬は脂粉を塗抹して俗に桃紅を表

し、他一面にも白粉を塗りて化粧に意を用ゐ、尙ほ進んで天然の眉毛を強て蛾眉に擬せんと苦心する機笑ふべくも、亦一方より考ふる時は女子に職業なき此地方にては、男子の意を迎へ安逸に一生を送らんとするを唯一の理想となすもの粧飾に専心するも止むを得ざるなり、夫れ今日此地方の婦女の職業なるものを求めんか、一部下等社會の婦女を除くの外自己の小足に適する靴を造るの外一の用務なく、日本婦人尙は無職業に驚ける身の一層の感なくんばならず、彼等は自己の纏ふべき衣服だに自己の手にて裁縫し得ざるなり、單に衣服のみに止らず日常の食物さへ調理し得るものは少く、而も之を爲さざるを以て高貴と爲し、自らも誇り人も羨むの風あるに於て奇怪と云はざるべからず。

纏足の陋風はかゝる誤れる思想を代表して生じたるものなるか、纏足の結果無能の習慣を養成したるものなるが、其前後の關係の如き知る所にあらざるも、世は滔々として女子却つて男子の業務を奪はんとする今日、極端まで女子の職業を奪ひたるは、支那に於ける特異の現象と云はざるを得ず、然れども纏足の惡風は昨今漸く有識者の間に其非を覺れるものあり、成都重慶其他の都會に於て天足會纏足廢止會等の勃興を見るに至れるは喜ぶべき事と云ふべし、由來此地方の婦人悉く沈鬱性のもとのみ云ふべからず、たゞ五六才の幼時より嚴しく足を包み自然の生長を妨げ、従つて踵を以て僅に歩行するに止る、其不便にして活潑の運動を得ざるは勿論、屋内の歩行にだも苦痛を感ずるに至る、而かも習俗の妙は其子女の足を縛る際に、子女の泣く如き事あれば大に其母の恥辱となすなりと、而して其子女亦た足の小なるを以て無上の名譽と信じ、若し大なる時は非常の恥辱と爲す、而して此風俗は何れの時代に濫觴したるのなるか、支那人の説明する進歩の故事は即ち美粧の觀念にありとすれば南齊の廢帝東昏侯の寵妃潘氏にして今より一千四百年前と爲す、然れども一考せば儒教の感化として

淑徳の表章に由来するにあらざるかを疑ふ、又人情等の點より察すれば、女子の淫風を豫防するの意に出でたる眞に近かるべし、要するに此の惡風を作りし罪は漢族男子にあり、男子の女子に望む重要なる點は實に小足にして、獨立歩行に堪へず踏踏躑躅醉者の歩むが如きを見て相喜び、一家經營の巧拙子女教育の能不能等顧みる所に非らざるなり、然れども自國男子婦人撰擇の理想亦た五十歩百歩の間にあるを思へば、他人頭上の蠅を追ふを以て能事終れりと爲すべからず。

次に履き物なり、履き物の奇異を云はゞ恐らく吾邦の右に出づるもの少なかるべし、此地方に於ける穿き物は一般支那と大差なく、西洋の靴に近し、たゞ彼等は多く皮を用ひ、是は多く綿布絨布綢緞等を用ひ、獸皮は裏底に附し上部にまで及ぶもの少し、禮式の場合には長靴に似て脛までの深さあるもの平時は足頸までのものを用ひ、雨天の際は下部に釘を打付けたるもの穿つ、中には花鞋子と稱し靴の外面に種々の花模様を縫ひ取りたるものあり、其模様等千差萬別と稱すべし、女子にありては細足の結果各自己れの足に相當するものを作らざるべからず、而かも其小なるは一驚を喫す、男子のものは黒色を多しとするも、女子にありては種々なる彩色ある布を用ひ、老婦人にして尙ほ赤き布片を附くる等面白き風あり、靴を穿つには女子は内面にも一靴あり、是れ常に纏足し置かざるべからざるを以てなり、男子は靴下と同種の襪子なるものを穿ち、夏期は之を穿たずして直に靴を穿つものあり。其他外出の際輪子に乘らざるものは雨天晴天共用ゆる、傘を携ふ、近來は蝙蝠傘を用ふるもの多きを加へたり、往々竹骨の蝙蝠傘あり、下等社會にありては大なる笠を用ひ、其種類多し是れ又近時は麥藁帽を以て之に代ふる傾あり、又下等社會のものは婦人を除くの外は靴を穿つもの少し、其遠く旅行し又は荷擔ぎ等の勞働を爲すものは、我國と大同小異の草鞋を用ひ、此の草鞋は藁の莖部のみを用

ひ頗る美術的に造らるるもの多し、以上住居と被服との大體を観察し來り、住居の比較的粗末なるに反し被服類の精良を極むるは個人主義の風習を明に證するものと云ふべし。

風 俗 (五)

食物 食事及嗜好 調理 饗宴の場合に於ける食品 鴉片及煙草の愛喫

支那は食物の種類に於て世界第一なるのみならず、其料理法の夥多なる恐くは他に類例を見ざるべし隨て交通不便なるが如き四川省意外の食品に富むを見るべし、食事の度数は朝夕及び正午の三回なるを普通とす、又た二回を定數と爲すもの少なからず、然れども農夫及び荷擔ぎ等にありては、三四時間を隔て、一食するを以て五六回に至るべし、米は精米を用ひ精米の法は水牛に石ローラを牽かしめ、大なる石臼の上にて互に摩擦せしめて糠を取り、又は石の槌鑊様のものにて人力にて摩擦する等の法あり、然れども十分に精白するもの少く多くは玄米に髣髴たるものを食す、たゞ其炊事方法の異なるより我國に於ける粗末なる精米法に比して其糠臭きを感せざるなり、而して驚くべきは省内一般に米食をなすこと是なり、下等社會にありては玉蜀黍及び甘藷を食するものあるも多からず、麥は大抵粉となし麵包又は肉饅頭砂糖饅頭と爲し食用す、夏季にありては米と白小豆の粥は上下一般に嗜む所なり、米の炊き方は日本と其趣を異にし一旦煮沸して其後蒸すを以て脂肪分多く脱却し粘着力なきに至る。

菜には肉汁、野菜の煮付、卵焼、漬物等普通にして、我國の如く各個に膳あるなく、一の卓を圍みて共に食するの風なり、而して上流社會にありては肉類を多く用ゆるも、下等社會に至りては野菜の煮

付だに食するもの少なく、多くは辛辣の漬物にて飯を濟すの状況なり、其の一般に嗜好するは豕肉にして、牛肉は祭典等の場合に犠牲として奉供する際の外好んで食せず、聞く所によれば當地方に於ては官衙牛の屠殺を禁せりと、故に其肉を得るに難きの傾きあるも亦た實際に於て此地方の牛肉は其味豚肉に劣るものあるなり、唯だ回々教民のみは豚肉を口にせず、牛肉を嗜む羊肉兔肉の需用亦多く犬猫其他雜獸の肉は下等社會に於て食用す、禽肉には鷄家鴨最も賞せられ、其他鷓鴣鴉雀等皆用ゐらる魚肉には鯉最も賞せられ其他鮒、鰻魚、鰻鱈等多く食せらる、殊に奇異の食物は殿様蛙なるものを賞美するとなり、此外四川省に産せずして賞揚せらるゝものは、例の魚鱈其他鳥賊蛇蛤等となす、蔬菜には蘿蔔胡蘿蔔蕪菁葱芹三ツ葉冬飯菜白菜、甘藍胡瓜南瓜蒞蓮根百合等枚舉に暇あらず、殊に奇異に感ずる所のものは荔枝の未だ熟せざるものを苦瓜と稱して賞味すると、絲瓜を愛食する事なり。

調菜には醬油を用ゆる少く、多くは食鹽を使用す、砂糖も稀には加味せらるゝも多くは菓子製造にしたり、調菜には多からず、我國の味附に類するものあるも汁となすにあらずして、調菜の場合に用ふるなり、總ての調菜に唐辛の多く加へらるゝは驚くべきものあり、而かも其外に唐辛を碎きたるものを醬油に溶きて肉類を浸して食するを普通と爲す、尙ほ萬事の調理に豕の脂肪を用ゆること夥し、漬物には鹽漬砂糖漬最も多く、鹽漬には強烈なる辛味を添ふるを普通とす、其材料としては蘿蔔胡蘿蔔白菜大頭菜蕪葫瓜茄子、薑、莢豆刀豆青菜等重なるものにして、砂糖漬には果實悉く材料に供せらる、然れども後者は食膳には多く用ゐられず、宴會の場合若しくは喫茶の際に食せらる、此糖漬の果實は我國の菓子の代用を爲す場合多きを以て、菓子の種類は多からず、其存するものも吾國の下等の菓子と異ならず、而して此地方の人士は漿果の嗜好非常にして、果實の種類も多數あり、其重なるもの

みを擧ぐるも梨、葡萄、密柑、金柑、梅、巴且杏、石榴、枇杷、柿、桃、杏、林檎、櫻桃、等あり、其他栗、胡桃等の干果あり。

食品は右の如くにして平常中等社會の食物は二三種多くも五種に過ぎざるも、饗宴等の場合にありては山海の珍味數十種を並べ、而かも順次に運ばるゝ所のもの多くして、食物に奢侈を極むる驚くべし殊に甘鹹其度に適し調理の巧妙賞するに足る、顧みて此等の調理を爲すの道具を見る時は又た驚くべし、鍋、釜、組板、庖丁、出刃庖丁、金杓子、網杓子、木柄杓等の外數多の用具あるにあらず、唯だ各個應用の妙技に因るなり、熟練の結果にあらざれば能くせざる所なり、尤も宴會等の際に於ける食器は其數も多く、又た華美を極めたるものあり、而して其大さも多人數一器よりするを以て、其器物は吾邦の井に似たる大さを有す、各人は箸又は散蓮華にて飲食を爲すなり、酒器には錫製の急須オビシに似たるもの及び陶製の猪口となす。

酒は前にも一言せる如く米にて醸したる老酒、黍にて造りたる火酒、其他燒酒、濁酒、甘酒等あるもその嗜好するは火酒を第一と爲す、近來麥酒、葡萄酒、三鞭酒等の外國酒を用ゆるものあるも其數極めて少し、此地方の酒宴は暴飲暴食の風なく、且つ盃の獻酬を爲すことなく各自盃を一定するは良風と云ふべし、又食料は既述の如く魚介蔬菜に仰ぎて直ちに之を調理すれども、亦製造品をも賞揚す、豆腐油揚、絲苧蕪、蕪等、殊に雞卵、家鴨卵を鹽藏し或は石灰を塗りて土中に埋め置きたるもの等を賞美す、一層奇異の食品は豆腐を腐敗せしめて一種の臭氣あるものを愛好する事なり、西歐のチーズ吾國の納豆と好對照を爲すものか、其他西瓜、甜瓜の生食は吾人と異なるなさも、甘蔗の一般に愛食せらるゝは驚くべきものあり、甘藷及び玉蜀黍を燒き又は煮て間食に供せらるるは又た吾國と同様なり。

終りに鴉片及び煙草の二者は嗜好品中の嗜好品として上下一般に愛喫せらるゝは其の産地なるに徴するも明かなり、鴉片は喫用の器具多きを以て煙草を用ゆるが如く到る所に携帯するに不便なるを以て中等以上の人は自宅に喫鴉片場を設け、下等社會にありては到る處に軒を接する煙館にて喫す、中流以上の社會にて宴會後等に鴉片を喫するも一の接待中に加へらるゝ有様なり、又下等立會の勞働者に在りては喫鴉片の習慣は之を喫せざれば勞働に従事するを得ずと稱し、五六時間一回必ず鴉片を喫す而して此鴉片を喫する風は男子に於て既に甚だしきものあるに、業務なきの女子一層嗜好の度強きものあり殊に病苦の際に之を喫し苦痛を薄らがしむる等の習慣あり。

煙草に至りては其價の廉なるより需用の普及鴉片の右に出づ、成年の男女は勿論小童に至るまで皆之を愛好し、中流以上の者は水煙袋と稱し頗る優長の煙管にて其煙を一旦水に通じて喫用す、又た長さ三尺餘の煙管を用ゆるものあり、煙草には葉を其儘適宜の葉巻と爲して喫するもの、及び細刻するもの等あり、而して煙草は主客間に受授するの禮あり、卷煙草其他外國製のものは支那人にして喫用するもの全くなしと云ふも可なり、鴉片の害は近時尙識者の唱ふる所にして之が廢止を考究するものなきにあらざるも、纏足廢止に優るも劣るなきの大問題解決を見るの日は蓋し遠き將來と云はざるべからず、たゞ目下の策としては未だ喫煙の習慣に染まざるものを抑制して弊風を除却するより外に良法妙策なかるべし。

風俗(六)

冠婚葬祭 婚禮の風習 女子の賣買 婚禮式 出産及産後

冠婚葬祭の重典として往昔より莊嚴に實行せらるゝの國は、之れを以て其風俗の一般を徴するに最も恰好のものと爲すべし、たゞ四川省にありては屢々記せる如く、四周の民人互に雜居混住し、而かも互に其俗を改めず、閩粵より來るものは依然閩粵の風を維持し、黔楚亦た其習慣を墨守するを以て、各州縣の志に徴するも何れを正とし擧ぐるを得ず、己むなく自己の見聞する所を記述して此等の一斑を示すべし。

冠禮は成人を重ずるの禮として男子二十歳に達せるの時之を行ひたるも今日に於ては之を行ふもの少し、たゞ自己の誕生日を祝ひ、又は還曆古稀の祝賀等を盛大に行ふものあり、而して婚禮の嚴肅昌盛なるは事苟も人生の大典に屬するが故なるべきも、其習慣の妙と風俗の異とは漸く大典の意義を顧みず、形式と虚禮とに傾く嫌なき能はず、清朝會典は其の大綱を指示するものにて、男子は十六女子は十四歳以上と定む、此地方に於ては其最底極限の年齢に於て多く此式を擧ぐるを常とす、是れ男女共に早熟なるに因るべしと雖も、一は土地の富裕なるに基すべし、由來支那の習慣として婚禮には莫大の金子を投じ、而かも其多きを以て相誇るの傾あり、借金質入をなしても婚禮には節約する能はぬ奇風あり、爲めに生計豊かならざるものには到底望むも迎妻するを得ざるなり、而かも婦人の境遇は前述の如くなるを以て、婚姻に當つて自己の理想は有れども一も行ふを許されざるなり、殊に因襲の久しき、子女の婚姻を定むるものは全く雙親の意中にあり、我國にも此風習なきに非らざるも此地方

の如く専制なるものならず、子女相當の年齢に達せるの際媒酌人を以て婚約を結ぶものなきにあらざるも、多くは年少時代より其兩親互に相約し兩者婚姻の年齢に達するを待つ、而も其間互に相見ゆる等の事は固く禁せらる、況して見合の如きは絶えてなく、婚禮式の當日初めて相見るを得るなり、其際に於て互に相嫌厭するも一言其親に向つて不服を申し立つるを得ず、子も亦た甘じて服従するなり、此風習は面相の醜美よりは家の貧富こそ婚姻の遲速好配を得ると否とに關す、尤も此結果は離婚を見る少く相互の融和も其間に生じ來るとなしと云ふべからず、然れども亦た一生不和合に終るものあるは眞に此壓制的婚姻の結果と云はざるべからず。

かくて結婚の約は雙親間に結ばるゝものと、又豫め許嫁の事なく子女相當の年齢に達したる際に兩親間に結約せられたるを問はず、媒人を立て期日を定め結納を女家に送るなり、之れには多く衣服を以てし、家富めるものは多く貧しきものは少きは固よりなり、然れども此結納は婦人の醜美に依て其額に高下ある如き賣買のものにあらず、尤も此地方に於ても正妻以外のものを娶る場合、又は下等社會のもの、妻には賣買の風あり、美貌の女にありては一百五十兩より二三百兩を要し、普通六七十兩一層下等のものにありては二三十兩にて求むを得るは他省の風と異なるなし。

結婚の式日は婿の家にて之を選ぶ、普通冬季即ち陰曆十、十一、十二月を最も多しとなす、其他に於ても實行せざるにあらざるも稀なり、式は多く盡にして其當日新婦家を出づ、其際新婦及び其母聲を放つて號泣す、而かも此事三日前より引續くと云ふ、其意蓋し離別の情に堪へざるにあるも、今日に於ては形式に號泣するもの實に奇怪の風習と云はざるべからず、新婦は男女の親戚各二人に送られ轎子にて新郎の家に向く、新郎の家に着せる時は火炮に火を點じて盛大の歡迎を爲す、其際婿家に向

ては親戚知己を招ぎ盛なる饗宴を開く、而かも鑼を打ち笛を吹き鐘を鳴し其繁昌言語に盡し難し、當日新郎の服装は身分に依つて異なるは勿論なるも富豪の子弟にありては、其際のみ官許を得て錦襪に刺繡ある美服を着用し、頭には禮帽を戴き頭には珠數を懸け、之を胸前に下げ足には長靴を穿つ、新婦の服装には禮服用にして常に用ゐざる裙を巻く、裙は日本婦人の蹴出しに髻髻たるものにして、男子の下穿き即ち袴袴に相當するものなり、斯くて女袍を着し女子亦た珠數を用ゐる頭に懸けて胸に垂る、髪には金屬製の花簪所狭きまで飾り、耳鈎腕環の裝飾品を盡さるなし、足には脚帛を巻きて通常の靴を穿ち其上に紅靴を用ゆ、尙ほ身分あるものにありては胸裙とて動搖する際に音響を發する様鈴を附けたるもの、及び女袍に代ゆるに大紅衫の上に霞佩と稱するものを着し、尙ほ肩にも鈴付の肩襷を用ゆ、其他風冠とて金銀珠玉を以て作りたるものを戴く、新郎新婦右の服装を以て先づ天地君親師の靈位を拜す、此時尙ほ新婦は紅簾と稱し紅き布帛にて顔を掩ひ、相伴ひて禮拜するも相見るを得ず斯くて拜禮を終れる後、紅簾を去り改めて式場に臨み、新郎新婦相並びて座し、茲に合宴の式は酒を以て行はる、此際新婦は羞ぢて酒を飲まざるを例と爲す、式畢つて來客に接し祝賀の答辭を陳ぶ、夜陰に至り新婦新郎相携へて一室に入る、其際來賓の人々其室を窺ふの奇習あり。

又婚禮の際は新郎の家にありては三日間客を饗するを普通とし、其際には平常嚴重に相接せしめざる男女を自由に放任し、其新婦に接して翫るも笑ふも人も吾も咎めざるなり、吾人の如きも此際は女室を見舞ふを得るなり奇異の風習と云はざるべからず、斯くて三日を経る時は二人相携へて新婦の家を訪ひ、近きものは即日歸家し、遠きものは二三日逗留して歸家す、結婚後は新婦新郎に一室を與へ、新婦の持參に掛るものは一切此室に列べ、親戚朋友の初めて新婦に會するものは皆此室に於てし、新

婦自ら茶を纏する俗あり之を闇茶と稱す、故に新婦の持参品は衆人の批評の焦點となる、此地方人士の意を茲に用ゆる故なしと云ふべからず、されば富豪は千金二千金を之に投するも顧みる所にあらざるなり、先づ其持参品の重なるものを擧ぐれば彫刻の美を盡せる寢臺衣櫃(我國の箆箆に比すべきもの)卓子椅子鏡及鏡臺襪子(腰掛)茶器一切、顔洗鉢、食器其他小器枚擧に暇あらず、尙ほ富豪にありては持参金を爲すものあり、如何に豊かならざるも寢臺、衣櫃、布圍其他數品を携へざるものなし、尙ほ新婦を送り來れる人は新郎の家にある僕婢に祝儀として若干の錢を給するは一般の風なりといふ、又媒酌人には新郎の家より十圓内外の金子を謝禮として送るの習慣なりと聞けり、茲に婚禮の記事を終るに際し特記すべきは、結婚男子の年齢女子と相同じきもの多く、尙ほ女子の年長なるもの多き事是なり、我國に於ては男子の年少は稀にして、男子は女子よりも十歳以上年長なるものあるに、此地方は女子年少なるは却つて多からずと云ふに至つては奇異の感なきを得ず。

婚姻に附して記すべきは出産なり、婦人懐胎し臨月に至るまで多少儒教的の攝養を爲すも腹帯を結ぶ等の事なく、天然の儘に放任す、出産の際産婆を聘するは勿論富豪にありては初産の際には自家に歸り出産す、歸らざるものにありては夫附添ふて出産せしむ、生兒は直ちに臍の尾を絶ちて微温湯に浴せしむ、出産は何れの國を問はず婦女の大難なるも、此地方に於て難産の爲めに命を殞すの婦人年々夥しきものありと云ふ、其の難産の場合には巫を請し來り頻りに祈禱を爲すにありと、此難産多きは重に中流以上によりと聞けば運動の不足等確に其一因と見做すを得べし、斯くて産婦に運動を勤むるの風なきにあらざるも、胎兒なき際既に運動に不適當なる小足婦人を驅つて運動を爲さしめんとす辭と云はざるべからず、幸に比較的強健の性ある支那人人口増殖今日の盛況を見るも、若し虛弱性のも

のたらんには人口減少の憂患を生すべきは綱足の陋習に基すべし、近時知識者の稱道するに依り放足を爲すものあるは慶すべきなり、尙ほ支那の出生兒男子を喜び女子を喜ばざるは年來の習慣に基くべきも、一は生計問題より來たるものと云はざるべからず、されば難産以外女子出産の際殺すの風今日尙ほ下等社會に存すと云ふ、獨り此地方のみならず支那に於て男女數の不均等なるもの由來する所ありと云はざるべからず。

風 俗 (七)

葬禮の風習 棺槨 葬服 墳墓の遷定及墳墓の壯麗

人死すれば家人屍體を堯堯の上に移し、燈をかかげ香を焼く等我國と大差なし、斯くて計を親縁知己に告げ又道士と稱して葬喪を司るものを呼ぶ、此道士は老教を奉ずるものなるも我國に云ふ道士とは同じからず、單に死人を葬る爲めに生存すると稱するも不可なし、其風俗普通人と異るなく讀經の際のみに道衣を着し道帽を被る、其人數は固より家の貧富に依つて同じからざるも、普通三四人にして多きは十數人に及ぶ、此外道士を招がずして僧を呼ぶものもあるも、此地方にありては其數少く、一般に道士を招ぐと云ふも不可なし。

かくて計を得たる親戚知人集り來り吊詞を述べ、香料及び金銀紙錢を贈り或は葬儀を助くる等我國と異なるなし、たゞ死人あるの際家人は勿論來集の親戚は聲を放つて慟哭するなり、尙も家人の死を以て人情を動さざるものあらん、悲哀の極慟哭する怪むに足らざるも一種の風習として聲を放ちて死者生前の言行を唱へつゝ哀哭し、其聲四隣に聞ゆ、而も三日此聲を絶たず一種の形式を作りたるの傾なき

にあらす、殊に親戚も共に聲を揚げて泣かざるべからざるに至つては滑稽に近かしく云はざるべからず。

道士來れば三角形の紙旗及び龍に摸せる旗十數旗を門前に立て、又紙にて造れる小家屋を購ひ其内に某氏靈位と書せる札を貼り、之を壇上に置き燭を點じ經を誦み鑼を打ち鼓を鳴らし、終日終夜其喧噪なる事悲傷の感も消亡するの思あり、且つ四五人相和して高聲に誦經するの聲鏗鼓の響と相合し耳爲めに聾するを疑ふ、屍は沐浴せしめて後新なる白衣を着せしめ之を棺中に納む、棺は寢棺にして競ふて善良のものを選ぶ、其長さ七八尺高さ五六尺あり、通常杉棺を用ふ、此地方の如く樹木少き所において死入あるの時直ちに之を作る等の自由を得ず、従つて棺製造の大工は平常之を造作して店頭に列べ置き其需に應ず、又富豪にありては自己の棺を豫め購ひ置く等の奇習あり、棺の良なるものは全體に漆を塗り、又は華麗なる卷繪を畫くものあり、板も相當の厚味あり、殊に棺蓋は木の根元を用ゐる前方高く一尺以上の厚さを有す、勿論貧困者にありては薄板の粗末なる棺を用ふるのみ、棺中には死人が生前愛好する所のものを納むる事吾が國の風習と相似たり。

葬儀は少くも一晝夜を過ぎて後行ふ、大抵三日の後に爲す甚だしきは十日以上に及ぶ、尤も一晝夜を経る時は棺蓋を閉ち其後は開くを得ざらしむ、葬儀執行の時刻は白晝にして、棺の家を出づる際には火砲と稱して鼠火花に似たるものに火を點じ、爆聲硝煙と相和し一種の壯觀を極む、紙製の小屋も此際燃盡す、葬送の鹵簿旛旗を先導とし、鑼を鳴らすもの鐘を打つもの續き、其後に種々の供へ物を捧げたる一行列び棺の前には喪服を着けたるの喪主徒歩し、左右にも喪服の親戚故舊相從ふ、其身分高きものに至りては行列の莊嚴にして種々なる身分表章の制札の奉捧せらるゝは我國に於て高貴の人の

葬儀に勳章等を捧持すると異なるなし、見送りの人は棺の後に從ふ女子の送葬者少なきも、若し之を送る場合には多く轎子を以てす、其他男子も轎子にて送るもの少なからず、棺を昇ぐ人は白衣を着し、白布を頭に纏ふ、棺の上には虎皮の模様を表はせる毛布等を掩ひ外觀を美にす。

喪服は皆麻市にて作り質素なるものなり、其男子にありては上に斬麻と稱する麻衣を着し同じく麻の帶を用ふ、帶は一重巻にして前にて結ぶ、頭には白布を裏付たる麻帽を戴き、帽上には藁を三つ組にして之れを繩にしたるもの、及び耳を覆ふの絲を垂る、足には白布を巻き付け其上に草鞋を穿つ、尙は手には孝杖と稱して二尺内外の青竹を持つ、辨髮の端に組み入るの房紐も數日間は麻を用ゐる其後三年間白の綿絲を用ゆ、尤も此喪章に關する事は年の長幼親戚の遠近によりて其間に相違あるものと知るべし、女子の喪服は斬麻の上着に麻の帶を締め腰に纏ふの裙亦た麻を用ゆ、髪は髻を麻にて結び且つ白布を以て包み其上に麻頭罩と稱して男子の斬麻帽に等しきものを戴く、たゞ女子にありては深く面部を掩ふを以て顔は殆んど見るべからず、又色袴と稱する麻布製のものを足頸に嵌む、是れ脚帛を覆ふが爲めにして足は脚帛にして巻き上に麻製の靴を穿つ、婦人亦孝杖を携ふ而も其長さ四尺餘ありて實用を兼ねるなり、此地方には家を出で、直ちに墓地に至るの風にして一旦寺院に於て續經する等の事なし、若し道路に地蔵又は佛菩薩ある時は紙にて造れる錢を燃す、斯くて墓地に着すれば埋葬を爲す、火葬を爲すものは全くなしと云ふも可なり、富豪の家にては遠地に於て死亡したる場合に於て尙ほ棺の儘故郷に持ち來るの習慣あり、かく死屍と故郷の關係を厚からしむるを以て、墳塋が如何に此地方に於て重要視せらるゝか察するを得べし、又近親の者遠方に在る場合等には棺のまゝ其人の來るまで埋葬を爲さざるの俗あり、其他風水方位を選択すること等の説に迷ひ棺を葬らざる迷信家あり。

墳墓は山頂山麓丘岡等風光絶佳にして風水に適ひたるの地を選びて設置す、家豊かならざるものにあつては地を掘り棺を安置し其上を土石を以て埋り高さ三四尺に土を盛り上げ其上に芝草を植ゑ、後は雑草の繁茂に任じ一歳一回清明の際に於て簡單なる掃除を爲すに止る、斯の如きの墳墓は此地方市街地の郊外に出づれば滿眼此光景に接するを得べし、然り此等多數は多く中等以下の者の墳墓にして多少資産を有するものにあつては、數十百金を投じ煉瓦又は切石を以て疊み漆喰を以て築く等至らざるなし、而して其前面には石を置き死者の墳を表するの文字を彫刻す。

又新に死人ありし家にては白紙に「當大事」と記し門前に貼り出し、業を休みて哀を表し、又長輩の場合には正月門扉門柱に貼り付ける吉慶文字を書する紙も白又は青を用ゐる赤を用ゐず、其記載文字にも哀悼の意を表すものならざるべからず、其他法會等を營むは吾邦の俗と異なることなし、忌服の制亦大不同小異なり。

風俗(八)

祭祀の風俗 正月の祭祀 立春及上元 二月の祭祀 三月の祭祀 四月の祭祀 五月の祭祀 端陽及城隍會 六月の祭祀 七夕及盂蘭盆 八月の祭祀 仲秋 九月の祭祀 十月の祭祀 十一月の祭祀 十二月の祭祀 附物に關する奇習

祭祀の支那に於て重せらるゝは古來祭政一致の俗ありしに徴するも明かなり、或外人は支那人を目して祭祀の奴隸なりと評せるも強ち謬言にあらず、此地方の士民亦た擧つて祭祀に金錢を費して願みず日常勤儉なる行動に對比して天淵の差ありと云はざるべからず、即ち世族の家には必ず宗廟あり四時

の物を薦獻す、又外祭には墳墓に壇を設け親戚故舊相集り恭敬祈禱を爲す、其他都會には文武廟を主とし諸廟の祭祀甚だ多く、早天に雨を祈り惡疫猖獗を極むるの際には神靈を祈る等、一に拜物的迷信より來るものなるべきも平常素行修らざる士民をして齋戒沐浴嚴肅なる心理の感化を起さしむ、支那に祭祀の必要なる理外の理ありと云はざるべからず、以下歲時に於ける風俗の一般を観察せん。

正月元旦 一年の始めの長閑にして何となく目出度は時の古今洋の東西に區別なきものなるべし、殊に一年の勤勉を此正月に慰むる風習となり居る此地方にては上は富豪の高樓より下はいふせき藪小屋に至るまで、門柱扉皆吉慶の文字を記せる朱唐紙を貼り、屋内は祭壇を始め清潔に掃除を爲し、祭壇には種々の供物を爲し無數の燈を點じ滿室煌々以て新年を祝す、殊に市街は天井に白色青色赤色等種々の布を張り其下に玻璃燈籠を吊り五十歩に一ヶ所百歩に一ヶ所燈籠門を立て、或は繪を畫き或は人形を列べ又は彫刻を爲す等、平常不潔の市街も一夜に美麗の市街と變せるを思はしむ、元日には如何なる人も業を休み朝早く起き出で、主人以下禮服を着し祭壇を拜し鼓を打ち鐘を鳴して一家の祝福を祈る、禮拜の式終はれば一家老幼相集り茶菓子酒肴を具へて相娛樂す、都人士は各祝賀に往來するを以て市街雑沓を極む、年賀の際には主客共に脆座の禮を爲す斯くして元日より五六日間は踰跼たる醉人道に相望む、女子は此際に於ても外出する稀なり、又元日一日飯を喫せざるの俗ありしも今之を行ふもの少なし。

立春には總督道臺知府知縣等の牧民官屬僚を隨へ東郊に至り春を迎ふ、其儀式町重にして雅麗なり、都鄙の老幼男女雲集して此行列を見る之を迎春と稱す、此地方總ての禮典に火炮を用ゐざるなし、其爆聲と喧嘩とは一種の偉觀なり。

上元には正月の装飾を今日限り徹するの日にして、元日以来十五日間歡樂も終りを告ぐるの際なるを以て正月中に於て最も賑盛を極むるの日にして、此地方人士の尤も娛樂と信するの時なり、此日夜に入りて市街の裝飾燈は悉く點せられ、近在近郷より集まれる老若男女は立錐の地なきまでに市街に充つ、殊に深窓に閉ぢ込めらるゝ女子も此夜は戸口まで出で、見物するを許さる、支那婦人には又どなき祭典なり、かくて人群を以て溢れん許りの市街の各所より、吹き火の如き火花は點火せられ、其火花は遠く四五間も散亂し其間に大小火炮の爆發する響加はり偉觀言語に盡すべからず、而も其火花の間に布帛を以て龍形を造り頭部より尾に至るまで三四間に至るものを、七八人にて持ち龍は頭を擡げ尾を振り火花の間を潜行す、或は獅子に扮せるものあり、其群市街の大小によりて一ならざるも十組二十組數ふべからず、其多くは禪一本の裸体なり、時に火花の爲めに燒死するものありと云ふ、而して富豪は此等の人々に酒食を給するの風あり、之を耍龍會と稱す、此夜は耍龍以外に種々異形の燈を持つて兒童少年市街を往來し、且つ鑼を打ち鐘を鳴して喧騒を極むるは又一種の感あり、尙ほ此事は今日のみならずして一週間以前より行はるゝも盛大を極むるものは此夜にあり。

里閭の小部落に於ても此事行はれ或は龍を藁にて作り、白晝各家を訪ふて酒食を索むる等の事あり、甚だしきは錢財を索めて争鬭を爲すの弊あり。

正月は斯くの如くして此地方人の唯一の愚安を得るの際なるも、所謂小人閑居して不善を爲すものにして賭博の盛に行はるゝは實に此際であり、支那には打牌と稱し吾國の花合せに類似せるものを弄ぶこと盛にして、之が勝負により金錢の授受を爲す、其多きものは之が爲めに産を破ふるに至ると云ふ惟り正月のみならず平常にありて此事の公行するは、喫鴉片及び緋足と並び支那に於ける弊風の大なるものと謂はざるべからず。

二月 にはさしたる祭典なく、第三日に文昌會とて支那にて讀書人と稱せらるゝ者文昌廟前に會して禮拜を爲し且つ譚會を催すなり、所によりては祝福を神に祈るは此月にあり。

三月 清明には祖先の墓を掃除し墓前に燭火を點し、紙錢とて竹紙を錢形にせるものを燒き拜禮を爲す、我國盂蘭盆の際に髻髻たり、尙ほ此日大都會の婦女は盛装して郊外に出で隊を爲して散歩し之を踏青と云ふ、又墓上に宴席を設けて酒肴を喫するものあり、小兒の紙鳶を揚ぐるも多くは此際なり、且つ夜に至り紙鳶に燭を點じて飛揚せしむるもの多し、笛を吹き鑼を鳴し鼓を打ちて喧騒を極むるは平常の祭典と異なるなし。

三月三日は草餅類似のものをつくり、祖父母及び父母に薦め、且つ親戚知人に贈るの風あり、然れども此事は近時は實行せざるもの多し、此日も紙鳶を飛ばすの事大に行はる。

四月八日 各寺に灌佛會と稱し釋迦降生の祝賀會を營ひ、寺僧及尼僧多く集り讀經すること我國に於けると大差なし、此日各寺に參詣するもの多く俗人の僧侶となるもの此日に多しとす、又四月に於て嫁毛蟲と稱し各家朱唐紙に令語を書したるものを貼付し毛蟲除けをなすの奇俗あり。

五月五日 端陽には屋上に菖蒲並に艾を挿み、又男女は髮に槐子花を付け糯米を笹に包みて蒸したる三角形の餅を食し、雄黃を酒に溶解せしめたるものを飲み、其日に菖蒲湯を使ひ、又小兒は我國の巾着様のものを下げ嬉々として遊び歩み行く様平常の寂寞を破つて賑盛の圓巻を見る、殊に江河に瀕するの地にありては俗に龍舟と稱し、舟の舳艫に龍形の首尾を着け、船室内は漆塗りの桌子椅子を列べ綿繡綬綉の幔幕を廻し旌旗を以て裝飾し、舟子亦た美服を着し江流を遊弋して各豪奢を競ふ、富人は

此際に大金を消費して顧みず、支那人氣質の解し難きもの這般の消息に存す、此日亦盛粧せざる小舟に一隊の水夫乗組み各自小なる櫂を取り、一名の指揮者の下に全速力を以て江流を上下し、其舟中鐵葉籠を打ち之に和し、水夫一齊に奇聲を發し漕ぎ行く様端艇に似たり、殊に其組多きは十數少きも三四組あるを以て一規律の下に動作せば、確に一の端艇競争なるべきも此事なく、たゞ各色の小旗を振りつゝ遊戈し喧噪するに過ぎず、此日江岸及び江中看客を以て立錐の地なく我國川開きの兩國に於けるが如し、實に此地方人の正月に次げるの娛樂日と謂ふべし。

五月二十八日 城隍會あり、郷人大燭を供へ禮拜をなす、且つ此會の前後十數日長さは一ヶ月に涉り芝居を獻じ一般人をして看覽せしむ、又當日賽會と稱して各人意匠を凝らし種々奇物珍品を出し、或は人を種々なる状態に扮し列を爲して市中を練り歩行くの俗あり、恰も運動會餘興行列に類せるものなり、此日亦た看客の如く此地方人の確に鶴首しつゝあるの當日なり、斯くて其珍奇十目の選に當れるものには賞與を給するとの事なり。

六月六日 各家書畫衣服の蟲干しを爲すの日と定めあるも、現今にては此前後に行ふも此日に一定せりと云ふべからず、此日青苗神を祀るものあり。

七月七夕 には天壇を設けて星を祭り女子巧を乞ふなり、今日之を行ふもの少なし。

七月十五日 中元と稱し盂蘭盆會を作し僧を招ぎ壇を設け祖先の靈及び日本の所謂無嫌佛なるものを祀る、然れども此地方老教多く佛教多からざるを以て、我國の盂蘭盆の如く盛ならず、たゞ夜長さ竿に燈を點じ高く天際に吊り以て祈ること新盆燈籠の如し、此日又道士を招き鑼を鳴らし鼓を打ち紙錢を燒きて祭祀を爲すものあり。

八月十五日 仲秋には餅を作り親戚知人間に贈餽を爲し、一家相會して酒を飲み、夜は又宴を張り月を賞す、此日簡單なる如くなるも、實は秋收後の祭日なるを以て如何なる僻地に於ても演劇其他娛樂の舉行を見るなり。

九月九日 重陽登高と稱し高さに登り酒宴を催す、茱萸と稱ふる菊花に似たる小なる花を佩ひ菊花酒を飲むの例なり、此日醸せるの酒を重陽酒と云ふ。

十月一日 墓祭或は祠祭を行ふ此日を貸借の決算期と爲す。

十一月 冬至牡丹餅を作り之を食す之を添歳と稱す。

十二月八日 臘八節と稱し、或人は粥を煮五味を以て調理し臘八飯と稱す、今之を行ふもの少し冬至以後豚を殺し其肉を煮し且つ乾したるものを臘肉と稱す。

二十四日には竈を祀るの日にして豫め堂宇を掃除し夜祭宴を開く。

三十日は除日春帖とて門柱戸口に貼付する紙を代へ、一家相集りて酒を飲む之を團年と稱す、子弟家長を拜慶し之を辭年と云ふ、而して其夜學家爐を擁して寝ねす之を守歳と云ふ、然れども除夜の事近來之を行ふもの少し。

尙ほ此等節日に贈物の事行はれ、之に關して支那人の形式的精神を露骨に示せるものは、種々なる贈品を行々しく列べたる吊り臺様のものを昇ぎ、別に品目及び主人の名刺を添へ贈るべきの家に至り、其名刺と目錄書を示す時は其目錄中一二を取り又は一も取らず、たゞ賞錢と稱し二百文(二十錢)若しくは四百文を使僕に給する事なり、而も其多くは品を取らざるを以て一の物品にて十家にて二十軒にても贈ることを得、而して其賞錢は皆使僕の所得となるを以て節期の前日及び當日に此等の禮禮的

贈物を受くること夥し、其贈物の多くは豚肉牛肉羊肉家鴨肉鶏肉砂糖漬の果實及び菓子等なり、一層滑稽なるは別に此贈物を貸すの營業あり、一時之を借りて其の損料を拂ふなり、世界は廣し萬國は多しと雖も斯の如き奇怪の風習は多く其比なかるべし。

第七章 歴史 (二)

有史以前 禹王誕生地説 周代 秦蜀を攻む 巴蜀の滅亡 戦國時代 戰時時代 公孫述の割據 文學者の輩出 武
帝公孫述を討伐す 五斗米賊の反

吾人は上來四川省の天然地理住民及び人情風俗等に關する叙述を終れり、今や進んで其歴史が如何なる影響を四川省の繁榮に及ぼしたるかを觀察せんと欲す。

夫れ四川省は地僻し歴代の都城を距る遠く、殊に境界高嶺峻峯重疊し開明に疎遠なりしは事實なり、從て有史以前の事の如き逸として稽ふべからず、たゞ華陽國志の敘ゆる所誤りなしとせば、蜀國は人皇に肇まり黃帝に至り西陵の女を娶り元囂昌意の二子を産み、昌意都に居り蜀山氏の女を娶りて子帝嚳を生む、其支庶を蜀に封じて世々侯伯たりとあるも、其間異説紛々是非判じ難し、要するに洪荒の事其大畧を知れば足れり。

夏の禹王に至りては蜀に生ると爲す、禹の父鯀有莘氏の女を娶る其妻峴山に慈苴を得之を呑み因つて懷妊す、其生る、や胸を剖ひて出づと何ぞ其説の荒唐にして信を置き難きや、たゞ四川省の文化は其初めに於て涪江の上流に起りしを徵するに足るべし、斯くて夏商を経て周の武王紂を伐つの時蜀之に與れるを以て見れば、當時に於て確に一勢力たりしは疑ふべからず、而して此際に於て巴(今の重慶)

も亦た預れりとあるを以て、四川省内酋長割據の狀想像するに難からず、而して周の盛時にありては蜀巴共に諸侯を以て甘じたりしが、一朝周の綱紀を失するや蜀侯王と稱し、七國各王號を稱せるも此時にあり、蜀王杜宇に至り都を郫邑(今の郫縣)に移し、更に帝號を稱す、其後九世にして再び成都に歸る、當時省内諸王侯の攻伐争闘絶ゆるの時なかりしなり、苴侯葭萌は固と蜀王の弟にして漢中に居れり、然るに苴侯巴王と好を通じ親交を爲す、由來巴と蜀とは讎敵の國蜀王大に怒つて苴侯を伐つ、苴侯救を巴に求む巴其勢の敵し難きを見て更に救を秦に求む。

周の愼胤王五年秦大夫張儀司馬錯都尉墨等を派し、石牛道より蜀を伐つ蜀王之を漢中に迎へて拒ぐ利あらず通れて武陽に至り、秦軍の爲めに害せらる、其太子及び傅相退て逢郷に至り白鹿山に死す、茲に於て蜀に王たる二十世にして亡ぶ、秦其後に蜀郡を置き苴巴は蜀の攻伐を免れたるも秦が飽くなきの怨は苴巴の富を見て黙する能はず、巴王を拉して歸り其後に巴郡を置けり。

斯くて四川省は全く秦の隸屬となり、或は諸侯を封じ或は大守を置きて之を治めしむるに至れり、從つて古來秦楚の阻む所と爲り中原と通するを得ざりしもの漸く其開明に浴するの機を得たり。

然れども是れ周朝の末期にして、秦韓趙魏楚燕齊の各國攻伐を事とし寧日なきの際なるを以て、秦の爲めに兵勇の徵集軍費の誅求を被ひれるは疑なき所なり、殊に當時四圍の山間に住居を占めたる蠻夷の劫掠を被ひるの憂亦た絶えず、腹背敵を受けたる巴蜀の民開明進歩の域に達する望むべくもあらず、四川省は當時斯の如き狀況にありしと雖も、此混亂時代秩序不整然の場合には、惟り國家の生存競争熾なるのみならず、個人の思想も活潑となり自由となり放任と化すものなり、支那に孔子を産み老子を出し孟子莊子の顯はれたる實に此時なり、蘇秦張儀の遊説効果を奏し昨は嫂尙は機を下らざるの白

面書生、今は六國の相印を帯び、一國の宰相一朝にして貶謫せらるゝも實に此時にあり、門閥階級は打破せられ各自才能の競争行はるゝは此際なり、従つて思想界に於ける混亂を極めしも此時と云はざるべからず、支那を打ちて一丸となす思想の一致風俗の同化も確に此際に於て大なる成功を博したるものと云はざるべからず。

かくて戰國の群雄は遂に秦の亡ぼす所となり、是にて天下一統し四川省は秦の西南城として其治を受く、幾何もなく秦朝政令行はれず、再び暗黒時代を現出し、西楚及び漢其最強なるものにして、蜀地は擧げて漢の配下に屬せり、高帝分ちて高漢郡を置き、更に武帝に至り西南夷を討伐し犍爲、沈黎、汶山、牂柯、越嶲の五郡を置くに當り此地を益州郡と爲す、俊沈黎汶山の二郡を省く、漢の天下を一統して二百年の間邊隅の地多少の反亂あるを免かれず、殊に末年に至りては西南夷跋扈し牂柯の大尹を殺し貉人邊境に迫り、次で益州の大尹害せられ朝廷如何とも爲すべからざるを見るや、群盜蜂起し蜀地は無政府の狀を呈し遂に公孫述兵を成都に起し益州の牧と稱するに至れり。

夫れ六國を亡ぼして四海を一にせるの秦は、統一の永續を期するの手段として一大果斷を實行せり、焚書の令儒坑の律是なり、文明發達の階梯を爲す書籍は悉く焚かれ、酷令に抗辯するの硬骨漢は坑にせられたり、然れども自然に發達進歩を爲さんとするもの區々たる人爲の政策を以て杜絶し得べきにあらず、二世三世以て萬世に傳へんとしたる始皇の計は一場の夢と化し、自己の死亡即ち秦の滅亡となり、次で天下を一令の下に律せる漢は、治平久しきを致せるの結果支那開國以來の大業の成功するを得、殊に秦が焚書の反動は文學の盛大を致し、延ひて思想統一の事着々其歩を進め、蜀の僻地亦た一大文學者司馬相如揚雄を出すに至れり、若し西隅蠻夷の稱を變じて天下の蜀として立つに至らしめ

たるもの、蜀王の聖德勇武にあらずして此二人の力なりと云ふも過言に非らず、而かも此二人を養ひたる成都平原、當時に於て仙境的の風光に富みたるものなるか、否兵亂治り士民途に安じ變化を樂むの人情は、茲に文學の興隆を見研鑽の効果を顯すに至れるものと認むべし。

然れども歴史は繰返すものなり、二百年の秦平は王莽の篡奪以來天下又亂れ諸賊蜂起し、再び血雨の卷を演せんとせり、成都に於ける公孫述の如き即ち其一なり、幸に後漢光武帝代りて討伐の實を擧げたるを以て一時全蜀を支配し、益州を改め司隸校尉と爲し盛に兵を四隣に出し攻伐を事とせる公孫述も、光武帝即位十二年に於て戰死し全蜀再び漢の配下に屬し復た益州の名を付す、安帝に至りて益州を分つて蜀郡犍爲を置き國都尉に屬す、益州蜀郡叛亂常なし刺史討つて之を平ぐ、靈帝に至り汶江蠶陵廣柔の三縣を以て汶山郡を立つ、當時亦た後漢の帝室宦官の跋扈を來し政令漸く弛み巴郡五斗米賊張修の反するあり邊境漸く騷然たり、獻帝の初平元年に及び劉璋巴郡を分つて永寧郡を立つ、建安中劉璋又た分つて巴東巴西江陽の三郡を立つ、然れども當時天下は鼎の沸くが如く三國を生むの豫備時代にして、前後漢の秦平中原に名を知られたるの蜀地一段の進歩を以て長く人心を刻める蜀漢の建設を見るに至れるの混亂時代となれり。

歴史 (二)

蜀漢建立始末 二國交戰時代 蜀漢の滅亡 歴史の裏面 巴蜀獨立の困難 蜀漢獨立の民心に及ぼせる影響

上古蜀巴の獨立を保持したりしは例外とし、中原の競争場裡に出で、以來四川省を本據とし獨立國を建設したるは蜀漢を以て嚆矢と爲す、夫れ後漢の紀綱弛廢するや政令は巴蜀に及ばず、益州の牧劉璋

の如き猥りに郡縣の配合を行ひ、巴郡は米賊横行するも如何ともする能はず、然れども亂麻混沌も自ら歸する所あり、曹操は獻帝を擁して立ち、涿郡の劉備は景帝の裔と稱して起り、孫堅の子孫權は吳を根據として出で、謀將猛士群起して互に輸贏を圖はし歴史中の花と稱するの時代なり、是れ惟り演義三國誌の靈筆吾人の臆裡に刻まじむる深き故のみにあらざるなり、三者鼎立或は合し或は離れ孫吳の兵法其間に試みらる、小團體の去就の如き枚擧に暇あらず、巴郡を犯せる張魯の如き遠く曹操に應じ、益州牧劉璋も初め曹操に通じ張松を其軍に遣はす、張松歸りて劉備と結ぶの得策なるを勧め其意に従ふ、斯くて獻帝の建安十三年曹操の軍大擧して東下するや、劉備孫權の同盟軍を伐て之れを破り、此一戦克く三國の基を爲す、其後孫權劉備と共に巴蜀を討伐せんとす劉備肯せず、孫權亦た其舉を輟じ、建安十六年益州の牧法正を遣はし劉備を迎ふ、正因つて益州を取るべきの策を陳す、是に於て劉備諸葛亮を留め荆州(湖北省)を守らしめ、自ら萬人に將として益州に入り、劉璋の請を容れ北部の強敵張魯を撃ち、一方には將士を休養し且つ恩徳を施して衆心を收む、其後曹操孫權を攻む權救を劉備に求む備之を璋に謀る、璋錢財を吝んで肯せず劉備怒つて之と絶つ、璋兵を出して備を拒ぐ皆敗れて備に降る、進んで雒城を圍む、十九年に至り諸葛亮及び關羽荆州を守り張飛趙雲流を派り、巴東に勝ち、雲は江陽犍爲を定め、飛は巴蜀德陽を定め、劉備と會し成都を圍む、五月に及び劉璋の將龐統卒し馬超降り璋亦た出で、降る、玆に於て劉備成都に入り蜀中途に定まる、兵を四隣に派し全く巴蜀を平げ都を成都に定め、郡を別つて梓潼涪陵汝山、漢嘉、朱提、宕梁の六郡を置き次で宕梁郡を省き、二十一年には又巴郡を分ちて固陵郡を立つ、然りと雖も天下は依然として兵馬倥傯に寧日なかりしなり、孫權は荆州を求めて備に戦を挑み、曹操は常に北漢中を窺ふ、二十三年に至り大に蜀中の兵を發

して曹操を攻む、操亦た常に蜀を窺ふ互に勝敗あり、斯くて二十五年魏王曹操卒し其子丕嗣ぐに及び後漢の帝を廢して自ら篡ふ、玆に後漢滅びて魏興る翌年劉備亦た位に成都に即き年號を章武と云ふ、蜀漢始まる其翌年權立つて吳王となり三國鼎立を見るに至れり。

三國鼎立は平和の鼎立にあらずして攻伐の鼎立なり、蜀王即位の年東吳を打ち翌年に至り遂に敗績し白帝城(夔州の東)に駐る、翌年章武三年帝永安宮に崩す太子位を嗣ぐ元を改めて建興と云ふ、帝時に年十七諸葛亮政を輔く、翌年益州郡の耆帥雍闓其太守を殺し吳に應ず、又郡人孟獲をして諸夷を煽誘せしむ、牂柯越嶲の地方皆叛して蜀に應ず翌年討つて之を平ぐ、南蠻の地僅に平穩に歸せり、諸葛亮其俊傑を收めて官屬となす、玆に於て亮の世を終るまで夷人復た反するものなし、建興五年丞相亮魏を討つて漢中に屯す、有名なる出師の表即ち此際の疏なり、翌年亦た魏を攻め街亭に敗れ同年冬再び魏を討つて陳倉を圍むも、其將を斃すのみ勝利を得ずして還る、此軍を行るや世に所謂後出師の表と奉る、七年又魏を伐つ武都陰平を攻む魏の守將能く防ぐ、亮自ら建威に至る魏將退き二郡遂に平ぐ、八年魏人漢中に來寇す丞相出で、成固に次す魏軍引き還る、九年には亮出で、祁山を圍む、魏司馬懿を遣はして長安に屯し其將張郃等來り祁山を救ふ、而も大に魏軍を破り敵將張郃戰死す亮其糧食の繼かざるを以て引き還る。

亮大に農を勸め武を講じ戰備を整ふるもの三年、木牛流馬を作り糧食を斜谷に集め、建興十二年衆十萬を悉し亮自ら之を率ゐ斜谷より魏を打つ、魏亦た精を盡して防戦す、兩虎奮闘の活劇思ふべし、亮常に兵糧の乏しきを患ひ兵を分つて屯田し持久の計を爲す、亮陣中に卒す其後蔣琬代つて大將軍となるも蜀漢昔日の勢なし、建興十五年にして延熙と改元す、其後常に兵を國境に屯し時に魏を討つも一

勝一敗徒に民を勞するのみ、後主位にあること四十年にして蜀漢の炎興元年魏將鄧艾萬難を侵して蜀に入り、後主出で、降り魏之を安樂公に封す、先帝即位以來四十三年にして滅ぶ。

あ、四十三年短きに非らず此間戦亂絶ゆる事なく、民疲れ兵倦む諸葛亮の明敏豫め此事を知り民力休養に意を用ゆる怠らざるものあるも、遠征に次々に遠征を以てす、巴蜀の富裕を以てして初めて四十年の永年月を支へたるものと言ふべし、而も支那人に於て國家の觀念乏しきは全く此時代より歴史的に養はれたるものと云はざるべからず、其支配者の秦となり漢と代り漢次ぎ蜀漢來るも何等の痛痒を感ずるなく、四民はたゞ誅求の少きを以て仁義の統治者と信ず、此點より之を論ずれば巴蜀獨立して蜀漢と稱するも滅びて魏の配下に立つも人民の腦裏に印章するは極めて薄く、殊に當時にありては蠻人住居するもの多く實際上の統治は頗る困難にして、討伐するも其首長を擧げて其民を支配せしむるにあれば、叛服常なく反するものも亦た強力の攻撃を被る時は忽ち降る、北に劍閣の險を有し東に瞿塘の要害を控ゆるの巴蜀内に、名將謀士あるも長く獨立を保つ能はざるもの、史家の論する如く險を頼んで安逸を事とするの故にあらざりして、全く人民の敵愾心なきに由るものと云ふべし、各朝人を派して巴蜀を治む必ずや其天然の城廓堅牢なるを見、物勃たる野心を起すも其長久の獨立を維持し得ざるもの天險を頼みて慢心するにあらざりして、民心を團結せしむるの難きに由る、殊に蜀を本據として他を攻伐せんと欲する如き百の孔明ありと雖も容易の談にあらざり、孔明の智既に觀る所あり中原に出づるを專一にし、頻りに北征を急ぎしもの故ありと云はざるべからず、蜀の昔より攻むるに易く守るに難しと稱せらるゝ由來する所ありと云ふべし。

斯く四川省は蜀漢建都の爲めに民力の疲弊を來せるものあるも、蜀人一般が文明と接近し中原の人々

と接觸せるは全く此賜にして、確に蜀の文運を開きたるものは此蜀漢の建都なり、今日四川省を見舞ふの人古蹟として訪ふ所のは皆此際の遺跡なり、而も此攻伐已むなきの際に於ても、兩漢時代に隆盛を極めたるの文學は頻りに賞揚せられつゝあるを以て、其感化を受け精神上の同化を被れると妙々にあらざりしは論を俟たざる所なり。

歴 史 (三)

魏晉時代

李特の割據

李雄の建國

李壽の篡奪

大成國の滅亡

晉の統治

羅漢の反

宋齊時代

攻伐と奢侈

蜀漢獨立すること四十三年にして魏の滅ぼす所となり、魏の景帝四年分つて梁益二州を置く、二年の後魏の臣司馬炎位を篡ひ魏主を封じて陳留王と爲し國を晉と改む、四川省は依然として梁益二州と爲し、武帝の第十六子顒を以て成都王に封す、蜀郡廣漢犍爲汶山十萬戸を王國と爲す、蜀郡太守を成都内史と號す、其後十三年を経て永寧元年顒洛陽に歸る、茲に於て巴氏李特廣漢郡に據る是年益州の刺史趙欽亦た反す、成都内史之を討じて勝たず、李特初め欽に應ぜるも互に衝突して欽を攻め之を破る、時に晉朝大に亂れ如何ともすべからず、羅漢を益州刺史に任ず、當時戦亂の影響を受けて餓饉途に充つ救恤の事容易ならず、李特此機會を利用して流民の人望を收む、仍つて軍兵を編し自ら大將軍と爲り辛冉を廣漢に攻め遂に之を敗る、羅漢貪欲にして百姓皆之を怨む、此際に當つて特蜀人と約するに、施捨振恤を爲すこと、賫を禮すること、滯租を免すること等を以てし益々民意を得るに至る。

翌太安元年李特自ら益州牧と稱し梁益二州を都督す、翌年特羅漢を攻め却つて其役に敗死す、弟李流及び特の子李雄餘衆を收め尙は益州の牧と稱す、尙の裨將之を攻めて敗らる、雄勝に乗じて成都を

圍む、蕩此役に斃る雄屈せず之を攻めて大に羅尙の軍を破る、李雄郿城を取り李流之に屯す、蜀民皆懼れ南部の者は寧州に入り、東部の民は荆州に下り城邑悉く空虚となる、軍卒食の缺乏に苦み李流の死後衆李雄を推して益州の牧と爲し郿城を治む、其後雄急に羅尙を攻む尙の軍糧食繼がず遂に敗れて李雄成都に入る。

元興元年李雄自ら成都王と稱し法七章を約す、蜀漢亡びて二十七年にして再び蜀國の獨立を見るに至れり、晋の光熙元年雄皇帝と稱し國を大成と號し有司百官皆備はる、然れども巴西の地未だ全く平らがず、屢々軍を出し之を討つ、晋の永嘉五年に及び漢嘉涪陵漢中の地皆な成の有に歸す、是に於て漢嘉蜀の二郡を分ちて沈黎漢原の二郡を立つ、晋愍帝建興二年梁州成に降る同じく明帝の大寧元年越嶲永寧郡を平ぐ、翌年兄の子李班を立て、太子と爲す、晋成帝の咸和八年寧州來り降る、翌咸和元年雄卒す雄人と爲り父に似て材幹あり騎射を善くし、性任俠位に即くに及んで益々謹慎國事大小となく衆に謀る、衆心を歸する故なしと云ふべからず、其太子を立つるに當つても自己の庶子を却け兄の子に讓る其徳慕ふべきものあり。

李雄の卒するや太子班位を嗣ぐも先帝の喪を執り、政事は擧げて宰相李壽に委ぬ、其年班弒に遇ふ、弟期代つて立つ明星落ちて蜀土暗澹弒逆交々行はる、期立つて四年晋の咸康四年期亦た李壽の爲めに弒せられ、李壽自ら立つて位に即く壽は李驥の子李雄と從兄弟なり。

李壽位に即くや國號を改めて漢と稱す、咸康六年當時中原に國を立つるの趙王使を壽に送り共に兵を連ねて江南に攻め入らんことを議す、壽大に喜び士卒を集め舟師と爲し大檢閱を成都に行ふ、臣下諫ひるものあり、壽從はず、其後壽疾病するに及び又議して晋に奉せんとす、尋で巴郡破る晋兵威を以

て壽を脅かす、臣下晋に歸するを勸むるものあり、壽怒つて之を殺し益々奢侈を極め宮室を修築し又太學を廣め譙殿を起す、百姓役に疲る直諫するものあれば皆之を殺す、壽病篤し慘逆の崇りと云ふ、晋の康帝建元元年遂に死す、其子勢立つ境内に大赦の令を行ひ又元を改めて太和と云ふ、勢子なし弟漢王廣太弟たるを請ふ許さず後反意あるを疑ひ之を殺す、其後境内小争亂絶えず、晋穆帝永和二年晋桓温を將として來り伐つ漢軍敵する能はず李勢出で、降る、歸義侯に封せらる、李蜀に據つて以來六世四十七年にして亡ぶ。

晋は漢原沈黎の二郡を省き別に南陰平郡を立て、漢原郡を改めて晋興郡と爲し、各部刺史を置きて之を治む、漢既に滅びたるも其遺黨諸所に割據し討伐寧日なし、殊に李洪李高皆一時刺史を追ふて王號を稱す、幾許もなく刺史の討する所となり平ぐ、然れども小争亂に至りては常に絶ゆる時なし。

晋孝武帝の寧康元年苻秦の攻伐に會ひ梁益共に其配下に入る、其後十一年を経て太元八年秦大舉して晋に入寇す、晋軍擊ちて大に之を破る、梁益の地再び晋の支配に屬するに至れり、其後二十年僅に事なきを得たるも、晋の安帝の義熙元年譙縱自ら梁秦二州の刺史と號す、璩成都に歸へり軍を派して縱を打つ、縱の軍迎へ撃つて大に刺史の軍を破る、縱の軍長驅して成都に入り璩之に死し縱自ら成都王と稱す、縱屢々討伐の軍を受く險に據つて死守す、晋軍饑疫に苦み引き還る、八年に至り晋の都督劉裕朱齡石を以て益州の刺史と爲し諸將を率ひ蜀を伐つ、前回の役に苦めるを以て奇計を案じ之を攻む、果して縱の軍支ふる能はず齡石成都に入り縱を誅し義熙九年全く其黨を平ぐ、其王と稱するもの僅かに九年なり。

攻伐争闘の間に僅に餘命を繼ぎ百五十餘年間重きを爲せる西東晋朝も、劉裕の篡奪を以て恭帝の元熙

元年遂に滅ぶ、劉裕立つて國を宋と號す、八主六十年間蜀地其配下に屬し大變亂なく梁益二州として統治せらる、宋は順帝の昇明三年齊の蕭道成の爲めに位を篡はれ、齊起つて七主二十四年間蜀地の支配變動なし。

わ、蜀の美田豊土は斯くの如くして常に兵馬劍戟の修羅場となり、民に菜色あり廐に瘦馬充つるの状況なるも、社會の文運は着々として此間に其歩調を緩むるなく、殊に道教の隆盛と佛教の曼延とは支那人の精神界に大變動を來し、又攻伐已む時なきの反動として浮華を喜ぶの風は上下に充滿し、一日の平和を得れば一日の歡樂を事とす是人情の自然に基くと云ふべきも、變亂動搖相繼ぎ起るもの皆浮華淫靡の因果を爲すにあらざるはなし、東晉の孝武帝酒杯を舉げて長星に向ひ、汝に一杯の酒を勸む世豈に萬世の天子あらんやと豪語せるもの當時の人心を代表せるものと謂ふべし、蜀地の如きも亦た此潮流を被らずして止むべきにあらず、兵馬相見ゆるの間にありて李壽の宮室を修築し、奢侈淫逸に耽るが如き以て徴するに足るべし、齊の廢帝東昏侯は其寵する潘妃の爲めに金を以て蓮花を爲くり、地上に帖して其上を歩ましめ、歩々蓮花を生ずるなりと戯れて喜べるも此時代にして、斯くの如くして國亡びざるものあらんや、

群雄雲起一勝一敗一起回轉の速かなる走馬燈の如き觀あらしむるもの故なしと云ふべからず、惟も其間に立ちて厄を被るものは平和の人民のみ無辜の國民のみ、統治者頼むに足らず依るべからずの思想既に早く此時代より胚胎せるもの深く注意せざるべからず。

歴史(四)

梁魏對立時代 平和と腹脹 隋の時代 蜀王秀の奢侈 唐時代 元宗帝の蒙塵 段干尋の反 推挙の亂 吐蕃の寇 南詔成都に寇す 僖宗帝の行幸 唐の統治巧妙 文學の隆盛

梁が齊の和帝を廢して自稱するや、北部一帯の地は魏の奄有する所となり、天下を二分して各其一を保ち、其境界にあるの諸地或は梁に屬し或は魏に入り定形なし、蜀地亦た時に魏の襲ふ所となれるも梁の爲めに復せられ僅かに安康を保持するを得たり、梁の天監年間以後州郡を分つこと益々多し、元帝の承聖元年に武陵王蕭紀の據る所となる、是より前梁は紀を武陵王に封じ益州の刺史と爲す、在蜀十七年南建寧越嶲の地方を開き西資寧吐谷渾地方に通じ、内は耕桑を奨め製鹽採鐵の業を勵まし、外は遠地に通商するの利を致へしを以て、殖産興業股として盛大を致し其富非常なるに至れり、即ち紀の財寶記に曰く黄金一斤を以て餅となし、百餅を以て一筐とし百筐を有し銀は之に五倍し、錦絲是に稱ふとあり以て當時の盛況を窺ふに足るべし。

紀の梁に背きて成都に帝號を稱し四隣を攻伐せんとし、諸軍を率ひて東下し江陵を攻む、西魏其隙に乗じ尉遲廻を遣して蜀を襲ふ、紀腹背敵を受け爲す所を知らず、和を梁主に乞ふ許されず遂に敗れて斬らる、成都は西魏の有に歸し尉遲廻益州刺史となる、梁敬帝の大平二年陳霸先帝を廢して自立し國を陳と號す、同年西魏恭帝の四年宇文覺帝を廢して自立し國號を周と云ふ、梁は四主五十六年にして亡ぶ、周の蜀土を支配するや總管府を置く、周は五主二十五年にして楊堅の爲めに位を奪はれ周亡ぶ時に陳は宣帝の大建十三年周は靜帝の大象三年と爲す。

構堅は周を滅し自立して國を隋と號し、其後陳後梁の二國を併せ晉以來分裂錯雜を極めたる四海を統一せり、時に文帝開皇九年なり、隋は開皇元年に於て皇帝の第四子秀を封じて越王と爲し幾許ならずして徙して蜀に封じ益州總管と爲す、開皇二年に至り總管府を廢して西南道行臺を置き尙書令と爲す、翌三年復た總管府を置く秀績て總管たり、秀容貌魁偉にして膽氣あり武藝を好み、世事なきに至り秀漸く驕奢を極め車馬被服を僭し乘輿に擬す、晉王廣太子と爲るに及び意平かならず陰に楊素をして其罪を求め之を譏らしむ、仁壽二年に至り帝秀を徵し京師に還らしめ獨孤楛を以て代つて益州を總管せしむ、煬帝の大業元年に府を廢し尋で諸州を改め郡と爲す、隋天下を一統して四主三十九年にして滅ぶ、代つて四海統一の業を執りしものを唐と爲す。

唐の高祖武徳元年隋の改めたる郡を更に州に復す、梁益二州皆總管府を置く三年益州に西南道行臺を置き遂に瀘嘉茂利夔黔等の州に分つ、皆總管府を置く九年に至り行臺を廢す、貞觀元年益州に劍南道を置き梁州に山南道を置く、開元二十二年山南を分ちて東西と爲し梁州を山南西道と爲す、又黔を分ちて黔中道と爲す巴蜀の地平穩なる太古以來未曾有と云ふべし、元宗帝に至り漸く淫逸を事とし楊太眞を寵して其の一族跋扈を極め、忠臣位に遠ざかるに至りたれば其機に乗じて安祿山の叛するあり、洛陽陥り帝蜀に蒙塵するに至れり、有名なる白樂天の長恨歌此時の状況を寫せるものなり、帝の晨を凌ぎ延秋門より出づるの時微雨衰龍を落し、扈從するもの宰相太子親王妃皇孫の少數のみ、其他多く之に従ふも及ばずと如何に悲惨の状況なりしか、たゞ崔圓等蜀土膏腴帛辦するに足るとの疏陳を力に南下す、馬嵬に次するの際宰相國忠及び貴妃誅せらる、蜀に止る二載幸に義軍諸所に起つて賊を平げ、至徳二皇上皇京師に還御す、同年劍南道を東西川節度に分つ上皇蜀に在るの日段子璋、梓州に守

とし大に盡す所あり、然るに東川節度使李旻奏して之を替ゆ、茲に於て子璋兵を擧げて旻を綿州に襲ひ破り道途遂州を過ぎ其刺史を殺す旻戰敗れ成都に奔る、子王自ら梁王と稱し劍州を陥る、劍南節度使崔光遠師を率ゐる旻と共に子璋を撃ち之を綿州に敗り子璋を殺す綿州平ぐ、たゞ光遠部下の將士放肆にして金銀財寶を掠奪し婦女を剽劫する等亂暴至らざるなく、其厄を被り殺さるゝもの數千人光遠制する能はず、肅宗帝監軍官を以て其罪を按す、光遠憂患して卒す、廣徳の初め復た東西川を併せ一節度と爲し、二年を経て再び分つて二と爲す、其後唐の世を経るまで變更なし、太歴の初年崔寧亂を爲す、寧初め漢州の刺史たり、郭英又と合はず遂に英又を成都に攻め之を走らす、邛州瀘州劍州の牙將等兵を擧げて寧を討ち蜀中大に亂る、後寧賄賂を劍南西川節度使杜鴻漸に贈り鴻漸をして朝廷に請はしめ遂に西川節度使と爲す、寧の蜀に在る十餘年地の險に據り兵強く朝廷如何ともする能はず、寧奪を肆にし欲する所を窮め淫逸至らざるなし、寧入朝の際瀘州の牙將楊子琳其間に乘じて成都を襲ふ、守將之を拒ぐ力殆んど屈して落城旦夕に迫る、寧の妾英邁にして果斷あり、家財十萬を出して勇士を募り立所に千人を得、子琳の軍を破る子琳身を挺して遁れ還る、寧は後二力士の爲めに殺せらるると云ふ其後蜀地僅に事なきを得たるも、徳宗帝の貞元年間吐蕃の蜀地に寇するもの絶えず、朝廷貞元二年韋阜をして蜀雲南王となし之を鎮す、攻伐年々止む時なし韋阜卒するの後劉闢自ら西川節度と爲る、時に憲宗帝初めて位に即けるの際なるを以て事なきを願ひ、遂に劍南節度使を授く、關三川を統べんとを求む、朝廷仍つて關の官を奪ひ高崇文をして之を討たしめ誅に服す。

文宗帝の大和三年南詔成都に寇す、南詔は嘗つて玄宗帝の元寶九年反して雲南王に封せらるものなり、其後屢々邊境に寇せり、大和四年李德裕を西川節度使と爲し兵を練り邊境に備ふ、以後廿餘年間蜀土

安きを得たり、懿宗帝の咸通十一年南詔再び蜀土に寇し、嘉黎雅州を陥れ進んで成都に迫る、刺史擊つて之を退く、僖宗帝の廣明元年黃巢長安に迫る帝興元に遁る、黃巢自ら大齊皇帝と稱す、翌中和元年正月帝成都に幸せらる、帝蜀の陝隴長安の華靡に若かさるを見て、爵々として樂せず時に北望して流涕す、在留四年にして成都を發し京師に還る、帝蜀に行在するの日蜀軍亦た諸軍と共に宿衛の任に當る、而も恩賞頗る公平を缺く茲に於て黃頭軍の都頭郭琪部下を率ゐて亂を爲す、諸軍擊つて之を平く其他帝の行在中阡能の蜀地に横行し盜賊を爲すあり、東川節度使楊師立の亂を企つるあり、皆高仁厚の滅す所となる天子其功を賞し詔して仁厚を節度使と爲す。

唐の治世二十主二百九十年間比較的蜀土の平隱を保ち、末期王建の據る所となりて唐の治を離る、其唐支配の間常に皇子皇族を蜀地の王に封せり、高祖の從兄弟河間王は武德三年信州（後改めて夔州と爲す）王に封せられ、太宗の第四子蔚林王は同年蜀に王たり、其後武德六年に至り高祖の第十四子澄王之に代つて蜀王となる、太宗の第六子晉王は貞觀五年梁王に封せられ後蜀王となり、其後各代此例に倣ひ蜀土の諸地に王として封せらるゝもの、僖宗の子陸益王に封せらるゝまで十有七王の多きに及びべし。

唐が天下を治むる巧妙を極め、秦平三百年其間開明傳達的機會を得たるは明かなり、殊に文學の隆盛を極め學舎の勃興古來未だ有らざる所とす、従つて四海を一律の下に同化するに最も好都合なりしなり、蜀山間破天荒の詩人李白を出せるも此際にあり、殊に科擧の制を設けて天下の才を探るの法と爲せるは確に大國を統治するに無比の良法たりしは、此時代に於ける政治家の英邁に三嘆せざるを得ず、此時より以後蜀地は支那の蜀地として本部に加盟するを得たりと云ふべし。

歴史 (五)

王建的割據 後唐蜀を平ぐ 孟知祥及黃璋の反 孟知祥の建國 全賊の擡擡と師維の叛 小波の亂 蜀地の平和
吳曦の反 紅巾賊の敗寇 兩宋時代の泰平と文學の勃興

唐天下の政を失ひたる照宣帝の天祐四年王建蜀國を畧して帝と稱す、是より前僖宗帝蜀地に行在するの王建田令孜の軍に屬し帝の寵を受く、帝還御の後嘉陵江に沿ふて下り閬州（今の保寧府）を襲ふて之に據り士を養ひ民を愛す、東川節度使之を畏れ陳敬瑄に謀り征伐せんとし果さず、却つて成都は建の陥るゝ所と爲り、大順二年王建西川節度使と爲る、建吞噬の心あり乾寧二年昭宗帝石門に行在する時建兵二十萬を率ひて綿州に次す、帝還御の後遂に擊つて巴、閬、蓬、渠、通、果、龍、利の八州を取る、天復二年に至り興元を下し山南諸州皆建の所有に歸す、三年朝廷建を蜀王に封す後四年を経て梁は唐を亡ぼし使者を送り梁に附するを諭す、肯せずして自ら皇帝の位に即き武成元年と稱す、三年にして改めて永平元年と云ふ、此年大に岐兵を破る四年にして又改めて天漢と稱し、此年南詔を擊ちて之を破り國を漢と改號し、翌年元を改めて光天と云ひ國號を復し蜀と爲す、光元元年王建殂し其子宗衍立つ元を改めて乾徳と云ふ。

梁は唐の天下を篡ひたるも、二主僅に十七年而も其年間別に十國の並立するものありて混沌の時代なりしなり、梁の後を襲ひたるを後唐と爲す、後唐帝莊宗の同光二年使を蜀に送り降を勸む、宗衍從はず使者歸り蜀の攻陥し易きを陳す、仍て翌同光三年莊宗制を下して蜀を伐つ、魏王繼茂を樞密使郭崇韜副都統とし蜀を攻む、魏王成都の北五里の地昇仙橋に屯す、宗衍素衣白馬出で、降る、莊宗帝宗衍

及び其一族を召して入洛せしめ後之を秦州に誅す。

後唐蜀を平げて後孟知祥を以て成都尹劍南節度副大使と爲す、孟知祥の蜀に使用するの當時群盜未だ全く平かず人民塗炭に苦む、知祥良吏を擇び州縣を治めしめ賦役を蠲免し流民を集め其途に就かしめ一方には將を派し兵を分つて群盜を討ち悉く之を平ぐ、莊宗弒に遇ふて明宗位を嗣ぐに及び知祥甲兵を訓練し陰に蜀に王たるの志あり、義勝、定遠、曉銳、義寧、飛掉等の軍七萬餘人を置く朝廷其制し難きを慮り潜に之を圖らんと欲し、李嚴を送りて事情を洞察せしむ、嚴蜀に至るの日知祥接待甚だ厚し而も其異圖あるを察知し之を階前に引き出して斬殺す。

蓋璋は繼炭の將なり繼炭歸京の後蜀師として止まる其勢亦た大なり、知祥之と好を修む董璋劍門に七寨を築きて之を守る、長興元年に至り反して閬州を攻め之を破り節度使李仁矩を擒にし之を殺す、是月知祥亦た反して兵を擧ぐ知祥諸將を遣はし兵三萬を率ゐ璋に會し遂州を攻む、又一將を遣はし璋を助けて東川を守る、別將は峽を下つて渝州を取る、唐は石敬瑭を將とし討伐軍を派し劍門を攻め、璋の守兵三千を殺し劍門に入る、璋來り急を知祥に告ぐ知祥兵萬人を分ちて之を救ふ、大に唐軍を敗る敬瑭軍を引き連れ遁る。

唐玆に於て西川進奏官及び東川將軍を遣はし諭告し軍を息めしむ、知祥之に従はんとし使者を以て璋に謀る、璋従はず長興三年に至り璋諸將を會して成都を襲ふの議を決す、知祥其將をして三萬人を率ゐる之を拒がしむ、璋の軍漢州に克ち益々振ふ玆に於て知祥自ら八千に將として進み大に璋の軍を破り璋梓州城に入り戰死す、知祥東川を併す朝廷孟知祥を以て蜀王に封す。

翌應順元年知祥劍南東西川節度使蜀王を以て帝を蜀に稱し元を改めて明德と云ふ、其年知祥疾を得翌

年に至り益々甚だし、其子仁贊を立て、太子と爲し其夕殂す、仁贊名を剽と改め位に即く元を明德と改む、後四年を経て廣政を改元す其後蜀土平穩民漸く生業に安んず。

此間後唐は石敬瑭の爲めに滅され四主十四年にして敬瑭代り立つて國を晋と號す、僅に十二年にして漢の篡ふ所と爲り、漢は十四年にして周の滅す所となる、中國爭亂相繼ぐを以て旭軍を出して秦階成の三州を取り、王衍の故地を有つに至れり、周亦た宋の滅す所となり、宋太祖の乾德二年王全斌崔彥進等を遣し蜀を伐つ二道並び進む、旭軍を出して之を防ぐ宋軍劍門を夾攻し之を陥る、別軍又夔州を破り乾德三年正月に至り旭出でて降る、宋討伐軍を興してより僅に六十六日、蜀孟知祥の帝と稱せしより三十年にして滅ぶ、旭京師に至り秦國公に封せられ七日にして卒し楚王を贈らる。

宋は乾德三年蜀地に西川路を置く、全斌彦進等蜀に在るの日日夜酒宴を張り軍士を恤まず、常に部下を縱つて子女を掠り財物を奪ふ蜀人之に苦む、朝廷之を憂へ詔して蜀兵を募り且つ優遇せんことを命ず、全斌等擅に其の數を減じ加ふるに部下を以て蜀兵を擾亂す、玆に於て蜀兵反し自ら興國軍と稱し文州刺史師雄を推して帥と爲す、師雄鼓州を攻め之に據り自ら興蜀大王と稱し、幕府署を開き節師二十餘人要害に據り勢當るべからず、全斌退ひて成都を守る邛蜀眉雅等十六州及び成都の屬縣皆兵を起して師雄に應ず、全斌大に怒る乾德四年冬師雄新川に屯す全斌の軍進んで之を擊ち大に師雄の軍を破る師雄退ひて邛に屯す全斌等攻めて之を破る師雄遂に金堂に退き次で病死す、賊徒悉く平ぐ其後二十餘年間蜀地小康を得たり。

開寶六年に西川路を分ち峽西路を置く又太平興國六年併せて川峽路と爲す。

蜀地平穩に歸すると同時に殖産盛大を極め錦綺羅縠の富天下に冠たり、商權功利の競争盛んとなり、

又人口の稠密食料給せず其間に貧富の懸隔を生ずる甚だしく、而も富者の貧者を壓倒する古今概を一にし、窮餘亂を企つ亦た數の免れざる所なり、淳化年間青城縣民王小波なるもの衆を聚め貧富の不均を一掃するを名と爲す來り附くもの多し、遂に青城を攻め陷彭山を掠取し其の守令を殺す小波矢に中りて死す、其黨小波の妻の弟李順を推して師と爲し州縣を寇掠し、衆數十萬に及ぶ五年春順漢彭州を攻め落し勝に乗じて成都を襲ふ、成都の官屬皆遁走す、順城に入り僭して大蜀王と號す、其黨を四方に出し州縣を攻む西川大に亂る、太宗帝之を憂ひ宦官王繼思等を以て之を討す、順其黨を分つて劍門に趨かしむ、守兵克く拒ぎ抜く能はず大兵來り合するに及び、順の兵成都に遁れ還る、繼思の軍諸所に賊を敗り遂に成都を復す、順を捕へて磔刑に處す餘黨各所に劫掠を事とせるも、翌至道元年悉く誅に服す、其後劉肝の亂あり直ちに平定され、咸平十三年に王均の反して大蜀王と僭號せるあるも永續せずして討平せらる、咸平四年に全蜀を分つて益、梓、利、夔の四路を置き總じて四川路と云ふ。其後凡そ二百年南宋の末期に至るまで蜀地に記すべきの争亂なく、寧宗帝の開禧二年に至り四川副安撫使吳曦反して關外の地階成和風の四川を金に獻じ蜀王に封せんことを求む、金之を許す茲に於て成都に宮殿を治め元を改め文武百官を置き徒して之に居り、金の制度號令を行ひ金に臣侍して統ぶる所の兵十萬を分ちて金と襄陽爽驛を約して嘉陵江を下る、朝廷密詔を下して曦を誅せんことを、楊巨源李好義等謀つて曦を其宮殿に刺し殺す、次で殘黨を平ぐ曦僭立して凡そ四十一日にして誅に服す、其後十餘年を経て嘉定十二年紅巾賊張福莫簡反して利州に入る、大守遁れ去る賊過ぐる所劫掠至らざるなし、蜀地の恐懼吳曦の變に優るものあり、朝廷詔して安丙を四川宣撫使と爲し之を討じ、福簡誅に服し紅巾の賊悉く平ぐ、其後十餘年にして蒙古軍の爲めに占領せられ、再び宋朝の恢復する所となり争

亂止む時なきに至れり、終局蒙古の所領に歸し三百餘年の朝廷北南西未滅亡して北狄蒙古代つて國號を元と稱し全國を一統するに至れり、宋代に於ても皇子皇弟を以て蜀に王として封するもの前後七人に及び、宋末は争亂の巷と化せる蜀地も其前二百年の平和は天與殷富の地として益々其富を加へ、衣食足りて禮節を知る、五代の亂闘に殆んど命脈を絶たんとせる文物制度靡然として秦平の徳に浴して光輝を放ち、殊に文學に於ては漢唐時代の疏述的の風を脱し超然として新機軸の研究に入れり、我朝山下蘇老泉を出し其子兄弟皆達文を以て中原の耆儒を驚嘆せしめ、三蘇の名と共に蜀地の天下に紹介せられたる幾何なるを知らず、夫れ文學の土地をして名高からしむるの功吾人の言を待たざる所、而も前きに相如李白を出し宋に三蘇を出せる蜀土亦文學者に教ゆる所多きにわらざるなき乎。

歴史 (六)

元代の平和 明玉珍の割據 明軍巴蜀を討平す 明代の統治 群盜出沒 明末年の騒亂 張獻忠の慘逆 現朝の時世

元は宋の寧宋の開禧年間朔北蒙古の地に起り國を蒙古と號し、後遼金を滅ぼし勢猖獗遂に南宋を滅して四海を統一し國を元と號し、四隣を征服し實に東洋史中最も活氣あるの時代を作れり、元代に於ては四川等處行中書省を置き成都、嘉定、廣元、順慶、永寧、重慶、夔州、叙州、馬湖の九路及び潼州紹慶懷徳の三府を管領す、其後八十年蜀土靜寧人民各業に安んず、而も其末年に及びて諸所に反亂起る是れ支那史の通則とも謂つべし、文宋の至正十七年蜀地は明玉珍の據る所と爲る、是より先き徐壽輝漢陽に據り帝號を稱するや玉珍を招ぐ、玉珍衆を率ひて之に赴き元帥と爲り沔陽を守る、屢々元兵と戦ふ其後玉珍斗船五十艘を率ひ糧を川峡間に掠む、時に元の將義兵を重慶に募る、部將楊漢傑に應じ元の將

を殺し其軍を併せんとし謀破る、漢走つて峽を出づ玉珍に遇ふ、備さに告ぐるに重慶兵備なく混亂するの状を以てす玉珍の部將策を立て重慶を襲ふ、果せる哉元の將遁れ去る壽輝玉珍に關蜀行省右丞を授く。

至正十八年に至り元の將重慶を恢復せんとし兵を集めて嘉定大佛寺に屯す、玉珍兵を遣して之を拒ぐ降らず玉珍自ら將として之を圍み別に輕兵を縱つて成都を陥る、次で嘉定を陥れ元の諸將悉く斬殺せらる、其後陳友諒徐壽輝を殺すと聞き之を討せんとし兵を整へ夔關を守る相通せず廟を立て壽輝を祀る、二十二年自ら關蜀王と稱し兵を分つて龍州を攻め之を破り、興元鞏昌の諸路を侵す、陝西參政の爲めに破らる、二十三年に至り玉珍僭して皇帝と稱し國を大夏と號し元を天統と云ふ、元朝人を遣し玉珍を殺さんとして果さず、二十六年に至り玉珍卒し子昇嗣ぐ始めて十歳元を開熙と改め母彭氏政を聽く。

其後二年を経て元政を失し、明代つて天下を統一す、昇書を奉じて之を賀す、翌洪武二年明の太祖使を以て昇に諭し降附せしむ、昇従はず二年明大軍を派して土蕃を招撫す、部將興元を攻む興元の守將降る昇大軍を遣はし興元を攻めしむ利あらず遁れ還る。

四年征西將軍湯和等に命じて蜀を撃つ昇其將を遣し鐵索を以て瞿唐峽口を横斷し之を守る、明軍千辛萬苦漸くにして鐵索防禦を超え重慶を擄き、次で銅鑼峽に次す、昇降を請ふ蜀地悉く明の配下に歸す、昇を京師に送り歸義侯を賜ひ翌年朝鮮に徙す。

明は是に於て四川省等處承宣布政使司を置き、府九軍民府四直隸州六宣撫司二長官司二を領せり、又一方には洪武十一年に太祖の第十一子獻王椿を蜀に封じ、十八年命じて夔陽に駐めしめ廿三年に至り

て成都に入る、性孝友仁慈にして學を好み賢を愛し待つに容禮を以てす、蜀の人心悉く王に傾く、時に番人入寇するものあるも直に之を平げ、且つ前代爭亂絶えざりしもの一に内地有司の不逞に基せるを察し常貢以外一切誅求を禁ず、蜀民此より業に安んじ日に益々殷富を加ふるに至れり、永樂二十一年椿薨す世子悅熾既に卒し悅熾嫡子靖王友瑄嗣ぐ、時に友瑄京師にあり華陽王悅燿不軌を圖りて成らず宣德六年友瑄薨じ子無し、悅燿の第三子僖王友璫羅江王より入りて嗣ぐ、三年にして薨じ、獻王の第五子和王悅燾保寧王より入つて嗣ぐ、王學を好み治に力め二十餘年間蜀土太平を得たり、天順五年薨去し子定王友瑛嗣ぎ二年にして薨じ、子懷王申欽嗣ぐ王亦た詩文を善くし惠園集の著あり、成化七年に至りて薨去す、王の弟惠王申鑿通江王を以て王位を嗣ぐ王仁厚にして詩文に巧みなり、孝宗帝之を賞美す即位二十餘年蜀民泰平を謳歌す、宏治六年薨去其子昭王賢瀚嗣ぐ在位十四年正德三年薨す子成王讓嗣ぐ、獻王椿より四世七王皆禮法を守り學を好み文を善くす、帝常に椿の家範を擧げて諸宗の法と爲す、殊に讓嗣最も賢明にして儒雅を喜び聲伎を近づけず、義學を創め水利を修め災に施し窮に恵み其德至らざるなし。

王の立てる翌正德四年岷州人劉烈保寧山中に匿れ盜を爲す、自ら舉人と稱す漢中鞏昌を劫し還つて詐り死すと傳ふ其至る所人相驚く他盜皆烈の名を竊み官軍之を拿捕せんが爲めに二千金を懸くるに至れり其他保寧の賊藍廷瑞自ら順天王と稱し、郿本恕は割地王と號し、其黨廖惠は掃地王と稱し、衆十萬餘四十八總管を置き獨り蜀地のみならず陝西湖廣の境に蔓延し、横行劫掠至らざるなく良民其厄に苦しむ、當時南方瀘州亦た賊曹市の據る所となる、官軍討じて或は殺し或は逐ふ、其遁れて貴州に入りしもの別賊任翳子等と相合し其勢甚だ猖なり、天德七年に至り總兵官楊宏副使張敏等合擊賊稍平く、たゞ土兵

等良民を虐し民心恟々八年内江の賊を平げ、翌九年崇慶の賊を討ち蜀地漸く安康を保つに至れり。其後蜀王讓栩益々精勵治を謀る嘉靖十五年撫按以て聞す、帝之を嘉獎し坊表して忠孝賢良と曰ふ、二十六年に至りて薨す子康王承王嗣ぐ僅に一年にして薨じ子端王宣折嗣で王位に即く、王の時黄金千兩白金萬兩を朝廷に獻す、蜀土當時の富察すべきなり、王在位五十餘年蜀土平隠産業益々進む、萬曆四十年に至り王薨じ其子恭王銓嗣ぐ三年にして薨じ其子至樹嗣いで王位に即く。

當時現清朝は滿洲に兵力を養ひ、時に支那全土は泰平の餘澤を受けて貧富の懸隔著しきを致し、不平の徒は貧民を煽動し盜を爲すもの諸所に起り、蜀地の如きも喜宗帝の天啓元年永寧土司奢崇明の反を初めとし、官軍流賊の討伐に寧日なく殊に莊烈帝の崇禎六年には賊の一隊鄖陽より漢を渡り四川に闖入し先づ夔州を陥る、總督軍務等討伐に苦心するも賊叛服常なく討平全きを得ず、九年賊魁高迎祥李自成等復び峽に入り翌年李自成寧羌を陥れ、七盤關を破り三道より蜀に入る、總兵官良柱之を綿州に禦ぎて戦死す、賊勝に乗じて昭化劍州梓潼江油黎雅青神の諸州縣を陥れ進んで成都に通る、幾何もなく官兵來り援ひ自成敗れて蠻地に遁る、官軍轉戰追擊戎衣を解かざるもの二十七晝夜に及ぶ、自成殘卒を率ひ岷州に入り翌年再び蜀に入らんとして果さず漢中に突出す、十二年官軍自成を巴山魚腹諸山の中に圍む自成大に苦む。

同年張獻忠穀城に反し翌十三年に至り羅汝才と合し四川の諸州縣を攻掠す、羅汝才は其前夔州に依つて猖獗を極めたり、官軍優勢を以て討すれば遁れ討伐緩めば又跋扈す、良民の疾苦此時より甚だしきはなし、十五年に至り張獻忠廬州を陥る、當時獻忠の劫掠に苦むもの惟り四川省に止らず、湖南諸郡亦た其災に泣く、十七年に至り獻忠夔州を陥れ進んで禹縣に入り膨水期に會し、留る三月遂に涪州を

拔き迂回江津を陥れ轉じて浮圖關を破り重慶を攻むる十二日にして城陥る、獻忠次で諸城を破り遂に成都を圍む巡按總兵出戰して大敗す、蜀王至樹官春を率ひ城を出で、返るを得ず井に投じて薨す、其他文武官人死するもの多し、督川湖軍事兵力弱くして賊を討する能はず獻忠遂に僭して大西國王と號し元を大順と改む、蜀王府を宮と爲し成都を西京と曰ふ、汪兆麟を左丞相と爲し嚴錫命を右丞相と爲し、六部五軍都督府等の官を設け諸將を遣はして諸府州縣を徇ひ悉く之を陥る。

獻忠人と爲り慘酷人命を殺戮して快と爲す、其初め科を開き士を取ると詭り文士を青羊官に集め盡く之を殺し、成都民を中國に坑し、進んで各術の籍軍九十八萬人を戮し、尙は飽き足らずして四將軍を各府州縣に分派し、無辜の人民を屠殺す、而も隱匿するものは糞を放つて之を嗅ぎ出さしめ、悉く之を斬り尙は生人の皮を脱ぎ其慘酷言語に絶す、今日各府州縣志を一瞥すれば當時の慘憺たる光景を記し且つ今日従前より土著する人民少なきを記するも此の暴逆に會せるが爲めなり、是れ實に吾人をして今より三百年以前斯の如き人爲的の悲惨ありしやを疑はざるを得ざる程の酸鼻の災厄なりしなり住民の四散眞に止むを得ざるものと云ふべし。

此際明朝正に亡び現朝廷立つて四海に號令せんとするの時、即ち大清の順次元年自成亦た四川に入らんとし、將を派し獻忠の動靜を搜らしむ、獻忠之を悟り其驍を殺す翌年再び蜀を劫かし興元を陥る、間々清兵の討伐に會ふて其意を果さず、張獻忠亦た順治元年に明の總督之を討じ賊勢稍や蹙る、清朝順治二年師を發するに及び賊徒益々窮し平定の功を奏するを得たり、獻忠蜀に據るの時遽起せるの賊十三家と稱す、如何に四川省の亂脈と爲り住民の恐怖心を惹き起し各地に遁竄せるかを思ふべし。其荒廢の後を受け今日に至るまで大波亂なく、四川省を置き統治の任を全ふするものを現朝清帝國と

爲す、是より制度に關し以下章を改めて觀察するところあらんとす。

第八章 制度 (二)

中央政府 軍機處 内閣 總理衙門 通商大臣 六部 都察院 通政司 大理寺 翰林院 五等 國子監 理藩院
政府要職の組織

吾人は太古より現朝に至るまでの歴史的變遷の概要を述べ終りたるを以て、進んで現時の制度に論及するを以て當然の順序なるべきを信ず、夫れ國民の特性を露骨に發現するものは其國の制度なり、將來有爲の活動を試みんと欲する者其大体を知悉するの緊要なるは吾人の暇々を待たざるべし。

然り本書は四川省を記述するを以て主眼とするを以て、中央政廳の如き關知する所にあらざるも、中央は根本にて地方は枝葉なり、根本を畧して枝葉のみを記さんとするは兩者の關係を滅却し完全を期し難きを以て、止むなく政體及び中央政治機關の概要を叙し、次に四川省の細部に及ばんと欲す、支那が國法學上の君主獨裁國たるは勿論なり、單だ目下の狀況に於ては政治の實權は皇帝に在らずして寧ろ攝政の手にありと云ふべく、政治は重に祖宗の遺法に遵ひ、近時少しく新官制を交ゆるに至れるも、大綱は依然として大清會典に範るものにして専ら皇室に關係あるものをして政府を組織せしむるを以て例とせり、今中央政廳を分ちて軍機處、内閣、總理各國事務衙門、通商大臣、海軍衙門、六部、都察院、通政司、大理寺、翰林院、五寺、國子監、理藩院の十三部と爲す。

軍機處は吾邦の樞密院にして内閣を兼ね、皇帝親臨して萬機を處決し其の議官を軍機大臣と稱す、定員なきも概して五名以下と爲す、之に屬する官僚を章京又は小軍機と稱し六十名を置く、近年新に督辦政務署を置き政務大臣を任命せり、即ち大臣五名參預二名にして軍機大臣をして内閣の事を管掌せしむ

内閣は前朝に於ては國家の最高機關なりしも、清朝に至つては其實權軍機處に移り、今日にありては恒例に屬する奏疏の敷奏又は詔諭の頒出を爲すに過ぎず、役員は中堂(宰相又は相國と稱す)大學士にして定員を四人と爲す次に協辦大學士二名次に内閣學士あり、是我が局長に相當するものにして十人を定員とす、其他内閣侍讀内閣典籍内閣中書等あり。

總理衙門は千八百六十一年即ち咸豐十一年創設せる所に係り、専ら外交の事を掌る通商貿易を初めとし、公使領事の任免等一に其權力の下に在り、近來此の衙門の勢力頓に加はり、今日にては軍機處内閣さへ凌ぐに至り、軍機大臣の兼攝するが如き觀あり、主務大臣を王大臣と稱し重望あるものにあらずんば其任にある能はず、近時外交事務益々頻繁を加へ通商貿易の管掌に忙殺せらるゝより、新に商務部を置き目下は之を此衙門に隸屬せしむ、此衙門は外國人との交渉を本務とするを以て一に外務部と稱す、事務大臣一名會辦大臣二名左右侍郎各一名を置く、商務部は鐵道汽船鑛山電信郵便等の各課を總轄し、従前の路鐵會辦大臣の事務は舉げて此官衙に收集せられたるを以て、其用務の繁多なる將來必ず獨立の官衙となるべきものなり、現に商部左右侍郎各一名を任す

通商大臣は支那に於ける通商事務長官にして、直隸總督は天津にありて北清即ち天津芝罘牛莊の通商事務を管掌し、兩江總督は南京にありて南清即ち前述の三港以外の貿易港の通商事務を監督す、南洋大臣北洋大臣の名ある之が爲めなり。

六部は吏部(内務)戸部(農務民部)禮部(儀制祠祭)兵部(海陸軍)刑部(司法)工部(工務)にして、皆其組

織を一にし管理事務一名尙書二名侍郎四名郎中員外郎堂主事司官部守司庫、司務部院庫使、司獄司匠等の諸官員を以て成立す。

都察院はもと大清會典の規定に依り立法司法及び行政上の諸監督權を掌握せる者にして、其規定する所に依れば「都察院は事朝政の得失民政の利弊に關する者、及び大臣私に徇ひ注視したる者は實に據りて陳奏するを聽す、官民の冤柱を所司受理せざる者は院に赴き陳訴するを許して其實を正す、其他百官に授與する任命敕旨は都察院皆之を掌る」とあり、役員には左右都御史左右副都御史及び御史等にして定員五十六名を以て全國を五十六道に分轄す。

通政司は文書傳達の廳にして、明朝にありては各省よりの文書を開披記録して之を内閣に傳達したるものなれども、現今にては單に文書を取扱ふに止り、多くは封緘の儘之を軍機處に傳達す、役員には通政使司二名通政副司二名通政參謀二名より成る。

大理寺は即ち吾が大審院と名づくべきものにして、刑法執行上の監督權を有す、管理事務卿、少卿あり、翰林院は大學とも稱すべき者にして、掌院學士二名及び侍讀學士、侍講學士侍讀侍講の五名ありて院の實權を握れり、又殿試に及第して擧げられたる者を修撰編修檢討庶子と爲す、其他國史館ありて院に隸屬せり。

五寺は前述の大理寺及び大常寺(璽拜局)光祿寺(帝室饗宴局)太僕寺(帝室牧馬所)鴻臚寺(帝室典禮局)にして、大理寺と同一の役員を置く。

國子監は一に大學とも稱す、管理國子監大臣、酒祭司業、監丞、博士、典譯、典籍等の諸官を以て成る、理藩院は蒙古、青海、西藏、回部其他遊牧の政令を掌握する所にして、院內六局を置く、其組織は略は

前述の六部に類す、管理事務一名尙書二名院務を綜理し左右侍郎各一人之を補佐す。

以上現清朝の中央政治機關の大體の組織なるも、茲に一の注目すべきは政府の要職に當る官吏には滿人漢人を並用して兩者の權衡を保たしむるに深く意を用ひ政治の圓滑を期す、此の組織は確に少數の滿人を以て多數の漢人を制御するに妙を得たるものと云はざるべからず、惟り中央政府に於て之を見るのみならず、地方政府の當路者にも兩者を相交へて以て互に均衡を保持せしむると我徳川氏天下を治むるに當り、外藩と内藩とを交錯配置し一朝事あるの口に備へたと政策を等ふせり、而も其時代を同ふするは奇と云はざるべからず、斯くて我徳川氏の制度は王政維新を以て破滅したるも、支那に於ては今尚は依然たるもの前に一の疑問に屬す、是れ全く民情の異ると歴史的精神の相違に出づるものなり、歴史的に國家觀念を滅却せる人民、極端に個人主義の發達せる民衆は、改革の容易に行ふべからざる當然にして習性となり、依然昔時の狀態を維持するものは爲めなり。

制度(三)

地方制度 總督 巡撫 布政使 按察使 鹽運使 分巡道 府 直隸州 州 縣 直隸廳 土官 巡檢 驛丞 統部一覽表

尨大なる支那帝國其地方制度に於ても亦た一律に出づる能はざるは自然にして、他邦其類を見ざる支那特殊の制度を有す、即ち支那本部を分つて十八省となし總督巡撫を置きて之を治め、現に入總督十六巡撫あり駐防八將軍を以て地方の軍政を統べしめ、東三省には滿洲三將軍ありて兵馬の全權と地方行政の大權を掌握す、其他蒙古伊犁に將軍都統を置き西藏に辦事大臣を置きて之を統治せしむ。

總督は又制軍制臺部堂の別稱あり、正二品に班し最高の地方長官にして、管内所在の巡撫と相並びて其管内を統轄す、但だ直隸及び四川の二省には巡撫なきを以て總督のみにて統帥す、總督は職務上の資格を以て當然兵部衙門長官及び都察院長官を兼務す、十八省中山東山西河南の三省は總督を置かず巡撫を以て統轄す。

巡撫は撫院撫臺中丞撫軍等の別稱あり、從二品に班し直隸四川の外は各省一人の巡撫を置きて統轄す、茲に注意すべきは巡撫は總督の下級官府にあらずして之と同級の官府たることは是なり、即ち巡撫は總督と相議して軍務を處理す、以下の官吏は各省同一なるを以て専ら四川省各官衙を記述するの際に之を言はん。

四川省長官の總督たるは既に記述せる所なり、且つ他省に在りては巡撫と協議して諸政を實行するも四川總督は巡撫の職を兼管するを以て單獨に事務を總理するを得、清朝の當初に於ては陝甘總督の兼轄に屬せしも、乾隆十三年に四川省一省を管するの總督を置く事となれり、巡撫は一時設けたるも直ちに之を廢して現在の制度と爲れり、總督は軍民を綜治し文武を統轄し官吏黜陟封疆修飭の權を有す現時成都に駐在する總督衙門は總督の官廳なり。

總督府の配下に布政司あり、此衙門の長官は布政使にして又藩臺方伯藩司の別名あり、從二品に班し一省の内務兼大藏長官を兼ねたるものと見るべく、朝廷の德澤禁令あれば承流宣布し以て有司に下し以て全省に傳達せしめ、又錢穀出納の事務を司る、四川省前きに承宣布政使司を設け左右布政使各一人を置けり、後左右を去り布政使一人を置く事とせり、現に成都に駐在す、此衙門に經歷(從六品)照磨(從八品)庫倉大使(正八品)錢局監錄官各一名あり、布政使の職務を補佐す。

按察司も總督の配下の官衙にして、一省の刑名按劾の事を掌る、されば官邪を糾し奸暴を戒め獄訟を斷じ冤抑を雪ぎて風紀を振蕩するの事も亦た司る所たり、長官は按察使にして臬司臬臺廉訪の別稱あり正三品に班し一省の司法長官と見るべし、此司に又經歷(正七品)司獄(從九品)各一名ありて按察使の職務を分擔す、世人の布政司と併稱して藩臬兩司と爲すものは是なり現に成都に在り。

鹽茶道は至省民の生計商業の状況鹽價の高底道路の如何及び鹽政の監督を爲す、長官は運司運臺郡轉の別稱あり、正四品に班す全省の内務局長兼鹽務長と言ふべきなり、其配下に鹽課司大使六人あり正八品に班し、鹽場一切の事務を管掌す、又鹽茶道庫大使一人あり正八品にして藏庫出入の事を掌る、其他批驗所大使四人あり悉く正八品と爲す、分巡道は全省を分轄して其管内を巡廻し行政を管掌す、其長官は道臺にして觀察監司の別名あり、正四品に班す現に四川省は六區に分ち分巡成綿道は成都一圓を管轄し、分巡松茂龍雜兵備道は北部一圓松茂茂州龍安雜谷を管轄し、兼ねて新疆の屯政を理め茂州に駐在す、分巡建昌兵備道は雅州嘉定寧遠の三府及眉叩の二州を管轄し兼ねて水利を管轄す、初め寧遠府に駐在し今日雅州府に移る、分巡川東兵備道は重慶夔州綏定の三府及び忠酉陽の二州を管轄し重慶に駐在す、分巡川北兵備道は保寧潼州順慶の三府を管轄して保寧府に駐在す、分巡川南水寧道は叙州府及び瀘資二州を管轄し初め叙永廳に駐り今は瀘州に移れり。

府は昔時郡と稱し省中行政の最大區劃にして、四川省は十二府を置く一府の長官は知府にして守、大守、大尊の別稱あり、從四品に班し一府の行政司法事務を掌る、即ち屬縣を統轄し風化を宣べ其賦役を平かにし其獄訟を聽き以て人民を教養するを任と爲す、知府の下に同知と稱するあり、其定員なく小府は之を置かず、大府は二人を置く四川全省を通じて四人あり、同知は捕盜軍糧理番民水利等

の諸務を分掌し、知府の政治を佐く正五品官となす、又通判は同じく知府補佐の屬官にして定員なく四川全省に九人あり正六品官と爲す、其下に正八品の府經歷十一名あり、又全省を通じて府司獄一名を置き繫囚の事を掌る從九品に班す。

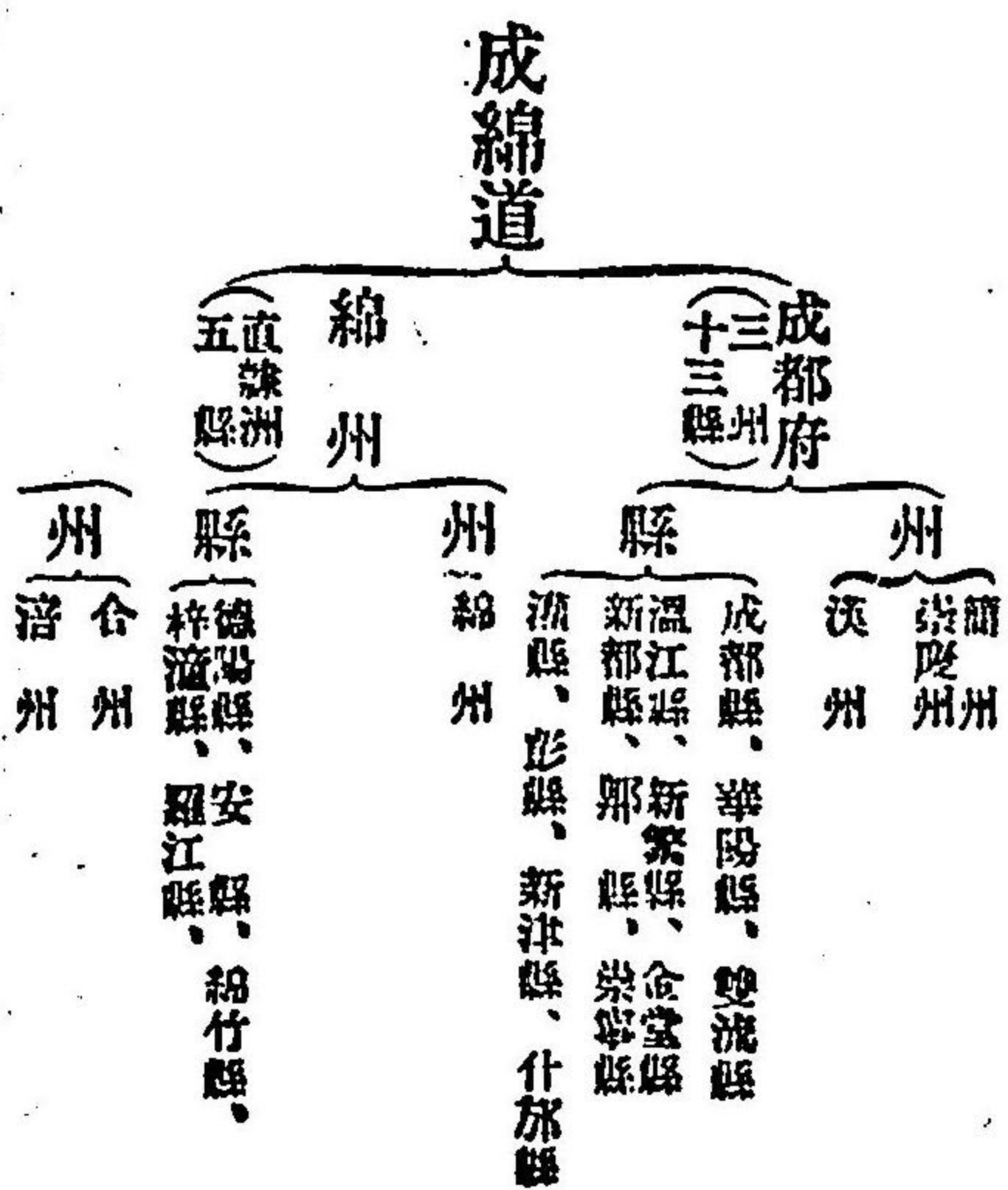
州には二種の區別あり、一は府に隸屬せずして獨立して州内の行政を掌るもの之を直隸州と稱す、一は府の配下に屬するものにして單に州と呼ぶ。

四川省には直隸州八あり其長官を直隸州知州と稱し、從五品に班し一州内の事務を掌る事知府と異なる事なし、たゞ郭縣なきを以て其部に對し知縣の事務を行ふ、知州の下官として州同、州判あり以て同知通判の職を掌る、州同は從六品官にして四川省一人を置く、州判は從七品にして全省に七人あり、又吏目なる從九品官ありて州内の治安及び囚獄を司る各州一人を置く。

單に州と稱するは縣に比して地大に事務多き場合に之を設くるものにして、四川省十一州あり其長官を知州と云ひ、又牧刺史郡守の別名あり、從五品にして一州の政治を掌る、其下官として州同州判あり直隸州と異なるなきも、四川省は全省を通じて州同三名州判二名に過ぎざれば、此等の副官なき州を以て多しと爲す、吏目は各州一名ありて州内刑禁の事を掌る從九品官なるは直隸州と異なるなし。

縣は州と共に府及び直隸州の配下に屬するものにして、四川省百十一縣あり其長官を知縣と稱し令、明府大尹等の別名あり、正七品に班し一縣の政令を掌る、即ち賦役を平にし治訟を聽き教化を興し風俗を導き養老祀神皆其職を躬らす、大縣にありては補佐官として縣丞又は主簿あり、縣丞は正八品にして四川省十八人あり、主簿は正九品にして全省三人あり、典史は監獄囚の事を掌り各縣一名を置く。右府州縣の外四川省に直隸する直隸廳なるもの六あり、同知を置き之を治じ、同知は府の同知と品

級を同じし捕盜糧理審撫吏撫民水利の諸務を司る、其下官として經歷照磨あり、全省の廳に屬する經歷三名照磨十名あり、又四川省には他省に類例少き土官なるものを置きて省の周圍山間に居住する蠻民の行政を司らしむ、其組織會長制に異ならず境内の土民の生殺與奪の權を擧げて土官に委す、支那官吏は租稅徵收及び寇亂鎮壓の外干渉するなし。其他巡檢と稱し盜賊を拿捕奸僞を懲罰するの官あり、從九品に班し府廳州縣の要害地に之を置く、本省に於ては府屬一名廳屬四名直隸州屬四名州屬五名縣屬十四人と爲す。驛頭は郵便送の事を掌り衝衢の州縣之を設く、四川省直隸州屬一名州屬三名あり。今全省の府直隸州廳州縣廳の名を列擧すれば左の如し



川東道 (三州府)

重慶府 (十二州) 巴縣、江津縣、長壽縣、永川縣、榮昌縣、綦江縣、南川縣、銅梁縣、大足縣、璧山縣、定遠縣、江北廳

夔州府 (六縣) 奉節縣、巫山縣、雲陽縣、萬縣、開縣、大寧縣

綏定府 (六縣) 涪縣、東鄉縣、新寧縣、渠縣、大竹縣、大平縣

忠州直隸州 (一州三縣) 州：忠州 縣：鄰水縣、墊江縣、梁山縣

酉陽直隸州 (一州三縣) 州：酉陽州 縣：秀山縣、黔江縣、彭水縣

石碛直隸廳 (一廳) 宜賓縣、度符縣、富順縣、南溪縣、長寧縣、高縣

叙州府 (二十一廳) 筠連縣、洪縣、興文縣、屏山縣、馬邊廳、雷波廳

瀘州 (三縣) 州：瀘州 縣：納溪縣、合江縣、江安縣

資州 (四縣) 州：資州 縣：資中縣、內江縣、仁壽縣、井研縣

敘永直隸廳 (一廳) 縣：永寧縣

川南道

川北道 (三府)

保寧府 (七縣) 閬中縣、蒼溪縣、南部縣、廣元縣、昭化縣、通江縣、南江縣

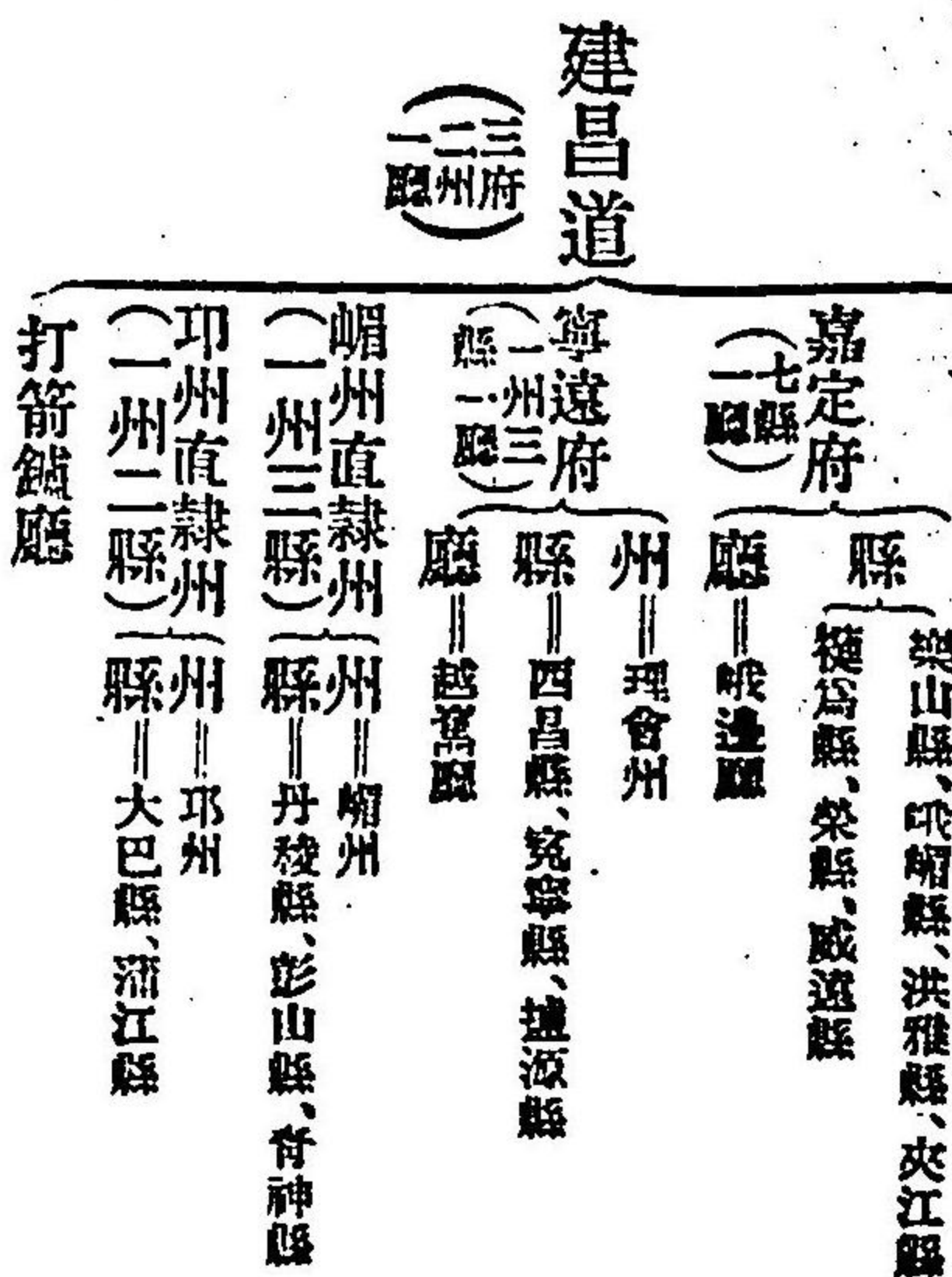
潼川府 (八縣) 三臺縣、射洪縣、鹽亭縣、中江縣、遂寧縣、蓬溪縣、安岳縣、樂至縣

順慶府 (六縣) 州：蓬州、廣安州 縣：南充縣、西充縣、營山縣、儀隴縣、岳池縣、鄰水縣

龍安府 (四縣) 平武縣、江油縣、石泉縣、彰明縣

松茂龍 (雜道) 茂州直隸州 (二州一縣) 州：茂州 縣：汶川縣 松潘直隸廳 雜谷直隸廳 懋功直隸廳

雅州府 (五縣) 州：天全州 縣：雅安縣、名山縣、蘆山縣、滎經縣、漢源縣



即ち全省を六分巡道に分ち、更に十二府八直隸州六直隸廳と爲し、其下に十一州一百一十一縣六廳を置く其大体の組織に於ては前朝に則りたるも其後數回の小變革を経て今日の狀態を爲すに至れり。

制度 (三)

軍制 將軍府 提督 各鎮總兵官 副將 參將 遊擊 都司 守備 衛千總及把總 各州縣兵勇

前章述べたる所は四川省に於ける行政司法の組織及び其官吏なり、而して更に軍政を司るの將軍府及び提督衙門あり、即ち前者は清朝廷が境域を鎮撫するが爲めに設けたる十二將軍の一として成都に駐防するものなり、後者は總督の配下にありて訓練せられ、省内の防備及び一旦緩急あるに際して政府の命により動員すべきものなり、要するに將軍府なるものは現朝廷の藩屏として地方に鎮在するものにして四川省防備の上より見れば後者を重視せざるべからず。

將軍府は右の目的を以て本部に入將軍滿洲に三將軍蒙古に一將軍皆要衝の地に屯す、其指令官を將軍と稱し従一品に班するを以て其地位總督巡撫の上にあり、従つて行政に與らずと雖も其權力遠く總督の上に出で、其間時に衝突を見る事なきにあらず、而して此將軍に隸屬する將校士卒は悉く滿人蒙古人にして一家を擧げて移住し來り、成都城内の一部に一廓を作り我維新前の大名の城下に士族屋敷の圍繞するが如く其組織も大同小異にして朝廷の祿に衣食し専心一意に武事を攻究するにあり。

將軍の下に副都統一人あり、従二品に班し成都駐防將軍の事務を管轄す、其部下に協領兼佐領五名あり、従三品に班し我國の大佐中佐に比すべきものなり、又佐領十九名あり従四品官にして我國の少佐に比すべし、尙ほ防禦と稱するもの二十四名あり従五品官にして我大尉に當る、其下に驍騎校二十四名あり正六品に班し我中少尉に比すべし、而して此等協領佐領防禦驍騎校は各旗民人の軍政を掌る、右の外理事同知ありて旗民訟獄の事を司る、現に成都在住の八旗兵を合して二千と稱するも果して定數を有するや否やは頗る疑はしき所なり。

將軍府は右の如くして一近衛師團を構成し、之に關はらず省に直隸する軍團は提督總兵官を總指令官と爲し、同じく總指令部を成都に構へ、官兵及び分防營を統轄し、軍備の充實訓練の精否等を管轄し以て總督に隸屬す、然れども提督は従一品官なるを以て地位の上より云ふ時は總督の上にありと云ふべし。

提督の部下として各鎮總兵官なるもの全省を通じて四人あり、正二品に班し各鎮の軍政を掌り各鎮に於ける軍備並に訓練の任に當り、提督の命を聽きて行動す、目下四川省に四鎮あり、川北鎮は保寧府

に本營を置き四隣を鎮撫し、重慶鎮は本據を重慶府に置き周圍を鎮壓す、建昌鎮は雅州府に駐防し西南一帶を綏撫し、松潘鎮は茂州に駐在し西北部の鎮臺たり。

副將は副總兵官と稱すべきものにして、綏定慶州綏寧維州懋功等の分地にあるものは、其分管内に於ける軍政を掌る事尙は各總兵官が各鎮内の軍務を統轄するが如し、但だ副將中に總督の爲めに營務を統理する者、及び駐防將軍の爲めに營務を統理するもの各一人あり、前者を督標中軍副將と呼び、後者を軍標中軍副將と名く、是れ分地に於ける副將と其職務を異にするものなり共に從二品に班す。參將は正三品官にして長官の命する所に從ひ各防備軍の訓練及び軍政を掌る、而して提督の爲めに營務を統理する者を提督標中軍參將と稱す、四川省全省を通じて參將七人あり。

遊擊は從三品官にして、長官の指揮に従ひ兵の訓練軍政の整理を務むる事參將と異なるなし、其總兵官の爲めに營務を統理するものを鎮標中軍遊擊と稱す、四川省に二十三名の遊擊あり。

都司は正四品官にして參將遊擊と同じく長官の命する所に依り兵士の訓練に従事するものにして、特に副將の爲めに營務を處理するものを協標都司と稱す、四川省に三十二名を置く。守備は都司に次ぐの將校にして、正五品に班し兵士の訓練に従事する事上官と異なるなし、四川省を通じて五十名あり。

其外に衛千總と稱する從六品の士官百十四名、及び把總と稱する正七品の武官二百七十七名を全省の偏僻の小邑に駐在せしめて防備と爲す、此等の武官も等しく部下を訓練して衛内の軍政を司る。

而して提督配下の總軍は三萬以上に及ぶべし、右の外各州縣には皆若干の勇兵を訓練す、是警察事務を主とするものなるべきも、其名目並に組織は依然軍隊なるを以て是等を合して四川省の軍備を算

する時は、優に六萬を超過するものと云はざるべからず。

制度(四)

學制 學政 儒學教授 儒學學正 教諭及訓導 新官衙 洋務局 勸工局 農務局 警察局 官報書局 鐵道局
鐵務局 學務局

支那に於ける制度の巧妙を極めたるは學政の統一に重きを於ける事となす、是れ惟り現清朝に於て然るのみならず、唐の天下を一統して學政を統一したる以來歷朝皆其制に則り、行政官を以て國民を綏撫し軍政を嚴にして四民を威服し、加ふるに學政を以て各自の登龍門たらしむると同時に精神の統一を劃す、廣大の帝國を支配せんと欲せば此點に注目を要するは贅言を待たざる所にして、現朝の重きを學政に置く故なきにあらざるなり、従つて各地方に派する提督學政は時に總督將軍以上の地位を有するものあり、而して學政は一省内學校生徒の試験を掌るの長官にして、學院學臺文宗等の別名あり試験の際所屬の府州を巡歴し諸生中學藝拔群のものを選進す。

又各府には儒學教授なるものあり正七品に班し、其府所屬の學校生徒教育の任に當る、又大府にありては其下に教諭一名を置き教授を補佐す教諭は正八品と爲す。

州には儒學學正あり府に於ける教授と同一の職務を司る、其下に訓導あり學正の職務を分掌す、學正は正八品にして訓導は從八品官と爲す。

縣に至つては教諭を置きて學務を掌らしむるものと訓導のみに委ぬるものと別あり、四川省全省を通じて教授十三名學正十七名教諭八十九人訓導百二十人あり。

尙ほ技に一の奇とすべきは行政官には土官を除く外一人として本省人を以て任官する事なく、武官には滿州旗軍を除きて多少本省人を土官に採用するも學務官に至りては學政を除く外多く本省人を採用せり、尤も同府のものは其府の教授教諭たらしむるは避くる所なり。

而して此等試験官の檢定を経たる者は秀才と稱し、舉人と進み最後に京師の試験に應じて進士と爲り仕官の階梯を得、支那人唯一の登龍門たるを以て各生競ふて此試験の及第を希望するにあり。

以上略記せる所皆大清會典を基礎とせる舊官にして、現在四川省の萬事に關係するものを擧げたるものなるも、世上の進歩は三百年を経たる今日、而も外交日に繁く變化月に多き際に當り、中央政治機關に變革を見ると同じく地方の官府にも多少の影響を見るは止む能はざる所にて、殊に四川省内新に開港場を見るに至りたる今日に於ては洋務局勸工局農務局機器局警察局官報書局鐵道局鑛務局等の新設を見一方には學務處を設けて勅令に準據し盛に學校を起し、新學の輸入を計し等熱心至らざるなき敬服の外なし、今此等官制の大體を陳述せん。

洋務局は名の示す如く外人との交渉を掌る官府にして、其長官を總辦と稱し從來の官吏登庸試験に例外を爲し、外國語其他新學に通ずるものを以て之に當つ、總督管下の官制中最も勢力ある所と見るを得べし、然れども今日四川省に於けるものを見るに二名の總辦其他委員書記等を設くるも、外交事務等一も取り扱ふ事なく有りとせば外國人接待に限ると云ふべきなり。

勸工局は工業を勸誘獎勵するの目的を以て設立せられ、其長官を總辦と稱するは洋務局と異なるなし、現に製造工業に關して熱心なる設備を爲し、昨年末より我國の技手職工を聘して局務擴張を爲す等將來有望の官制と稱すべし、此七局の詳細は實業の條下に於て再記すべし。

農務局は有名無實なるも、四川省の農業改良は早晚必要的に施設せざるべからざるを以て事實に現はる、遂からざるべし、農務局は勿論全省の農務改進を掌る所なり。

機器局は我國の砲兵工廠に類似せるものにして、其長官を總辦と稱するは他局と異なるなく、四川省の軍務の獨立を維持せんと欲せば之が擴張は當然にして二年前我國の技師を聘せんとして其約整はず、今日は局員悉く支那人なるも聞く所に依れば昨年佛國より機械購入の約成れりと其機械到着運轉開始の日に至らば此局の面目一新するものあるべし。

警察局は四川全省に關するものにあらずして、省城成都の警察事務を掌る官廳なり、我警視廳の小なるものにて、其長官を總辦と稱し巡邏を市街の要所に配置し諸事の監督を爲すこと、我國の警察事務と異なるなし、此の警察局の成績にして良好なるものならば他日は之を全省に設置するに至るべし。

官報書局は四川省の官報局と稱するも不可なく、各縣に出す指令及び官報の印刷を爲す所にして其長官に總辦を置くは亦他局と異なるなし。

鐵道局は昨年の新設に係り、未だ一尺の線路だに存せざるに此の局を見る、要するに鐵道設計其他鐵道一切の事務は此局に於て處理するものと見て可なり。

鑛務局は全省に於ける鑛山一切の事務を掌る所にして將來益々事務の多端なるべきは此局ならん。

學務處は學政と同じく全省内の教育を掌るものなるも、其組織に至りては全く同一と見るべからず、即ち學校は欽派の試験官にして國民の希望を容れて學力試験を施行し、官吏志願者に一定の資格を附與する試験官にして、支那國民に教育普及せしむる等に關しては一も顧慮する所にあらず、然るに新設の學務處に至つて之と全く主義を異にし、國民に教育を普及せしめ人民の風紀を開發するを主眼と

する教育行政機関と見るべきものなり、而も舊來學政の掌りし科擧の教育制度學務處の教育方針とは往々矛盾を來すなきを得ず、是れ新舊過度の際に於ける免るべからざる錯綜にして、要するに學務處は一切科擧に關係せず一意全省に於ける新學堂の教育事務を處理するの機關となす、其長官は同じく總辦と稱し其下に委員文案等ありて事務を補佐す、全省一般の教育に關しては教育を記述するに當り仔細に觀察せん。

制 度 (五)

支 官吏の資格 實官公然の秘密 官吏の財源 官吏資養の汚毒は人民に及ぶ 金鎊萬能主義と支那改革論 官吏の外人法佈 團匪騷擾の原因 武官の狀態

累節記述せる所を以てせば、中央政府の組織地方政治との關係一絲亂るゝなく秩序整然たるを思ふべし、若し此制度にして圓滑なる運轉を見れば大清帝國は今日の如く瀕死の状態にあらず國民の氣力亦た此の如く銷沈を見ざりしなるべし、由來法は死物なり之をして活力あらしむるは其局に當るの士の運用如何にあり、今支那帝國の制度運用の當局者たる官吏に一顧せんか、上は中央政府の大臣より下一縣の知事に至るまで果して其任に堪へるの人と謂ふべきか。

試に彼等の官吏たる經歷を查察せんに、其大部は科擧に登第せる所謂舉人進士の學位を有するものなり、夫れ科擧の制は前に屢々述べたるが如く大國の官吏を一定模範の下に規するを得て、中央集權の政治を行ふに至妙至巧の法と云はざるべからず、唯だ世は駸々として駟馬も管ならざるの進歩を爲すの際に當つて、此制度は嘗つて變更せらるゝ事なく數百年一日の如く儒學を根據とせる策論及び作文

の末枝を以て試験科目と爲し、受験者は汲々として古人の精粕を舂むるに日も尙は足らざるの有様なれば、官吏として必要の學術の如き一として修むる所にあらず、幸に選に入り官吏たるも以て良吏の資格を具ふるものと云ふべからず、况んや其登第如何は學力以外情實の多きを占むるに於てをや、而も登第者悉く官吏たるを得るにあらず、其登第に要せし以上の情實を以て初めて官吏たるを得るは今日支那に於ける一般の弊にして、實官の制も公然の秘密とは此間の消息に外ならざるなり。

既に一の情實なしとするも試験科目の時勢に適せざるは良吏を擧ぐるに足らざるに、賄賂の其間に行はれ初めて官吏たるを得るに於て到底清廉潔白の信を繋ぐに足るべき官吏を得る能はざるは、智者を俟つて後知らざるなり、殊に官吏昇進の制度も一に實官に依るを以て、一旦官吏と爲り其以上に進まんと欲すれば再び黃白の必要を感ず、従つて自己亦た俸給以外の收入を得るに専心せざるべからず、而して支那の制度は官吏をして此目的を達せしむるに好都合なる組織と爲す、即ち一縣を治むる知縣に至るまで其管内に對する最大權力を有し、部下に對する任免黜陟は勿論人民に對して行政司法の全權を有し、或場合に於ては小範圍の立法權及び兵權をも行使するを以て、種々なる名目の下に租税の徵發を爲す如きは容易の事と云ふべし。

殊に其縣に屬する實興局津捐局三貴局團防局新釐局等の局士及び縣内に於ける學堂教員の任免は一に其意の儘なるを以て、知縣の如き小官に於て尙ほ且相當の實官的收入を得ると云はざるべからず、其以上の行政區劃の大なる州府に長官と爲り、其以上の道臺督撫の此種收入の正比例して多きを加ふるは多辯を要せざるなり、其他地租營業税等の如き國庫に納付すべき税目中より控除して自己の收得に加ふるは明かなる所なり、地租の如き州縣より府省を経て國庫の手に納めらるるに至れば、我國に約

二十五倍する大面積よりして却つて我國の地租収入に及ばざるなり、夫れ地租の税率に於て我國の如く過酷にあらざるも、我二分の一の輕税にあらざる、况んや二十五分の一の輕税にあらざるに於てをや、或は經濟事情の相違より多少斟酌を要すべきものありとするも、我地租に十倍する収入なかるべからず、然るに事實は我國の收入にも及ばざるを見れば、他の十分の九は人民の手を離れて政府の手に歸する間の手數料として消失する所のものなり、世に手數料多きも此の如きは蓋し多からざるべし、支那官吏が俸給少きに拘らず奢侈を極め金錢の消費大なるもの全く此財源を有すればなり、三年知縣の職にあれば三世遊食に苦まずとの諺ある故なきにあらざる、斯くして人民より直接租税を收受する小官より北京政府に至るまで幾段の官廳を経、一階は一階より其額を減じて其十分の一に減少する怪むに足らざるなり。

右は地租の一例に過ぎざるも地方税鹽稅釐金稅内地關稅皆同一筆法を以て當該官吏の私する部分多きを占む、海關の全權を外人に任し而も格外的出費を爲しつゝ、尙ほ國人に經營せしむるに比して利益ありと云ふに於ては、支那官吏が如何に貪婪にして腐敗を極めつゝあるが想像するに難からず、而も此腐敗をして官吏のみに止まらしむれば尙ほ恕すべしとするも、其汚毒は滔々として一般人民に及ばし官民胥謀つて私曲を選ふし、狡猾の徒棟梁跋扈し貧富の懸隔増々甚だしきを致す止むを得ざる所と云はざるべからず、而して此弊單に財産上に限らるゝに於ては又忍ぶべきも、堪へ得ざるは貴重の身命も亦た惡吏の制配に依つて今日に明日を計るべからざる是れなり。

夫れ行政司法の全權を擧げて同一官吏の權内に屬するの結果、行政上に對する不満を司法上に漏さんとするは困難にあらざる、従つて庇曲の裁判黑白轉倒の判決を見る其例に乏しからず、賄賂を以て官吏

を藥籠中の者と爲せば死罪に代人を以てするも難からず、是小説稗史上の造語にあらざるして實在なるを如何せん金錢萬能主義官吏を腐敗せしめしか、官吏腐敗して金錢萬能主義今日の如く強固なるに至りたるか、其前後關係容易に判じ難きも、腐敗其極點に達し換言すれば其腐敗汚行を以て正當正義と信じて平然たるに至れる今日支那改革難は此の心情の改革難なり。

列國なき場合に於ける支那制度外患なき時の支那官吏以て國家を治むべく以て民人を安んずべし、各國生存競爭激烈の今日巨浪を未到に回す容易の業にあらざる、殊に國民に對して驕慢無禮の官吏は長官及び外國人に對して怯懦なる笑ふべきの至りならずや、是れ彼等に一片の主義定見なきを以て徵すべし、其長官に對して服従の美德あるは官吏として當然と爲すべきも、理否曲直を顧みず外人を畏怖する事鼠の猫に於けるが如き奇怪の現象と云はざるべからず、是れ中央政府が幾度か難を外人と構まへ幾度か失敗せるより、一種の恐外人病の中央官人の間に生じ、延ひて地方官吏に及び今や滔々として一般民人を此觀念の下に支配せんとす、四川省の如き最も遅れて外人に接し最も多く外人崇拜に傾かんとしつゝあり、外人崇拜決して不可ならず唯だ恐怖の結果は自己の意氣を銷沈せしむる如きは國民の爲めに悲まざるを得ず。

此外國人恐怖の結果は種々なる方面に於て外國人の利用する所となれり、四川省に於て最も著例として見るべきは宗教宣布の便益とす、即ち一度教民として外國宣教師の管理の下に在れば、地方官は外國人との交渉を爲すの紛雜を厭ひ多く不問に附する傾あり、従つて利に敏なる支那人は相率ひて教民と化す、各州縣所として天主教民耶穌教民を見ざるなく全省を通ずる時は前者は五十萬の信徒を有し後者亦た三十萬の多きを保つと云ふ、而も強に屈し弱に驕るの國民外人庇護の下にあるを名とし、不

正を敢てして憚らざるは教民に於て屢々見る所なり、従つて人民と教民との紛擾を來し世に所謂擾動を醸成する原因多くは此點に存す、要するに最大因は官吏の無能腐敗に外ならざるなり。

斯く文官の腐敗は其極點に達せるは人の知る所なり、顧みて四民を鎮撫し外寇に備ふるの武官は如何其掌る所を異にするも同じく政府の官吏にして等しく支那の國民なり、文官にして錢を愛し汚行を逞ふす武官其間に清淨無垢を維持し得ざるは明かなる所とす、滔々として文官に譲らざるの不正を實行して平然たり、試に成都の將軍城なるものを一瞥せよ、昔日一方の重鎮として威武を八荒の外に振ひしもの今日の情況は如何、榮枯盛衰は世上の常清朝三百年の太平名にし負ふ八旗の勇猛も名のみを止め、城内の要所を護衛するの兵勇を見て涙なき能はず、彼等は人夫に軍衣を着せしめたと選兵所なし營所に立て列べたる青龍刀の鏘は八旗の鏘を示して餘蘊なく寧ろ感慨に絶えざらしむ、而も其の由つて來る所のものを稽ふるに、長官の安逸にして訓練に意を用ひざると、費を惜んで必要の設備を怠り甚だしきは部下を養ふの費を節約して私囊を肥やし、一も國家的觀念なく况んや公共心の如き夢寐にも存せざるに於てをや斯くて衰滅に瀕せざるもの未だ嘗てあらざるべし。

由來武官は文官に比して金錢的慾望を充す能はざるを以て、官位を高くし其名譽を以て物質以上の欲望の代償とするは、支那の制度に於ても明かに認めらる、然るに物慾旺盛なる支那武官は此等無形の名譽に堪へる能はず、上述の不正行爲を實行するに至る、而も將軍配下にありては其給與比較的厚く四圍の交際等も多からざるを以て此の弊を見る多からざるも、翻つて總督の下に屬する兵官に至つては一に彈藥に衣食し、兵士の人數節減に奢侈を極むると見るも詭言にあらず、支那一營の兵士何百人と稱するも其實數の缺くるは上下共に知悉する所にして而も怪むに足るものなきなり。

此の如く裏面に對する觀察を爲す時は、支那の制度は恰も支那人が外面美裝の裡に權權を纏ふが如く整頓せる表面に拾收すべからざる腐敗の裏面を包藏せる者と謂ふべし、一方に支那人の性情彼の如くにして一方の實情此の如きものあり、其今日まで滅亡を招かざるもの寧ろ奇と謂はざるべからず。

制度(六)

自治制度 自治の單位 自治團の權限 中官半民の團體 鄉約 積穀 義學 警察事務 人民の反抗と官吏の被見

官紀の紊亂其極に達し、或點に於て人民保護の任に堪へざるは、惟り今日の朝廷に於て之を見るのみならず、唐宋元明の歷朝尙ほ溯れば周漢皆然らざるはなく、従つて自治的制度を以て其缺漏を補ふは連綿として絶ゆるなく、殊に明代に至つて完全の域に達せり、現朝に至つても其制度變更を加ることなく其自治に任す、由來支那の歴史を通觀するに統一は外形に過ぎずして實質は依然として改むるなく甚だしきに至つては反賊の首領を以て其地の支配者たらしめしは、昔日の歴史に見るのみならず今日も往々にして制御し難き賊魁を招きて官を授くる等の滑稽なきにあらず、此點より觀れば支那の專制政治も名實伴はざる感なき能はず、然り政府の主眼は租税の徵收を得ば足るの精神より見れば、各自治を行ふは却つて便宜とする所にして、其制度の發達を見る怪むに足らざるなり。

抑も此地方に於ける自治制なるものは、十家を以て一個の單位と爲し之を牌と稱し、十牌を團と爲す然れども土地の情況によりて必ずしも十牌と限れるにあらず多少の斟酌あり、而も牌には長あり十家中人望あるものを推し、十家内に起れる小紛擾を裁決し盜難其他の場合に相互救済の義務を負ふものとす、團には首あり一團中にありて徳望高き人を推す、其職務は牌長の權限の一層擴大せられたるも

のと見るべく、一團内の小紛擾を裁判し團内の祭祀を司り、平時に於ては積穀とて一朝水旱凶作に遭
遇せる際の豫備として粟米の貯蓄を爲さしめ、義學に於ては團内の子弟を教育せんか爲めに教師を聘
し、尙は積穀中より適宜救恤を行ふ等凡そ團内の訴訟祭祀、備荒貯蓄、教育、救恤の事務悉く此團體に
於て處理するにあり、殊に團の大任務とするは盜賊侵入の防禦なり、予は屢々旅行中に於て此團體の
非常召集の状を目撃せり、團内の壯丁悉く武器を取り團旗を翻へし各要所を守衛す、其服装武器一定
のものにあらす、而も鈍刀銃槍砲の如き多く火繩銃にして不完全を極む、かゝる士兵の爲めに全捕
せらるゝ賊も亦た察するに足る、たゞ不完全なる行政の支配の下にあり自衛の道としては至當の警備
と云ふべきか、且つ平常にありても小甲と稱する警察官一名は一團に設けらるゝなり、尤も盜賊を拿
捕せる場合に於て之に自由の制裁を加ふるは許されずして、一旦縣に送り其裁斷を仰がざるべからず
然るに縣官は罪狀明白のものとして判決し斬罪に處したる場合には其首級を得て梟首するや否やの決
定は又團の請願如何に依つて自由なり、而して右に要する費用は團員の負擔たるは勿論にして、其負
擔の分配に關しては又自治の本旨に適ひたる貧富に依り其額を異にす。

以上全く自治の實体を備へたるものにして、其一段擴大せられたる團體に場と稱するものあり、然れ
ども場は一方より觀察する時は州縣官支配の下にある行政の小區域と見らるべく、此點よりして半民
半官の制度と云ふに至當とすべし、大なる場にありては三十團以上の集合より成り小なる場は十團内
外に過ぎず、場の首長には大保正と稱するものありて其場一切の事務を統理す、大保正は其土地の名
望家を以てするも、官の任命する所なるを以て團首と趣を異にする所以なり、州縣官の諭達を場内の
各團に傳へ、又治安を司り小訴訟を判決するの權利を有し、同時に團首が一團内に有するが如き權利

即ち縣官の所轄を離れて自治方面の職務に服す。

其重なるものは郷約として各場内の團首長者等の相議して作れる規約の實行に盡瘁する事、即ち其規
約なるものは各自の自由に存するも根本を儒教の道徳に置き其組合内の親睦を厚ふし父母に孝に長上
を敬し惡事を作す勿れ等なり、尙は新事の起りたる場合に於ては團首長者を會し商量して實行を爲す
等不文の議會と見るべし。

又盜賊の隱蔽を防がん爲め及び其他の人員を調査せんが爲めに戸籍簿を作るも亦た保正の任とす、其
外祭祀を掌る即ち各場至る所廟祠あらざるなく、此廟祠に壇を設けて春秋兩期に祭禮を行ふ、此際
祭主は固より保正の任にして、式終りて後一同相會して酒宴を張り組合内の祝福を祈り併せて場内人
の親睦を厚ふす、支那に於ける祭祀亦た徒爾とのみ解すべからず。

積穀は場に於て一層擴張せられ、組合内の各戸が其收入の幾分を取りて之を蓄積し専ら凶年の準備と
す、此事は明代に社會と名け其以前より行はれたるは周禮に委積の法あり、漢以後隋唐の際常平倉義
倉社會ありしを以て見るべし、各團より家の貧富によりて粟米を出し積穀の倉に藏め保正の管轄の
下にありしむ。

義學も場にありては多きは四五の教師を聘し、少きも二三を招き場内の子弟を教ふ、明の時代に於け
る社學と其制を一にす、積穀に關しては多少官吏の干渉を爲すあるも義學は其干渉なく保正場内の長
老と商議して定むるを得、然りと雖も其間自然に一定せられ四書五經等備學を根據とするにあり、而し
て其入學すると否とは自由に放任して何等の干渉も爲すにあらす。

場内の警察事務を實行する爲めには平日二三名の小甲を置き、非常の場合には各團の保甲を召集する

の仕組と爲す、尙ほ賊徒強勢にして敵し難き場合には城砦に入り防戦するの必要あり、茲に於て此地方を旅行する時には到る處に城砦を見る、其大なるものは州縣の城壁にも劣らざる堅牢を極め一朝事有る際に一家を擧げて砦に入り持久の策を講ずるにあり、其他小砦は一家の所有なるあり一族の共有なるあり、悉く山上の要害地に設けられ賊を防ぐを主眼とし、常には其内に居住する少し、行政警察の不完全を極むる國の人民常に恟々として枕を高くするを得ざるは惘然の至りと云ふべし。

上述する所を以て一考する時は官吏の腐敗に反し、人民の自治團體は欣慕すべき好果を收めつゝありやと言ふに吾人は遺憾ながら首肯するを得ざるを悲む、予は徒らに支那人を晉りて快と爲すものにあらざるも事實の曲ぐべからざるを如何せん、此地方人の心情氣質に關しては既に節を重ねて論述せる所再び繰り返すの要を見ざるも、人情彼の如くにして其人衆の組織する自治團體利益以外亦た一の目的なきは見易きの道理なり、見るべし農家が秋收の時に際し稻穀の如きものにまで盜難の見張りを置かざるべからざる現況なるを、支那人が滔々として個人主義に傾くもの故なしと云ふべからず、然れども屢々論ずるが如く利益の共同に關する團結は比較的強固なるを以て、此自治の團體一致の運動は地方の牧民官をして交迭せしむるの勢力あり、是を支那が混沌の間にありて餘命を繋ぎつゝある唯一の藥劑と見做すを得べし、即ち其暴威を逞ふする官吏ある場合には各所に檄文を貼付し以て其汚行暴戻を一般に知らしむ、斯く人民の反抗を被る場合には其上官より被免又は轉任を命せらる、從つて州縣を治むるものも此反抗を恐る甚だしく統治上の緩和以て見るを得るなり、是に由つて之れを觀れば支那は專制政治の外觀を以て其の實立憲制度の行はれ居るものと認むべきなり、世人往々支那に立憲政治の實行を難するものあるも制度の裏面に伏在する事情を精査する時は、意外に其結果を收むるの

速かにして且つ良好なるものあるべきを察せらる。

第九章 教育(一)

制度の結果として教育の旺盛 場所より見たる普及 童兒教育 秀才 舉人 進士 翰林 學位主任官 教室及教師

支那が古より文字の國と稱せられ教育の盛大を極めたりしは、歴史を一讀するもの、一般に首肯する所なり、殊に唐以來官吏の採用は一に文字あるものよりし、階級制度の其間に認めらるゝなく自ら學び自ら得るのれば、今日の布衣他日の宰相たるも空望にあらざるを以て、獎勵勸誘に努力するなきも社會の大勢は滔々として學校の勃興を見るに至り、連綿として今日に及び、如何なる山村僻地に至るも咄嗟の聲を聞かざるなく、文字を見ざるなし其普及驚くべし、然れども其仔細を觀察するときは又た驚くべき事實を見出す、試に多數の集合者に向つて文字を問はんか、其能く之を知るものに至つては百に一を數ふる能はず、此點より見る時は支那の教育なるものは頗る疑問に屬し、否實際に於て其普及を認むる能はざるなり、其山村僻地に至るまで讀書者を見るは前述の無階級よりして青雲の志あるものは競ふて讀書人たるを希望するより、數の上より云はゞ微々たるも場所の上より見れば普及と稱するも不可なし、特に學問を貴重するは一種の習慣寧ろ形式と化し、義學の制は古より行はれ富豪は競ふて學舎設立の爲めに義捐して惜まず、政府の干渉を用ゐずして學舎の盛大を保つは支那に於ける特有と稱するも可なり、而も其教ふる所は儒教を根據とする讀書作文に過ぎず、歐米と交通するに及び多少之に倣ひ數學外國語等を教ゆるに至れるも、是れ唯た九牛の一毛にだも及ばず、近時に至

り盛に新學を鼓吹するも、因襲の久しき容易に其舊を棄て、新に就く能はざるのみならず、前に述べたる支那人氣質は一大妨礙を爲し、維新の困難なるは吾人の暇々を待たざるなり、要するに支那の教育は目下大混亂時代と稱すべきなり、予は先づ全般に關する概論を記し次に四川省に入り吾人の觀察を述べんと欲す。

前記に制度の條下に一言せるが如く、小村團に至るまで義學の設あり、童兒六七才に至れば之に入り又義學以外に己人に於て童兒を教育するものあり、此等皆廟寺の側又は私人の空室等を借り受け、多きは二十名少きは四五の小童を教育す、其教科は讀書習字に限る我國維新前の寺小屋なるものに勞弊すと云ふべし、又少しく餘裕ある者にありては特に子弟の爲めに一人の教師を聘する等、多少方法を異にするも教育する點に於て異なるなし、かくて六七才より十五六才に至るまで日々讀書習字に一心を込め、四書五經の暗誦より其意義の大意に通じ、作文の技を得るに至れば一年一回州縣に行はる、試験に應じ、其及第者を一府に集め試験を行ふ、此試験に及第して初めて秀才と稱するを得、一定したる禮服を着用し帽上に金色の裝飾を施すを得、其秀才たる前は悉く文童と稱し尙は幼年の際は白丁と稱す、秀才中にも監生、附生、廩生、增生、貢生の名目あり、州縣官の考試に登第せるもの府の試験に應ずるの資格を得附生廩生は廩考に及第せる即ち秀才なり、廩生は附生に比して成績優良のものにして童生の試験に應ずる際に廩保を爲すの權利を有する者にして、此廩保即ち保證を爲す場合には童生は其謝禮として金を贈らざるべからず、而して學者としての收入を得る此の際よりす、然れども此權利は五六年を経て消滅す、其時以來を增生と呼ぶ、監生は試験を経ずして秀才の資格を得るものにして、賣官既に奇怪なるに學位を賣るの制度は珍の珍と云はざるべからず、而して以上附生廩生增生監生六

年一回の試験を経て貢生と爲る、貢生は一名を拔貢生と稱し直ちに京師の試験に應ずる事を得て、之に及第すれば相當の官職に就く事を得るなり、

又秀才の資格を有する者三年に一回各省の首都に於て、京師より派遣せる正副試験官によりて試験を受く、之に及第せる者を舉人と稱し知府の官職に就くの資格を得、然れども事實は供給需用と平均せず候補知府の名目を以て終るもの多し、又舉人試験の際に舉人の稱號を得ざるも、成績舉人に次ぐものは副貢と稱へ、又副貢より一段以下なるも同じく成績佳良なるものは優生と稱す、而して優生と副貢との相違點は副貢にありては舉人に缺員を生じたる場合に於て無試験を以て舉人に編入せらるゝの特點あり、右缺員なき場合に於ては共に再度の試験を経て舉人たるを得、舉人は一省に於ける學者として尊敬せられ讀書人の半生の目的を達せりといふも可なり。

斯くて及第せる各省の舉人は京師に於て試験を受け茲に進士の學位を得、其試験の際優等なるものは天派と稱し天子親らに試験を爲す、之に及第して翰林なる支那に於ける學者として最高の學位を授けらる、即ち學者として一生の目的を達せりといふも不可なく當人の名譽は勿論一族一郷の誇る所なり。以上略記せる所科擧と稱するものにして、支那の教育と稱するよりも寧ろ支那官吏登庸の方法といふべし、然れども科擧に登第せるものは悉く官吏たるべきやといふに、事實は反對にして官吏たるもの其一小部に過ぎず、却つて其人の學力を證明する學位と見るを至當と爲すべし、従つて支那の教育なるものは此點に向つてのみ發達を極めたるは何人も異議なき所とす、今日支那に於て學者と稱せらるゝものは全く詩文に巧みにして經義に通ずるを意味す、而も此風は永年月を變じて養ひたる所にして容易に改正し得べきにあらず、而して其教育は白丁文童の際にありては、前述の家庭教師の教育及び

義學の教授又は己人の教師に就て修學するものにして、専ら讀書及び習字を授くるにあり、讀書教科書としては三字教千字文、進んで四書五經の素讀及び暗誦を爲さしむるにあり、習字は教師の手本を敷き寫しとして習ふにあり、此事は至極習字法として宜しきを得たるものと信ず、或點より云はば文字を萎縮せしむるの批難を受くべきも、手本に擬似せしめんとするものと五十歩百歩の差に外ならず斯くて大跡書字の法を辨ふるに至りて放任して習字せしむれば必ずや効果見るべきものあるべし、斯く讀書習字を専門と爲すの支那小童此二科に關して上達著しきものあるを認む。

小童教授に關しては義學と稱するも完全の教室を有せず、廟寺の一室若しくは人家の空室を以て代用するを以て、其不完全なる事驚くべきものあり、予も近來に至りては多少支那風に感化せられさまで感せざるに至れるも其渡清の當初は斯かる教室に於て生徒の衛生を損ふとなきかを疑へり、而も此等小學の教師たる人々見るに多く秀才なるべきも、見る蔭もなき服装を爲し吾人をして一見其教師たるに疑を生せしむる有様なり。此等教師は義學にあつては一年百圓位の俸給とし、私立のものは節期等に生徒の父兄より貢ぐ所によりて生計を營むにあり、茲に驚くべきは教師の生徒に對する權力とす、更に愕くは教師自己に修めざる所を以て子弟に強ひ、師弟共に平然たる事是れなり、支那人の服從的精神は第一に家庭に於て養はれ、第二に小學教育に於て育せらる、而も共に正當の服從と云はんよりは壓制非道の服從なり、支那人氣質の教育より來る思はざるべからず。

教 育 (三)

中等教育

教科及教授法

州縣の試験

府の試験

書籍と學校

難試

秀才舉人登第の名譽

科擧の制と社會教育

前節述べたる所を以て小學教育は結了し、其後の修學は中流以上にして家産ある者にあらざれば受くる能はざる所なり、多くは四五年讀書の後は生業に従事し、其一小部のみ高等の學舎に學ぶなり、夫れ最初の小童教育を受くるもの全小童の數よりいはゞ微々たるに、其一小部中等教育に浴する現況なるを以て其數の少なき想像するに難からず、而して此等中等教育希望者の爲めに各州縣儒學なるものありて訓導教諭を置くも、實際教授を爲すにあらざりて省都より來る學事に關する布達等を一般に傳布する等に外ならず、されば州縣には中等教育を施す場所なきかと云ふに、知縣の管理又は其州縣紳士の捐金を以て設立する書院なるもの、及び己人の私立に係るもの各州縣必ず二三あり、少なきも一を有せざるなく、此書院は通學少なく多くは寄宿舎に收容し初めて學校的風味を有するに至る、其教師には舉人等相當の學者あり、支那學として稍や見るべきも實際に於ては尙ほ不完全を免れざるは當然といふべし、其小學時代にありては多くは通學且つは各個教授なりしを以て、或者は一日師の下に讀書習字を爲し、或者は一日一二時を教師の側に暮す等不規律千萬なるも、中等教育に至りては寄宿舎生活なるを以て一日を讀書作文經史の調査に費し、又他事を顧みるなく全く専門的學究と化す。其教科は經史の講義及び作文を主とし、殊に作文は教育を支配する應科唯一の用具なるを以て、教師生徒共に熱注する所にして、少くも一週一回文題を出して作文せしめ、一月一回懸賞をなして其月の成績を檢す、尙ほ年末には知縣親ら考試を爲し、其可良のものに獎勵金を給する等一律と稱するも可

なり、斯く賞錢を與へて學生を獎勵せしむるは、惟り此地方のみならず全國然りと斷するを得べし。此獎勵法の善悪は俄かに判じ難きも、或る意味に於ける經濟思想の支那讀書人を支配するに至るは確かに此等教養の關する所なしと云ふべからず、尙ほ注目すべきは其文題にあり八股文試驗廢せられたるも、其情性は依然たるを以て四書五經等の一句を文題と爲す如き從來の教育法眼前に見るの感あり、既に文題雲を擱むが如し之に一刀兩斷の文章を得らるゝ筈なく、滔々數千言修辭の併列古文の結合にして、徒に浮誇心を増長せしむるの媒介たるに外ならず。

斯くて州縣の書院に學ぶ者は、一年一回の試験を其州縣官の手に於て受け、三年二回府に行はるゝ府考に應ずるの準備を爲す、此等試験は支那學生の希望にして且つ名譽の表章を得ると否とに關するを以て其之が爲めに心膽を碎くは局外者より見れば異様の感なき能はず、而して之が試験場としては府は勿論州縣皆宏大なるものを設く、寧ろ學校なきも試験場なるべからずといふ現況とす、而して其試験の狀況を聞くに三回に分ち第一回を終りて其成績を發表し翌日より亦第二回を行ひ、又其成績を發表し第三回に移り斯くて悉くを終る迄に三週日餘を要し、而も其一回試験後成績發表までは試験休止といふ有様其の優長なるに驚かざるを得ず。

縣の試験既に然り府考の狀況推して知るべし、而も一州縣にて受験の爲めに集合するは多きは二三千に及ぶ、府考に至りては六七千人の多數なり、斯くて二回の試験を経て後院考とて學政躬ら出張して考試を行ふ此考を経て秀才となるは百中二三に過ぎず、他は幾回となく試験に應せざるべからず、殊に此試験に於ては年に制限なきの結果として支那人は一生の事業として孜孜兀々倦む事なきの有様なり、試験既に右の如くなるを以て此試験を目的とする州縣の書院の如き、其不規律にして卒業等の制度なきは明かなる所とす、故に支那の教育は中年以上よりは注入的の教育にあらずして自發的教育と稱するも可なり。

殊に秀才と成れる者は進んで府の學堂書院に學ぶもの少なく、多くは書籍を以て自ら研究を積むにあり、支那に是等自習に便なる註解書其他講義書類の多く且つ需用盛なるは驚くべきに堪へたり、而して支那に學校教育の盛ならざるもの一は此註解的書籍の完全にして、自習者の獨習を妨げざるにあり、一は形而上の學問にして他人の教導に俟つの必要なきに由るなり、要するに科擧にありては註解講義に精を盡すものあるも教導者の有無によりて解得の難易同日にあらず、從つて學校は必要的に盛大を見るべきも、以上の理由は支那に學校教育の隆盛を見るに至らざりし所以とす。

既に秀才の學位あるものは三年一回省都に行はるゝ郷式に應ずるが爲め修學日も尙ほ足らず、全省の讀書人は勇み進んで此試験の來るを待つ、而して此試験の爲め省城に行く場合には州縣費中より其幾分を補助する組織と成れり、而して省都には全省六七千の秀才を集め試験を施行するの場所あり、四川省の如き古蜀漢烈皇帝の城趾に恰も小なる廡屋の併列する如き試験場設置せられ、其一室毎に受験人一人を收容し、府縣の考試の如く三回引き續き成績を發表し、同じく三四週日を費して結了す、而して其登第者は舉人として一省に其名を知られ、其文章は木版に刻し親戚故舊の間に分配せられ、其中に父母の姓名より小童以來今日迄教育を受けたる師匠の姓名從來の履歷殘る隈なく記載す、其子の人數姓名まで署するに至つては奇異の感なきにあらざるも、如何に其名譽にして儒教に所謂名を揚げ父母の名を顯すと孝の終りと云ふを完ふせるものと見るべく、其子弟に對する唯一の教訓と爲すに足るべく、支那讀書は半生の目的を達せりと云ふも是が爲なり、秀才の場合に於ても其文章を刻して知

人に頼つ事あるも、舉人の場合の如く業々しきにあらず、而して此等の及第者は親戚知己を回禮し、親戚知己亦た之を祝賀し議會に次ぐに譚を以てするの風あり。

秀才舉人の登第實に名譽なり、當人の得意一族の喜悅思ふべし、然れども其間に多少の情實蟠るものあり、情實なしとするも登第者は試験官に金圓を納めざるべからざる習慣存する怪訝に堪へざるなり故に一度秀才たり舉人たるの人は意外の出費を要し、到底貧者の企て及ぶ能はざるものあり、前きに支那に階級制度なきは支那人の爲めに慶賀せざるを得ざる所なりしも、此貧富の階級は支那を支配する最大原因を爲し、貧者は遂に起つ能はざるの境遇にあり、支那の眞の改革に志すの人道般の消息に留意するを要す。

以上一省に於ける従來の教育状況を述べ終りたるを以て、新教育の方面に筆を移さんとす、其前一の記せざるべからざるは、此科舉が政府の政策を實行せる以外に社會教育に偉大なる効果を奏し、現に今日に於ても其恩澤の大なるものあるを忘るべからず、即ち州縣の試験に於ては其州縣の邊隅に居る搆ふるもの、子弟をして、一年一回一ヶ月間其州縣の城下に於て未見未知の新知識を得、二年二回の府の試験は各州縣に散在する青年子弟をして府城の状況を知悉せしむるの便を與へ、進んで省の首都に於ける試験に於ては一省の精粹に接するを得て、全省の文運改進に鈔からざる功益あるは吾人の信じて疑はざる所なり、更に進んで省外に出で京師の試験に應ずるが如き場合には四川省の如きは幾多の道程を経ざるべからず、如何に無神經無頓着の者とするも其間に得る所大なるは明かにして、此等の人々の往返は中央の状況を浴く僻遠の寒村にまで傳ふるを得て、初めて行政の圓滑期するを得べく智識の普及語るべし、此點に關して今日科舉制の全廢は惟り行政統一の上より不可なるのみならず、普通

智識傳播の上より多少考慮を要すべき點なるを認め、學校にして眞正の目的を達するに至らば、此等變則の法に依て智識の普及を計る必要なきを以て、要は過渡の時代に於て良案を企劃するは當局者の責任なるを信するもの也。

教育(三)

新教育 突飛なる學校設立 新學物與の状況 武備學堂 高等學堂 東文學堂 師範學堂 英佛語學校 教育の温
亂 教師缺乏と日本 留學生の派遣

幾度か外國の刺戟を被り幾度か覺めんとせし老大國の迷夢も、千八百九十五年の失敗に漸く覺醒の緒を開き、康有爲は破格の拔擢を被り、諸般の改革を企劃すると同時に、又新教育の必要を唱へ北京に大學堂を起し小學より大學に至るまで系統的の教育を施さんとし、全國各省にも同一組織の大學堂を設立するの企圖なりしも、當時康有爲の改新を喜ばざるの徒、西太后を擁して反對の氣焰を高め、康有爲を信任して事を委ねたる皇上は幽閉せられ、康有爲以下改革に參與せるの徒は逐はれ革新の事業悉く中廢せり、惟り教育に關する事のみ依然繼續せられしも、康有爲等の劃策せる精神は全く除去せられ其名のみを存するの有様となれり。

其後北清事件となり各國の聯合軍は北京に進撃し皇上西太后は西安に蒙塵し、其間幾多の辛酸を嘗み徐ろに悟る所あり、邦家の富強を齎するは人材の養成にあり、人材を養成するは學校教育を措きて其途なしとし、上下悉く新教育を唱ふるに至り、突如として上諭下り全國各府州縣學校の設置を命じたり、而して北京には管學大臣を置き北京大學を管轄するの任に當れり、既に中央教育熱旺盛を極めた

るを以て、各省亦た風を望んで學校設立を爲すに至れり、然るに當時未だ教育の方針制度等一も規定せらるゝならず、各地の學堂は漫然設立せりと稱するも不可なく規則の混亂名狀すべからず、其後劃一の教育制度管學大臣の手に於て制定せられたるも、一方には既設學堂を律するの困難と、一方は張之洞袁世凱等有力者の反對ありしを以て、管學大臣の成案は一も實行せらるゝなく、其儘に放任せらるゝの止むなきに至れり、茲に於て西太后は更に張之洞及び管學大臣に命じて規則改正を爲さしむ、光緒二十九年の末に上奏裁可を経たるもの即ち是なり。

北京に大學を置き各省の大學は其名を改めて高等學堂と爲し、府に中學堂を設け縣には小學堂を置く事とせり、尙ほ其下に蒙養學堂と稱して尋常小學校と設立する事とし、頗る整備せるものと謂ふべし、斯くて此規則を發布すると同時に新學堂は各所に設立せらるゝに至れり。

今四川省に就て新學勃興の状況を見るに、新規則發布以前即ち前の漫然たる上諭に従ひ設立を爲せるもの二あり、一は瀘州經緯學堂にして後川南師範學堂と改め、日本人を聘して新學の教授を開始せり一は永川縣達用學堂と爲す同じく日本人を招きて經營を托す、前者は光緒二十八年二月開校し、後者は同年六月始業式を擧ぐ、其年十一月成都武備學堂を設立し日本教官を招聘し武備新教育を開始す、既に二十八年に於て外人を聘して教授を托せる學堂三個所あり、各州縣競ふて之が設立を企劃するも經費の支出難きより外人を招く能はざるものは、支那人中多少新學の素養ある者を招きて教授を托する等、新學の形式を備へたるの學堂は雨後の筍の如く各州縣に設立せられたり。

殊に二十九年新令發布と同時に成都に高等學堂設立せられ、未だ中小學堂の開始なきに我國の教習は聘せられ、二十九年十二月開校す、其設立と同時に東文學堂は起れり、是れ日本に留學する者をして

豫め東文日語及び普通智識を授くるの目的を有するものなり、其他同年武備堂は教官の増聘を爲し益々收容の生徒を多からしめ、越えて三十年に至り英佛語學堂を起し師範學校を設置する等、省都に於ける學堂の盛況未曾有と稱すべし。

殊に武備學堂は四川駐在の我國武官の設計を得て新築せるものにして、校舍規模大小の差こそあれ我土官學校の俤を認むるを得べく、流石に省城の校舍たるに恥ぢざると云ふべく、高等學堂は之に倣ひて設立せる所其結構相似たり、東文學堂は舊校舍を改築せるもの前二者に比すれば固より同日の談にあらず、然れども學校の性質より云ふも寧ろ當然と稱すべし、師範學堂英佛語學校共に三十年に至りて新築せるものなるも其規模武備學堂高等學堂に及ばざるや遠し。

斯くて新學の校舍は林立せり、此等を管理するの學務所は設けられ、北京政府より來る教育に關する命令規則は悉く府州縣に傳播せられ、上の令する所下之に倣はざるべからず、各地等ふて舊堂を壞ち新校舍を設立するに日も尙ほ足らず、其大小の異こそあれ州縣として之を見ざるなし、此現況を目標せば四川省の教育の整備驚くべきものあるを思はしむ、然れども翻つて其内容如何を顧みる時は其混亂紛雜の想像像以外のものあり。

何ぞや未だ新學の何たるを解せず、普通學の何ものたるを知らざる生徒を驅つて直ちに武備教育を施さんとす、一の教授に十の説明を爲さざるべからざるは當然の事にして、而も教官と生徒との間に意思を通ずるは通譯に待たざるべからず、通譯教授の困難は世人の知悉する所、通譯者にして教授者の授くる所を解するに非られば到底十分なるを得ず、幸に邦人は漢文を了解し尙ほ多少支那語の素養ありたる人なるを以て、吾人の思惟する如き苦痛なく殊に武備教育は多くの點に於て實行的なるを以て

被教育者を解得せしむる容易に属するものもあるも、轉じて高等學堂に見んか名實相反するの奇觀を認む、由來高等學堂の性質並に北京政府の制定する所のものは系統的なり、組織的なり、蒙養學堂を経て小學堂に入り、小學を卒りて中學に往き中學を出で、初めて入學し得べき順序なるに、事實は顛倒して設立せられたり、支那人の形式拘泥の弊は明かに認めらる、隨つて招募に應じて來るものは秀才以上にして、支那學に頭腦を固めたる舊學生なり、一度固定せる頭腦を新に開發するの困難は勿論到底規定の科目を教授すべからず、地方の中學堂と教科に於て選ぶ所なく、名に迷ふ人を喜ばしむるの外殆んど其實なからんとす、而も教授難は武備學堂に過ぐる大なるものあり、然れども是れ忍ぶべし順序轉倒の弊は地方の學堂に及ぼせり、中央にありて比較的新智識に富む者此の如き失態を現出ず、況んや地方官をや上官の命する所惟々諸々校舍を新築し生徒を募集するも、之が教授の任に當るの人なく外形のみ改まり實質は同じく舊學を教授する如き奇異の現象を見るに至れり、茲に於て學務處も驚き各州縣より日本留學生を選派し應急の法を講せざるべからざるに至れり、其他師範學校の設立皆此教師を補ふの必要より起れり。

然り此等の錯誤は過渡時代に於て免れざる所にして、惟り當局者を責むべからざるものもあるも、萬事受負主義に流るゝの結果茲に至れるものと云はざるべからず、殊に自大主義の弊として人言に耳傾くるを欲せざるに出づるなり、夫れ既に過去に屬し又追ふべからず、乞ふ刮目して此等機關の活動を觀んと欲す。

教育(四)

教育制度の矛盾 當局者の無責任 支那改革難 招聘外人に對する措置 従前の歐米教育 日本教育の手腕如何

既に上述する如く教育機關は整備せり、而も矛盾は現出せり、何ぞや舊來の科舉制度は依然として存在する事なり、其結果は奇怪の現象を生ず、即ち新設の校舍に學ぶもの舊來の試験期來る時は相率ゝて之に赴き、新學堂爲めに休校せざる可らざるの己むなきに至る、而も世人は之を見て平常の事と爲す、斯くて重要な冬季に於て二三月の廢學を爲し、從來熱心に聽講し稍や新學に傾けるの頭腦は之れが爲めに全く破壊せられ、次學期に出席するものは新たに教授すると同一の程度と化す、若し新學教授者にして漫然事に従ふに於ては休日多き却つて慶ぶべき現象なるも、苟も教授の効果を見んと欲するものにありては痛苦の極なるのみならず積日の教授無効に歸せしめ、生徒の頭腦を擾亂して將來の目途を誤らしむ嘆せざるべからざるなり。

夫れ未熟なる頭腦が急激なる新思想に刺激せられ、爲めに着實なる判断を爲す能はざるに至るは自然の勢と云ふべく、即ち新教育を受けたる身を以て舊社會に處する不如意の續出するは當然にして、不平鬱勃正業に従事する能はざるに至るは自然の數なり。

是れ當局者の新學を設立するに當り豫め期待せざるべからざる所にして、而も熟慮再三にして尙ほ此矛盾錯誤を見るは、全く支那政府今日の措置を見るに首尾兩端を持して事を斷するが如く、自ら弊害を醸さんと擬するにあらざるかを疑はしむ、即ち新學は形式に設立せられ、其將來に關しては寸毫の企劃なく、支那人一般の希望する官吏登庸の途は、却つて舊學の講習より得らるゝに於て學校は全く

床飾りの観なきを得ず、而も支那學生に前途を遠觀するの明ありて目前の成敗に頓着するなく新學を攻究するの識見おらしめば、此矛盾の制度を憂ふるに足らず、却つて高識卓見の士のみを集むるを得るの便利あるも、事實は全く反して舊學にて進歩望みなきもののみ來り學ぶの有様となり、舊學は俊秀の學ぶ所にして新學は魯鈍者の集まる所とせば、數億千金を投じて設立するの學堂は全然無意義に終るなきを保せざるべし。

而も當局者の語る所を開かば理屈の如き不理屈を繰り返すのみ、曰く新教育にして人物を出さば相當に採用の途を開かんと、前には一目瞭然たる人物輩出の途を塞ぎ其到底出でざるものを登庸せんと擬す、枝根轉倒前後矛盾の説と云はざるべからず、此の議論を頑迷の老官に聞くに於ては未だ怪まず、堂々たる全支那に其人ありと稱せらるゝ新學輸入の率先者にして尙此説を爲して怪まざる今日、支那教育の成果を見る前途遠慮と云はざるべからず。

殊に一顧を支那學生の上に拂はんか寒心に堪へざるもの多し、列強は日本が僅々五十年にして列國と伍して一步を譲るなきに至れるに驚き、今其國民の銳氣を提げて同文同種と稱する支那人を教育す、若し此大國にして五十年の後我國と同一の通歩發達を見れば、是れぞ凶奴成吉思汗の再生を來すものなりとなし、黃禍の説一度出で、歐洲を震懼せしめたり、然れども吾人は大白を擧げて白人の萬歳を祝すると同時に、支那人の前途を悲まざるを得ず、歐米の黃禍説は杞憂なり支那學生も亦支那人なり、前きに記述せる支那人氣質は肺肝に刻まれたるあり、之を眞實に改革するは三年五年十年二十年の業にあらず、一代二代の繼續事業たるは吾人の確信する所なり、若し此の確信當らずして二十年の歲月能く面目を一新するを得ば、惟り支那人の幸なるのみならず東亞の福祉なり、然れども予は支那改革

を以て全く望みなしと斷念するものに非らず、四億萬中志士乏しからず眞に世界の趨勢に通じ自己立脚の位置を知らば、手に唾して起つての徒必ずや數ふるに足るものあらん、若し此等の徒度量を恢宏にし吾人同胞と事を共にせば頽勢を未倒に回す強ち難事にあらざるべし。

惟だ支那が外人招聘の眞想を見よ、是れ敢て今日に始まれるに非らずして、遠く乾隆帝が數理天文を輸入せんが爲めに天主教の宣教師を聘して司天局長と爲せる昔より、文華は自己を中心と信せるを以て、其聘する所の人をして自由の手腕を振はしむるを得ず、乾隆帝の英主にして此事尙は不可なきも其後の人に於て自己は之を自由に指揮命令して力を伸べしむる能力なく、而も英主の舊慣に働はんとす其愚咄ふに堪へたり、見るべし三百年前既に西洋の文化に接し、西洋人の招聘を敢てしつゝ、教育依然たるもの、西洋人の手腕なかりしを咎むる以前に於て、支那人が無意義に外人の權利を束縛したる事、實に其主要因由を爲せるを思はざるべからず、而も當局者多く意を茲に留めず、單に西洋人の支那人教育に効果なかりしを目撃して、日本人を雇聘して之に代へ試験的に其効果を比較せんとす、今や全く其試験中にありと云ふも過言にあらず。

而して西洋人が牽束の結果手腕の伸ぶべきなく、獻策する所は悉く容れられず、不平の極は自ら其苦境に立つを避け、單に語學の教授と化せるもの當然にして、吾人亦同情を寄するに躊躇せざるなり、翻つて今日多數に招聘せられつゝある日本教習は如何、同じく自由行動の束縛を被り一定の職務に限られ其意見の採用せらるゝ所とならざるは西洋人と異なるなし、殊に法令政治の下に教育せられ規則的習慣に養成せられたる同胞が、寺小屋類似の放任教育に慣れたる者を教へ、殊に風俗を異にする國民に對す、其意に充たざる多きは固より其所にして、改正を促すも面前惟々諾々として實行を見る能

はざる際、不平勃々として生じ稍もすれば犬猿管ならざるに至るの例に乏しからず、かくて日本教習亦た歐人の覆轍を蹈むなくんば幸なり。

然り外國教習をして十分の手腕を伸べしめず、随つて其効果を收むる少きものは罪支那當局者にありと雖も、亦た從來招聘の歐米教習なるものを見るに、決して完全なるものと云ふべからず、多くは宣教師の職務を兼ねたるものならざれば税關等の老吏にして、前者は宗教上に關する智識は缺くる所なしとするも、一般を教育するの智識に於て必ずしも信用を置く能はざるものあり、冗んや老朽官吏の如き教育者として重きを爲す能はざるは當然の事と爲す、滔々相率ひて語學教授を爲すの専務と化せる寧ろ其所とす、世人往々此間の消息を解せず歐米人の單に語學を教授するのみなるを見て、彼等は支那の開明に赴くを欲せず故意に學術教授を避け自己の手足を作るに最も便利なる語學の教授のみに熱注すとの誹言を發せしむるに至れり、然れども公平なる判断を下すに、彼等は其一部を除く外全く其任に堪へざるものと見るべし、如何に愛國の念強く且つは利益心に驅らるゝあるも、師となり弟と爲る其間に一種の愛情起り、子弟の進歩を望むの切情は自己の性を矯めて事に従ふ等爲し得る所にあらざるなり、此等を綜合して思考するに、從來新教育の不成績は其實の一半は外國教習に於て頼たざるべからざるを信する者なり。

轉じて現在其任にある日本教習を見るに、數に於て固より同一にあらず、前きには四川省の如き一人の歐米教習なかりしに、現今に於ては日本教習十數名に上るの盛況其他省皆之に準ずるの有様なれば時代に於て氣運に於て同日の談にあらず、加ふるに新進氣鋭の教育家を以てし同文の恩恵は遠く歐米人の預るを得ざる便利を有し、義侠の熱血を以て事に當る其成功疑ひなきに似たり、然れども一の注

意せざるべからざるは支那人と云ふ大問題なり、吾人の考慮よりする時は義侠的精神を以て事に當る時は人生意氣に感ず、行ふて成らざるなく施して効なきはなしと信するも、支那人は精神の根本に於て吾人と同じからず、己を以て人を推し教育に従はんとす失望に陥る當然と謂ふべし、殊に支那人は長く專制の治下にありと雖も、前章に於て縷述せる如く事實は自治自由放任の民なり、形式を重する一部のみを以て其精神までを忖度するは早計に失す、吾人同胞が維新前形式實際共に壓制の治下にあり、維新後亦た法律政治の渦中に生活し、習慣は自ら知覺すると少なし、其定規を直ちに移して以て干渉に加ふるに干渉を以てせんとす、失敗に終るなくんば喜ぶべし。

夫れ干渉は對手をして厭嫌の念を來さしむるは吾人の贅言を待たずして明かなる所なり、茲に於て吾人は同胞の熱心却つて事を破るにあらざるかを疑ふものなり、然りと雖も反對に放任のみを事とせば西歐人の二の舞たるに終る當然にして、過不及なく中庸を持せんとす、其至難筆紙の克く論じ得べき所にあらざるなり。

教育(五)

女子教育 古代の女學 女子無學の貧弱 女組の教育 重慶女子師範學堂 歐米人設立の女學校 支那女學の前途

遼遠

以上事實に鑒み卑見を加へ支那教育の概要より四川省に於ける状況を論述したるも、是れ其一方面の男子の教育に限れり、社會共存の上より相俟ち相助けて進歩せざるべからざる女子教育は今日如何の状況にあるや、女子の無學を以て美徳と信するの國、其發達の幼稚なる固より其所にして、一萬の女

子中能く讀書し得るもの二三を數ふるに過ぎずと云ふ、光緒二十九年初めて重慶に宗教以外の女學校設立せられ、其開校に當つて支那女教師の演述せる所大に支那女子教育の古今を盡し、吾人の所見と一致する節多きを以て今左に之を譯出せん。

昔は女子が十歳になりまると女教師に就て學問したもので、吾國に女學のありましたのは古い事であり、それだから其時分には上は后妃夫人より、下は士庶人の妻女に逮ぶまで、或は才徳を以て稱せられ、或は貞順を以て著はれまして、其節操達識男子に比べて劣らなかつたので御座います、其後になりまして形式の末に拘泥するの人々及び物を知らぬ人達が、才なきは女の至徳とか男は尊くして女は卑しきものであるなど、つまらぬ説を唱へまして、女子に本を讀ませるのは女子を生意氣にする許りである、字を知らば却つて禍を醸すなど、惟だ其白山を束縛し心も伸びぬ様に致しまして、女子を養ふを以て奴隸でも養ふ積り、之を愛するは花や鳥でも愛玩する様の考で居られ一方には牝鷄晨を司るは宜しからずなど云ふ事を楯にして、正義は少しも顧みず、反つて無能のものを美德と稱揚し、其結果女子の精神の注ぐ所は着物や頭髮を飾る外には何の考もなく、終日を夢の如くに送り、男子の養ひを杖とも柱とも頼み、獨立の生活など思ひもよらぬ事である、斯くて男子の手組ひとなり、男子の意思を薄弱とする位の事はまだしもとして、最も大切なる兒女を教養するの道を知らず、惟だ一種の鴛鴦嫉妬の性質と成り而も之を子女に遺傳し、度し難きものを養成するに過ぎません。

妻が考へますに今日吾國腐敗の原因は、主として女子の無學に由來すると思ひます、東西各國皆女學を重じます、今日吾國にも才女名媛決して少くは御座いせん、進んでは泰西の文明に浴せんこと

を希ひ、廣東江蘇浙江諸省の如きは財力を竭して女學を開き、或は萬里を遠しとせずして筈を日本に負ふものあります、是れ皆吾國女子を今日の狀態より擠ひ出そうと云ふ熱心に外ならぬのであります、孱弱婦人の身にして國家を救済するの大決心を以て事に當りまするは、實に偉人の舉動女丈夫の行爲と申さねばなりません。

吾が四川省は僻隅に御座りまして、婦人は盲者か雙者の様に、何の智識もない有様、而も有識の士が女學を興すと云ふ企てもなかつたので御座います、間々坊間に女館がありましても三四字の韻語又は四書とか列女傳等を習ふに過ぎません、素より大義とか時事とか家庭教育とかを知る筈も御座りません、右の始末とて稍もすれば荒誕無稽の小説又は淫卑の俚言を解するに止るので、女子の責任を解するものを養成することが出来まじうか、逆も望みなしと申さねばなりません、そこで時務に明敏の人達が之を憂へられまして、重慶の天足會友と相籌つて此學校を創立致されました次第であります、固と此學校は民智開發を主眼とし女子を教育致しますので、重慶師範學堂と名けましたので御座ります、其目的は責任を盡し得る女子を養成するにありまして、入つては子女を教育し里閭を教化し、漸を以て推し擴め全國の婦女をして皆學問の必要なるを知らしむる事であり、是を天足會が女學を主唱する本意で御座ります。

近頃上海廣東等に有士の女子盛に自由平權の説を唱へまして、吾國千餘年來男尊女卑の弊を矯めんとして居りますが、本學堂は初めて開きましたので家政教育の學を講ずるに過ぎません、況して生徒の程度も低いので前申しました女丈夫の方と肩を並べて行かうと云ふ事は出来ません、只だ妾達は一意學術を修め決して倦まず怠らず、實踐躬行して將來夫を助け子を訓へ國民として恥かしから

ぬものを養成し、後進を嚮導し女學を振興致させまして、二億の用事なき女子を化して皆それ／＼役に立つ様に致しますのは、取りも直さず平權の義を振作する譯で御座いますし、若し區々たる作詩唱歌の末技に走り、又自ら學識あるを恃みとし、夫や姑を凌辱し或は男子と抗争する如きは自由平權を誤解したもので、決して文明人の舉動とは申されません、是等は妾其の忌み嫌ひます所で皆さんも御存知と思ひます。

只今重慶には數ヶ所に女學校が御座りますが、皆西洋人の設立致して居りますもので、只だ奴隸の性質を養成して他人に使はれる様になりますので、妾共は甚だ面白く感じません、本學校は全く之と異つて居ります幸に御混同なき様願ひます、序に申して置きますが本學校の教授法はたゞ講義を致しまして速成を期します次第で、暗誦に重きを置きません、且つ過失がありましたも教誨するのみで、男學校の如く嚴罰に致しませんから皆さんが入學なさるに非常の便利で御座ります、併し脂粉を塗飾する等の事ばかり致して學律を守らぬものは已むなく退學致させます、若しそう致しませんと他の生徒にまで悪影響を及ぼす事となりますから御座ります、何卒皆さんの御省慮を願ひます。妾は取るに足らぬもので才徳學問年齢から見ましても、十分なるものは御座りませんのに、今本學堂の教師を拜しまして實に慚愧の次第であります。

たい皆さんに望みますのは登校後は日夜御勉強なされて、本學堂の名譽を揚げらるゝ事に御盡力願ひます、尙ほ朋輩間は其富めるものと貧しきものとの差別なく、姉妹と同じく相和順して其性情を養ひ、勤めて其身体を健康に致し學問で智識を磨き、立派の婦人たるを希望致します、萬一にも富者自ら驕り貧者自ら諂ふ様の事を致しまして、互に相欺侮して學業を專一にせぬ様の事があつては、

内は女學會の厚意を空ふし、外は社會の譏を招く如き事ありましては面目ない次第で、最も皆さんの御注意を願ふ所で御座ります。

滔々數千言堂々たる男子をして愧死せしむるの意見と抱負とを披瀝したるものと云ふべし、由來吾人の眼中支那婦人なく、一に男子の醜弄物たるを信する者此言論に接して一縷の望あるを感せり、然れども男子の教育未だ彼の如くにして、東洋諸國の風習上より見るも未だ支那に女學隆盛を致すの近きを待つべからざるを知る、殷殷たる理想の下に開校を見たる重慶女子師範學堂、其後の消息杳として聞く所なきもの寧ろ自然の趨向と認めざるべからず、然れども支那改革の根本支那教育の基礎女子教育に俟つものあるは喋々の辯を要せず、如何に男子の教育進歩發達するも女子今日の儘に放任せらるゝに於ては、革新の事百年河清を待つと一般到底期し得べき所にあらざるなり、而して四川省に於ける女學如何と顧みる時は、宣教師少數の女子を教育すると若干の女館にて古書を授くるの外、一も教育と目すべきなし、女子教育の前途遼遠なりと云はざるべからず。

教育(六)

書籍の教育 新聞雜誌 府縣報及啓蒙通俗報 重慶日報及成都日報 新聞雜誌案の前途 宗教的教育

學校教育以外に著書の勢力に依つて支那學者が偉大の修養を積みつゝあるは前章既に述べたる所なるも、由來支那は哲學的書籍に富み、口進月歩の科學乏しきの結果、新著述の社會に著はるゝ少なく、又其一旦顯はれたるものは翻刻註譯精に入らざれば止まざるの觀あり、従つて世界三大發明の一と稱せらるゝ活字は、支那に於て創始せられつゝ却つて支那に於いて其利用を認めらるゝなく、舊式の木

版印刷の一般に採用せらるゝもの妙と云はざるべからず、既に書籍の出版に於て二三世紀以前の方式に則るの有様なれば、新聞雜誌等近世文明社會の一大利器は其運用を試むるもの甚だ少し、今日支那に於て新聞雜誌の發兌を見るは、僅かに開港場其他の大都會に於ける少數なるもののみなるは、以て社會教育程度及び萬般の事情を推すに難からざるなり。

殊に後れて文化に接したる四川省の如き、光緒二十九年重慶に廣益叢報なる旬刊雜誌起り、續て省城成都に啓蒙通俗報及び官報の發刊を見るに至れるも、何れも幼稚にして社會の耳目を以て任じ木鐸を以て推すべからざるは悲むべきなり、恰も我國の講義録に勞瘁たるものあり、殊に上海其他に於て發刊するものより轉載を事とする狀況なれば、新聞雜誌の目的は爲めに大部分を抹殺せらるゝの傾あり然れども此等定期刊行物が全般に愛讀せらるゝに至らば、其德澤淺少ならざるものあらん、然れども其實情を聞くに何れも賣行微々たるものにして、渺滄海の一粟と云ふべく、最初論報の起り幾何もなく廢刊の不幸を見たるもの、全く讀者を得るの難さに由來したるものと云はざるべからず、夫れ時事を知らしむるは統治難を生ずるの基にして、政府の最も嫌惡する所なり、而して又讀者たるべき中等社會は、一意舊學の研鑽に汲々として他を顧みるの暇なく、相俟つて新聞雜誌類は全く支那に認むるを得ず、活版事業も盛大を致す能はざりし故ありと謂ふべし、光緒三十年(明治三十七年)の末期に至り同胞の經營せる重慶日報なる日刊新聞起れるも、時勢の牛歩は其發育に偉大なる困難を與へ現に其逆境に苦みつゝあり、重慶日報の發刊に次ぎ、成都官報局は成都日報を刊行せるも其体裁重慶日報の新聞的なるに比すべくもあらず、是れ私立の前者世に歡迎せられ利得に關係せざる成都日報と對抗するを得る所以なり、然り兩者共に經營に困難なるは其内情なるべし。

然れども此の現象を目して直ちに悲觀する勿れ、英雄時勢を成すにあらずして、時勢英雄を生めるなり、社會の進歩に伴はざるの事業は其成功を見るまでに幾多の辛酸を経過せざるべからず、其苦楚に堪へざる者は廢滅の不幸を招ぐ眞に其所と云はざるべからず、而も其生存競争の渦中に投じ社會と推移せざるべからず、是れ事業を起さんと欲するもの先づ其國の文野人情風俗を知悉するを必要とする所以なり、支那は今日新學の輸入に狂するが如き有様なるを以て、支那に於ける新報も稍講義録の体を備ふるに至る一證と見るべし、若し數年の後教育普及し習俗一變するに至らば、新聞雜誌の發達今日の比にあらざるべし、然れども斯かる定期刊行物の發達と否とは繋つて當局者の方寸にあり、支那の如く定期刊行物に對して同じく非常の郵税を徵收するに於ては、其發達を阻礙する尠少にあらず、現に支那郵税の不完全にして外國郵便の支那内地に入るや再び重税を課せらるゝ如きと稀ならず、且つ朝令暮改一定の標準なき有様なれば、定期刊行物の刊行隆盛を期し難きは明らかなる所とす。

新紙は新思想鼓吹の機關として一日も缺くべからざるものなり、今や海外に蓋雪の苦を積むの學徒歸國して舊思想と衝突して志を當路に得ざるや、此の機關を通じて社會に起つもの多かるべきを確信す此際に當つて過渡時代に於ける大混亂を來すは免れざる所なるべし、殊に思想よりも文筆に力を致す支那人なるを以て一層なるものあるべし、然り青年の間に革新の氣充ち新聞雜誌を利用して盛んに社會教育の任に當らば、學校教育に優る効果を擧ぐる期し難しと云ふべからず、尙ほ著書も從來の翻譯書以外適切なるものを出版せらるゝに至らば支那教育初めて語るを得べし。

以上支那に於ける教育の大要殊に四川省の教育に關して述べ終りたるも、茲に逸すべからざるは宗教的教育と爲す、之を分つて二と爲す一は佛國人の經營に係る天主教、一は英米人の司る福音堂の教育

と爲す、全省二者教導の跡歴然として認むるを得べし、尤も目下の形勢を以てすれば福音堂の勢力は天主教の久しき以前より經營したる教化に及ばずと雖も、到る所として兩者の信徒あらざるはなく、其教化の普及に驚かざるを得ず、彼等宗教の熱誠茲に至らしめたるも、山海萬里四川の山間に入り有らゆる不自由と有らゆる苦痛を忍び、隱然一勢力を作るに至りたるは敬服の外なし、吾人嫉視の眼を以て彼等を見るにあらず、彼等と共に支那人の開拓に従事するを喜ぶものなり、然れども物同時に同一所を愼充する能はざる如く、彼等の宗教的教育と吾人の日本の教育とは時に相容れざる事あり、其間衝突の免れざるものあり、而も吾人勢力布殖には教化を以て偉大の効力あるを確信するものなれば、吾人之前向つて相當の調査と研究とを拂はざるべからず、然れども予は後章に宗教を觀察するを以て、節を改めて其條下に詳述せんと欲す。

第十章 宗 教 (二)

宗教心 無信仰と革命 拜物的精神 黄河の發ひたる宗教心 天子の稱 神と人との連絡 現在主義と宗教 倫理
上の格言解釋 康熙帝のカソリック教親

前章人情を研究するの條下に於て既に四川人の宗教心に關する概論を終りたれば、今新に項を設けて記述せんとするは、聊か重複の感なきにあらざるも、由來宗教の研究は其國民感情思想の精を知るものにして、吾人は之が觀察を忽がせにすべからざるを思ふ、夫れ信仰なき社會は危險の社會にして人心一度懷疑無信仰の淵に沈まんか社會の紀綱は忽ち壞頽し、天下は紛亂錯雜を來すべし、世に革命家の生ずるもの亦た無信仰の結果と認めざるを得ず、吾人は過渡時代の教育は革命の分子と養成する

原因を爲すと一言せるも、更に支那人の信仰心乏しくして、換言すれば眞正の宗教心なきより來る革命を生ずるは豫言するを得べし、新教育の舊社會に容れられざるは偶々其導火線たるに過ぎざるべし、由來支那民族は實際的人種にして想像的人種にあらず、南部人種比較的想像的なるも實際的なる北部の勢力は常に南部を壓せるを見れば、其感化を被る多きは喋々を待たざるなり。

支那人が上古にありて他國と均しく祭天の風習あり、天を以て神靈視したるは明かに認むる所にして此の祭天の因つて生ずる所以はその宗教的觀念に在ること言を俟たず、蓋し鴻荒の世草昧の民草木森々猪鹿豚々たるの山野に住居し、狩獵を事とし天然の産物を資りて僅かに生活せし間と雖も、外界の景象天の宏大なる地の悠久なる一種不可思議なる觀念を喚起せしむる疑なき所にして、其後文化漸く開け生活方法亦た進み、一轉して農業時代に入り群居して社會を形成し、播種耕耘天地の化育に基かざるものなきを知るに至れば、其恩恵の洪大なるを感謝し、又時に水旱風雨の恐るべきに遇へば其災厄の非常なるに畏怖し、一種不可審議の感念は愈々其度を高め、蒼々たる天上には大地を主宰するものあるが如き感起り、遂に神靈なるものを想像し以て信仰の度を増し、其他山岳の壯嚴河川の津々たるより草木禽獸及び不時の自然現象に就ても、超自然勢の存在を信じ依つて諸神を造出し、之を有形視し彼我の聯絡を設け、自己の願望を現實にし凶禍を下さうらんことを求め、祈禱犠牲等あらゆる方便に因つて其歡心を得、攘災禱福是れ務め、若し無事に收穫し得たる時は祭祀を營み、他日の責罰なからんことを豫期するに至りたるは、洋の東西を問はず何れも最初の人種が拜物教にして、その最上の神靈と天と爲せし事疑ひなく、支那人も太古に於てすべて神の存在を信じたり。

右の順序に於て宗教心の發動するは惟り支那人に於て之を見るのみならず、世界一般の民人然りと斷

するを得べし、然り而して今日各國に見る如く、宗教觀念の異同神靈の相違を來すもの、全く四圍の境遇に支配せらるゝとの説に賛せんと欲す、されば支那人の宗教心が其後如何の變遷を來し、今日如何の狀態に在るや、殊に本書の主眼とする四川省は如何の状況にあるや請ふ序を逐ふて之を観察せん。支那人が五千年前國を黄河々系の沿岸第四紀層土壌の上に建て、風物荒寒地味豊饒にあらざるなきも時々受くる所の水害は滄桑の變を免れず、加ふるに曠野千里滿目遮るものなく、徒らに穹窿蒼々として四際に垂れ、長へに濁流を送るの黄河は乾涸すれば積砂數里北風黃塵を捲き、一朝漲溢すれば幾千萬の生靈と幾億萬の財産とは流亡跡を止めず、後世に至り治水の術進歩して尙ほ之を如何ともする能はざる有様より推せば、その人智未だ開けざる時代は問はずして知るべきのみ、かの唐虞の大洪水其他幾度か被りし大汎濫が、如何に人民を驚愕畏怖せしめ、神靈を想出せしめしか一考して尙ほ思半ばなるものあらん、斯くて養成せられたる敬天の思想寧ろ畏天の觀念は、巧みに主權者の利用する所と爲り、祭政一致の政治を産出するに至れり、主權者即ち帝王は一般民族の畏怖崇敬する天の子にして民族と天とを聯絡支配する絶對的威力を有するものなるとの觀念を生ずるに至り、此觀念は子を経て孫に傳はり一の信仰を成し、帝王亦た自己が天より附與せられたる特權を確信し、天を祭り民心を維持するを以て主權者の専務と爲せり、此等の事實は支那の歴史を繙かば枚舉に暇なからんとす、天子の號の如何に尊敬を意味するか、其他天吏天位天職等の稱號皆之を天に藉るにあらざるや、堯舜禪讓の時も之を天に薦むといひ、湯の武王殷を倒す所の命する所と宣言せし如き以て敬すべし、而して此遺傳的浸染は次第に變じて先天的觀念となり、拜物思想は固定せらるゝに至れり。然れども翻て支那人間に行はるゝ、而も盛に行はるゝ禍福吉凶の卜占は、明かに神と人との間に連絡

交通あるを確信するものと云はざるべからず、即ち人は自然現象に對して多少の制限を加ふるを得ると信じ、天を畏れつゝ一方には其意に合せんとし、卜占以て神意ある所を知らんと試みしなり、否現に支那人多くの思想此にありと云ふべし佛人マフィット氏支那文明論の著書に於て「敬天の祭祀は支那文明の心理的基礎なり」と論断せしめしは、這般の消息綜合より來るものと見ざるべからず。

而して支那に於ける宗教上の觀念は、年代を経たるに拘らず其根本たる拜物的臭味を改むるなく、依然として敬天の系統を引ける根據の上に立てり、殊に吾人の支那人に眞正の宗教心なしと斷ずるもの、支那人の現在主義にして未來の觀念頗る乏しきものあるを以てなり、是れ一は儒教の現世的なる感化を受くる多きに由るべしと雖も、一方に於て拜物主義は確かに現在主義と一致する所なり、兩々相俟つて今日の支那人精神を作成したるものと云はざるべからず、由來東洋人は宗教心薄弱にして個人道徳に缺くるあるは西洋人の驚歎する所なり、吾人も亦た其然るを信するものなり、此點に於ては教育普及せりと稱する日本及び支那に於て何等の差あるなし、若し夫れ天の不可審議を畏れて天を敬し、水火の猛威を恐れて水火を神とし祭り、其他萬象を拜して擾災禱福を爲すを以て宗教心に富めるものと爲さば、支那人亦た偉大の宗教信仰を有すと云はざるべからず、然れども此等拜物は宗教心發動の根基として認むべきも、以て今日所謂宗教心なるものと爲すは其當を失するの誹を免れず、要するに支那人は未來の觀念頗る少なし、祈願する所は皆現在の幸福にあり、目今の災厄を免がれんと欲するにあり、康熙帝が曾て聖諭として倫理上の格言を公にし、其註釋は他日支那全國に流布せられたり、其中に記して曰く「人あり法を侵して法廷に出でたりとし、其人熱心に南無阿彌陀佛の題目を唱ふるも法官は爲めに其人を赦すべきや」又曰く「汝若し佛の爲めに紙を燒き物を供せざらんか、彼は怒りて

汝に罰を下さん、然らば汝が慈善なる佛は卑劣なるものならずや、試に汝の地方官を見よ汝實直にして業を屬ひ時は、汝曾て彼に禮せず又彼を訪はざるも、彼は之に關せずして汝を保護すべし、然れども汝若し法を侵し暴を行ひ又は他を害せんか、百方彼に媚ふるも無用ならん、彼は必ず汝を罰すべきなり」と是れ佛陀信仰無意義なるを論難せるものなるも、一般の神道的宗教に對し此等の觀念を有するは惟り此格言註釋者のみに非らざるなり。

カンリツク教が十六世紀以來布教に熱心して、其形式的効果以外實績を見るを得ざるもの全く宗教的思想乏しく、現在主義の盛なるに歸せずんばならず、同じく康熙帝がカンリツク教を批評せるの言は明かに國民の思想を代表するものと云ふべし、曰く「天主教も腐敗背理のものたり、然れども之を奉ずる所の西人は天文數理に通ずるを以て、政府は曆を校正せんが爲めに聘用するなり、決して其宗教の善良なるが爲めにならず、彼等が汝に告ぐる所のものは毫も信するの要なし」と何ぞ其れ現金主義なるや、然れども是れ實情なるを如何せん、若し今日支那の耶蘇教民に向つて其教の批判を試みしめば必ず曰はん「予等信徒たる其宗教の善良なるにならず、依て糊口の資を得、尙ほ暴官の壓制を免がれ進んでは多少の惡事も其罪を問はるゝなきの利益あればなり」と吾人再言す支那人の思想は現在主義なり、將來に重きを置く宗教は容易に根柢を成し難しと。

宗 教 (三)

單純なる宗教 儒教の勢力 形式を尊ぶるの國 革命起り離れて起り易し 歴史の關切したる氣風 迷信と宗教 單純なる迷信 眞正なる布教の困難

希望を未來に屬する少なき支那の宗教は單純なり、太古の無邪氣なる宗教心は今日依然として繼續せられ而も甚大なる勢力を有す、世人は支那を目して佛敎國となし、人心を支配するの大勢力は佛敎にあるかの如き觀を抱くものもあるも、實際は其勢力微々として振はす、四川省の如きにありては道教の有する勢力の半にも及ばざらんとす、而して最も盛なるは現在教たる儒教なり儒教及び道教等は嚴肅なる意味に於て宗教なる名目を附すべからざるものもあるも、支那人を精神的に支配するの點に於て之を宗教なる範圍に於て論述する敢て妨げなきを信じ此條下に記することとせり、夫れ儒教の盛大斯の如きものあるは前にも一言せる如く、幼稚なる宗教思想拜物主義と儒教の過去尊崇と相迎合する所あると一方には太古以來支那民族を支配せる拜天拜物宗は、孔子の力に依て一層儀式的に完備せられ、其後歴朝の帝王統治政策として儒教を尊崇し、今日に於ては扱くべからざる根柢を成せるものと云ふべし然り吾人徒らに支那人を悲觀するものにあらざるも此教義は多く精神的に國民を支配せずして、形式に支配するものと斷せざるべからず殊に中等以上の社會は精神的形式的の間はず、儒教勢力盛なるものもあるも、其下層の人民に至りては洋の東西は問はず純然たる拜物教徒にして、而も無智蒙昧は其間に幾多の迷信を生じ、隙に乗じて奇異の宗派現出し來るは自然にして、支那亦た其數に漏れず著しく多數の宗派を有す。

夫れ支那多數の人民は教化の程度甚だ低く、殊に科學の智識皆無なるは前に教育の章に於て陳述せる如くにして、依然として古代の荒唐無智なる信仰人心を支配するものあるは否定し難き所なり、茲に支那特有とも稱すべき現在主義は、政治上の壓制束縛も吾人が感ずる如き苦痛の束縛と信せざるなり、隨て此抑壓の不滿を將來の希望に繼ぎ、以て慰安となす如き觀念乏しく、又天然狀況に於ても北部一圓を除くの外は氣候溫和地味肥沃にして、寧ろ恩惠的待遇を受くるも酷薄の天然にあらざる、水旱蝗害等現在主義より打算して攘災禱福怠らざるものあるも、一片の光明を精神界に求めて意を安せんとするもの、如き少なしと云はざるべからず、然れども支那は形式の國なり儀式の國なり、上は一天萬乘の天子躬ら天を祭るの祭典を司り、下は各戸氏神の祭禮に至るまで其莊嚴可重至らざるなく、支那全國所として殿堂廟廟及び寺院の設わらざるはなく、卒然として之に接すれば甚だ信仰心に富むの國民と誤認すべし、然れども實際を観察せば思半ばに過ぐるものあり。

是を以て吾人支那に革命起り難くして、而も起り易しと云ふ所以なり、何を以て起り難しと云ふ精神的人種にあらざるを以てなり、何を以て起り易しと云ふ利の存する所水火を辭せざる精神あればなり此言を否定するものは退て歴史を看よ、信仰を缺くの國民其主權衰ふる時は、之に乗じて起ち私利を企つるは當然にして、弱を離れて強に附するは又信仰なき人民に於て普通に見るの現象なり、支那が二三百年毎に朝廷を交迭し、而も吾人が内閣交迭を見るが如く民は前朝を棄つる弊履の如く、喜んで新朝の旗下に集まる水の低きに流るゝが如し、かゝる民心にして誰か身を犠牲に供して強敵に當るものあらんや、稀に此舉を爲すものあるも後繼者なきは比々皆然らざるはなく、從て支那に革命起り難しとの推斷を下すを得る所以なり、而も一度其衰弱爲すなきを見るや滔々として反旗を翻す響の聲に

應ずるが如きものあり、幸運にして朝廷を倒せば代て萬機を執り、一族子孫榮華の夢を結ぶを得るを以て、手に唾して起つものあるは當然と云ふべし、且つ人民は勢の歸する所に風靡するを以て憂と爲すに足らず、革命起り易しと云ふもの強ち詭言にあらざるべし。

支那人の精神をして此の如くならしめたるもの、人種にあるか將た又た天然にあるか、予は此等に向つて全然同意を表するを得ず、却て其歴史の永年月を費して剔致したるものなりと云ふを穩當なりと信ず、前述の四川省の歴史を窺ふも此事實を證明するに足るもの少なからず、斯く論じ來り辨じ來れば前きに述べたる支那の天然が養ひたる迷信的信仰は、無意義に屬するの感あるも直ちに精神的信仰心なきものは迷信に陥らすとの斷定を下す能はざるのみならず、一方の理由より考察する時は精神的宗教を有せざるものは却て迷信を生じ易しと云はざるべからず、由來宗教の發達は迷信時代を経過して真宗教の信仰に到達するものなれば、此點よりして支那は真宗教未だ起らざる以前と見るべくして最も迷信に富むものと云はざる可らず、總て不可抗力に依て左右せらるゝものは人心を迷信に導く最大原因なり、而して支那が古來より科學の進歩なく徒に哲學的研究に熱心し、到る所不可審議に衝突すれば皆迷信の基となり、惡疫の流行を見ては神靈の崇りと爲し、河水の汎濫し人畜を戕ふを目しては河伯の怒りと思ひ、其他火災蝗蟲旱害等皆迷信の種子ならざるはなく、而も之を加持祈禱を以て防禦し得ると信じ、一心不亂に祈願に熱心するは支那一般の風と見るべし、全國各地其地方特殊なる殿堂を有するの外、法令を以て天地風雲雷霆山河神農を祭るの壇、及び北斗疫鬼神府城防禦の溝池を祭るの祠等あり、此等皆人民の崇敬尊崇を受くる甚だしく、一事の起るや之に祈願を凝すは勿論、福徳の惠に浴せんが爲りにも之等神靈に専心祈禱を捧ぐるなり、されば一朝惡疫蔓延し人命陸續奪ひ去らるゝも蝗蟲殖

野に青草を止めざるに至るも平然として驚くことを爲さず、是れ神の人民を罰すると思倣すればなり。四川省に於て夏期稻田雨を欲するの際、一に祈願を凝し且つ種々なる迷信的行動を爲し、雨乞を爲す等明かなる例證と云ふべし、而も牧民官自ら其主祭となり、城門を閉ぢ殺生を禁する如き、無智の農民をして益々迷信を強からしむるもの理ありと云ふべし、然り最も奇異の現象にして寧ろ解すべからざるは支那人に於て其迷信の念亦た單純なるにあり、苦痛に遭ふの瞬間に於て激烈なる宗教心の發動を見るも、其困難の經過したる後は迷信の念も共に脱却するの觀あり、支那人の性情他に其比を見ずして研究亦た容易ならずと稱せらるゝもの實に此所に存す、時に熱心なる迷信家として狂的狀態に陥り、釋然として本心に返れば冷々淡々背て宗教心なき國民の如し、要するに支那民心の大部を支配するものは現在教なり物質主義なり、されば一度佛教の渡來するれば國中靡然として之に歸依し、再び耶蘇教傳來すれば亦之を迎へて怪まず、而も千餘年前に擴布せられたる佛陀の教も其精神は既に早く脱却し形骸のみ存する有様、否形骸だに十分民心を支配するに足らざる今日、僅々數百年前に宣布せられたる耶蘇教の微々として振はず、寧ろ精神的に一も支那人を左右する能はざるもの當然と謂つべし、今日全國に二百萬の信徒を有すと稱するものは、吾人は其の宗教に歸依せしにわらずして、實利に附加せしにわらざるかを疑ふなり、現にカソリック教の大傳道を支那に實行したるは、十七十八兩世紀にして一に民心迎合を主とせるを以て、宗教の眞意義と多少隔絶せるの嫌ありしも確かに一般の信用を博する上に於て有効なりしなり、其後放任政策を改めたるを以て信徒の増加著しく減せりと云ふ尙四川省の實例に徴せば一層明瞭なるものあらん、由來四川省はカソリック教の宣教師多く、其信徒も一省を以て他十七省の信徒に匹敵する多數を有する地なり、然るに數年來耶蘇正教即ち福音教

の宣教師布教を開始し、到る所天主教並に福音堂の教堂を見る、而して近來の福音堂の勢力將に天主教が二十年來苦心經營の壘を摩して教民日に多きを加ふと云ふ、之が理由を聞くに福音堂は從來の支那教天地君親師を祭るものと併祭を妨げず、天主教は固く之を禁する些細の原因に出づと、以て支那人少くも當地方人士の宗教心を推測するに難からざる也。

宗 教 (三)

大教 崇拜せらるゝ神社佛閣 迷信と醫藥 天怪談 迷信の社會と秩序の紊亂 易占 陰陽曆術

四圍を自己の模型に同化するの妙技を有する支那民族は、其文明に於て特異なる如く宗教に於ても全く同じ結果を現はし、前きに佛教の輸入あり後に耶蘇教の傳來あるも、國民の信仰は依然として固有の宗教即ち迷信多き拜物主義に支配せられ、而かも宗教心あるが如くなきが如く大教なる巍然たる名目の下に、天地君親師を祭るもの、四川省の如き半數以上此の宗旨に屬すると稱するも可なり、而して天地を第一神として尊崇するの點は太古の宗教の如く、君親師を敬仰するは儒教の根本思想と云ふも不可なく、支那の宗教心は此二者の合致に成れるかを想像せしむ、而も一方に葬禮其他に於て道教佛教の儀式盛に實行せられ、耶蘇教も之と併祭を得ば信徒多しと云ふ點より見れば、此等も亦た禮拜せらるゝ中に數ふるを得べし、眞に支那の大教なる名目は實の實と稱するも經言にわらず、我國に於ては古來萬物各々其神ありて支配すと信する事厚かりしが、一度儒教の渡來あり再び佛教の傳來に會し、昔年祖先が尊信せし諸神も漸く念頭に置かざるもの多く、新たに儒佛の教を迎へ厚く祭祀を爲すものあるに至れるに比し、支那が同じく佛耶を迎へて尙は依然たるは、是れ大陸と島國と其人種性

情を異にするに由來すべし、隨て火の神水の神雷の神風の神至る所に祀らるゝを見る、殊に人物崇拜は儒教の主義に基くべく、法令を以て各地府州に必ず設けざるべからざるは神農を祭る壇、文學を祭るの祠、支那を治めたる諸代の天子を祭るの堂、忠孝正義廉節の士を祭るのもの、義女節婦を祭るもの等は、前に述べたる天然を祭るの壇祠と共に無かるべからざるものに屬す、殊に文廟として孔子以下門弟を祭るの廟、武人には關羽を祭るの廟卓然として一頭地を拔きて莊觀を極む、其他道士佛徒に屬する無數の堂宇伽藍あり、尙ほ觀音堂土地菩薩の祠等所として之を見ざるなし、特に奇異の感あるは文字を記せるの紙は決して之を粗末に取扱ふを爲さず、必ず之を一箇所に集めて燒盡す、されば廟寺等には一定して燒字團或は燒字の爲めに設くる鐵又は青銅製の鼎に似たるものあり、又廟寺なき小村落には單に燒字團のみを設く、是れ文學を尊敬する國當然の事と云ふべし、而も曰く若し此字を記せる紙を粗末に爲す時は單に學問上達せざるのみならず盲目と爲るとの俗話を聞く。

廟祠の祭禮は曾て風俗の條下に記せる如く定期に大祭施行せられ、又隨時參詣を爲すものあるは我國の神社佛閣と差別あることなし、其他工匠の神、福祿財神、水路の神、等各自職業に依て尊崇する神を擧ぐれば僕を代ふるも及ばざるべし、斯く多神拜物の國迷信感溺を來すは自然の數にして、人身を犠牲とする如きは今日に於て聞かざる所なるも、大祭を施行するに當り黃牛羊豚等畜類の皮を脱きたる儘犠牲に供へ、三峽の如き危険の航路を溯行する如き場合には、雞血を以て祭壇に注ぐ等鐘鐃の遺風今に存するものと見るべし、又屢々述ぶる日月星辰動植物其他の天然物を崇拜するが如きは古代に異ならず、却て今日に至りては枝より枝をさして錯雜を加ふるに至りぬ、要するに老古、偉大、等普通を離れたる天然物は皆之が目的物と爲る、况んや無智の農民勞働者間に神佛の靈驗崇厲の談話常に行

はれ、神人僧侶及び道士は之を喋々して止まざるに於てをや、殊に支那の醫藥はさなきだに草根木皮として嗤笑せらるゝに、惑信の加はるありて奇異なる醫藥を服用するものあり、譬へば蠶蛾の交尾せるを水中に浮し其汁を瀝して飲む時は産婦安産すと爲す如き其一例なり。

右等の外仙人的怪異を説くは暗愚の民間のみにあらずして、堂々たる一省の通志を始めとし府州縣の志尙ほ悉く神出鬼沒奇々怪々なる隱者仙人の行跡を得々として記す、されば暗夜墓地に燃ゆる燐火を目して鬼と爲し、天怪の説盛に行はるゝは我國の維新前と大差なしと知るべし、其著しき例證として巫教の盛なるは他に恐らくは其比なかるべし、巫教は我國にて巫女又は口寄と同一筆法にして種々なる咒文を誦し、死靈生靈を一時他人の體に憑りて感懷を述べしむる術を爲す者なり、總て迷信は男子に比して女子に多きを以て此巫教を信するは女子に多しと爲す、殊に出産の際に於て巫女を迎へて祈禱を爲し難産の場合等には鬼の來り妨ぐるものとし、發砲して之を追逐する如き迷信を極端に實行するものあり、普通の病氣に於ても醫藥は第二として、端公とて男の巫又は仙娘婆と稱して女の巫を依頼し、祈禱に依て病の平癒を爲さしめんとするもの當に下流社會のみに止ざる狀況なり、是れ個人の自由行動の如きも流行惡疫等の場合には此等祈禱的治病法の結果として意外の蔓延を來すに至ること必然にして、恐るべき毒を社會に流布するものと云はざるべからず、然り治病として端公仙娘婆の言に従ふ尙ほ可なり、奸民は此等の言を假りて訴訟の判決をなす事あり、社會の秩序一の迷信により破壊せらるゝ奇怪の現象を生ずるに至る、迷信も茲に至て恐れざるを得ず、現に吾人之を事實に於て傳聞せり、即ち端公一油屋の小僧を目して他日天下を取るの相貌ありと浮言し、衆愚忽ち之に和し油屋主人は其愛娘を以て之に娶はし、家財を擧げて軍資と爲し先づ初陣として縣城を陥るべしと議し、

或迷の民を驅つて縣城を攻撃し、縣兵支へずして漸く大騷擾を來さんとせるも、遂に官兵の破る所となり小僧は捕縛の後處刑せられたり、之れ一例示に過ぎざるも一般が如何に迷信強きかを徴するに足るべし。

其他楚鬼越機と稱し昔時楚國越國に行はれたる三霄神と云ふ女神を迎ふるの祭典を爲す、其際は迷信より來る俚藝行爲を爲して恥ぢず、且つは莫大の費用を之に投じて顧みず、官其行動を制止せんとすれば却て騷擾を惹起するに至る、總て迷信を根據とするものは其心裏の改革を實行するにわらざれば之より生ずる行動を制止する能はざるは當然と云はざるべからず。

同じく迷信を形式に表はせる易占の道は、支那が創始の地と爲すを以て其盛大なるは言を待たざる所なり、殊に周易を研究する學者は非常の多數ありと雖も、此等は暫く措て言はず愚夫愚婦の爲めに卜を賣るもの亦た擧げて數ふべからず、特に都城繁華の地に多くして往來に於て小なる車を置き、其上に易書其他を擴ろげ天眼鏡筮竹三木等を備へ、人相家相手の筋判断及び男女相性遺失物の所在逃亡人の行衛轉住の方向一代の禍福等を喋々する我國の大道易者と大差なく、又一家を構へ易占を以て業と爲すものあり、而かも其易占者多きに拘らず繁昌を爲すの點より見る時は、又以て迷信の如何を察知するに難からざるべし。

陰陽曆術も卜筮と共に行はれ年月支干に依て禍福を定め吉凶を決す、例せば人生る、時は生年月に依て一生の吉凶を判断し得べしと爲し、又之に依て男女の相性を知り婚姻を定むる等、此地方に於て最も多く行はる、所なり、右の外移住遠行など皆然り、家屋門墻及び竈井を作るに其方角によつて吉凶あり、殊に墳墓に於て最も方角の重要視せらる、其他忌日厄年夢の判断等我國に行はる、所のもの一

もあらざるなく、其本家本元として一層誠信の度強烈なりと見れば差支なし、されば詳しく贅せず讀者の推斷に任せんと欲す。

宗 教 (四)

支那の國教 讀書人と儒教 儒教の教義 儒教と政治 儒教の禮拜は儀式的なり 各戸の禮拜壇 儒教と美術 宗教と休日

支那人の宗教心に關して既に反覆説述せるを以て、以下現在各宗教の狀態及び四川省に於ける此等の實況を觀察せんと欲す、由來支那には儒教佛教道教の三教承認せられ國內到處之が信者を見ざるなし、殊に皇帝は帝國最上唯一の祭主にして、儒教上の大禮は皇帝の代表者及び大臣を以て舉行せしめらるゝが故に、儒教は最も尊崇すべき者として國民に信用せらる、斯くて國民の大部は儒教を奉ずるも、西歐諸國に於ける耶穌教の如く教會の下に一大團體を爲す等の事なく、漫然たる間に祖先崇拜の俗を爲し、其開山とも稱すべき孔子を敬仰し、苟も讀書人の子弟又は文字を讀まんとするものは、此教の經典とも謂つべき四書五經の素讀解釋より始めざるべからず、從て儒教は中流以上の社會に根柢を占め其勢力侮り難きものあり、而して儒教の教義と見るべきは仁義の二字を以て道德上の基本と爲し、之を通俗的に説明し且つ實行せんが爲めに古代を以て完全無缺の社會と爲し、此崇古の觀念より布衍し 祖先尊敬社會道德等一般の倫理に説き及ぼせるものなり、而も其倫理に於て特殊の點は現實主義なるにあり、實際を離れて理想を以て説明を下す如きは儒教に於て類例稀なる所とす、從て儒教の教義狹隘なる舊體的觀察より來り、精神的に理想の境に考察を下すを爲さず、世人此點を目して儒

教の支那文明發達に貢獻する少なしと稱する所以なり、然れども大帝國の統一に關しては尠なからざる便益を爲せるは言を俟たざるなり、然り臣下も亦儒教の力に依り晏如として君主を戴くを得たるなり、即ち儒教の根本主張たる仁義は一面に人の上と爲り事を爲すもの、取るべき方針基礎を示し、一面には下の之に對して使ふるの本分を明かにし、兩者の隔絶なからしむるに努めたるは一般に認めらる、而して儒教は相互の關係を定めたるも其効力消極的且つは顯實主義なるを以て、絶對に權力者を拘束するの力なく全々帝王の下に屈從せるの有様なるを以て、專制政治の跋扈は支那に於て著しき發達を遂ぐるを得たり、是れ西歐の宗教は俗界を以て平等視し、靈俗二權力軋轢競争して其間に民人の思想及び政治の自由を獲得したるに比すれば意外の感なきを得ず、然れども此點のみを以て儒教は單に屈從的とのみ斷すべからず、孔子以來儒教の完成者と尊崇せらるゝ亞聖孟子が、齊の宣王と問答せる條下を見よ『王孟子に問ふて曰く、湯は桀を放ち武王は紂を伐つと諸ありや、孟子對へて曰く、傳に之あり、王の曰く臣其君を弑す可なるか、對へて曰く、仁を賊ふもの之を賊と謂ふ、義を賊ふもの之を殘と曰ふ、殘賊の人之を一夫と曰ふ、一夫の紂を誅するを聞く未だ君を弑するを聞かざるなり』と斯の如き思想は無意義なる屈從より生じ得べき所ならず、即ち正義を根本とせる服從なり、故に儒教が正統の場合に於て革命を否認せざるもの茲にあり、事實に於ても支那が革命の歴史を有するを以て證するに足るべし。

斯く儒教は現在主義なり、或意味に於ける平民主義なり、されば支那民人の之に符合するの性質より相率ひて其信者と化す當然と謂ふべし、而して儒教の禮拜は儀式的なり形式的なり、是れ儒教の特徴にして支那人性質の發露なり、されば山東にある聖孔の本廟の莊嚴華麗は勿論、地方至る所として之なきはなき文廟の偉觀宏壯他に比すべきなし、其祭典儀式は亦た可重懇切を極む、ただ其祭主は他の宗教の如く僧侶牧師の専門家あるにあらず、學者として其位置にあるものは之が祭主たるに妨げざるなり。

其祭典を施行するに當ては、其祭品のみを以てするも枚舉に暇あらざるの多數あり、先づ其大正殿正位に供ふるものより擧ぐるに、白色にして長さ一丈八尺を有する帛牛羊豕の俎各一、登一、鉶左右各一、簠黍稷各一、籩十、豆十、爵一、爵三、饗二、饗二、祝版一、旒器勺具各一、四配に供ふるもの毎位に帛一、羊豕の俎各一、鉶左右各一、簠黍稷各一、簠稻粱各一、籩八、豆八、爵三、東西分設饗二、饗二、尊十二、哲には東西各帛一、羊一、牛一、鉶一、簠一、簠一、籩四、豆四、爵三、東西分設尊一、饗一、饗一、其他兩廡にも供品を爲さざるべからず、元來儒教の祭祀を爲すは惟り孔子のみならず、一般の先師を合祀するを以て其供品一々準據すべきの形式あり、猥りに變更を許さざるなり、又祭品の中に加ふべき樂器舞器の數夥しき數なり、先づ樂器より之を云はば應旛一、首金鐘十六、口玉磬十六、口大鼓一、面拊搏鼓二座、祝一座、敵一座、琴六張、琴瑟四張、排簫二架、笙六掛、簫六枝、篳二個篪二管あり、舞器には旌節二、首簪三十六、翟三十六あり、執篋二人各簪節一首を執り舞生三十六人簪を持し、樂工程を擊ち嚴肅なる祭典は施行せらる、祭主副祭主は殿下に跪座叩頭同事を反覆して後式終る、其式の前後に於て歌童は一齊に唱歌を爲し奏樂を爲す等形式一層の精を加ふ。此等に關する詳細を説述するに於ては優に一冊を埋むるに足るも暫らく省略す、要するに儒教は儀式に重きを置き形式を貴ぶの風は一般に行はる、而して各個の住屋には其最上位を以て天地君親師位を祭るの壇を設くるは、尙ほ我國の多く佛壇を設けて祖先の靈位を祭ると畧は同一なり、而して之と

併祀して歴代高僧遠祖考妣位及び福祿財神香案位等あるを見れば、單に儒教と稱するも藐然たるものに外ならず、而して四川省の大半は大教なる名目の下に此等を尊敬し、一族一家の禍福吉凶ある毎に祈願告祭を爲すは、耶蘇教國民の一事一行を神壇に誓約祈禱すると異なるなし、されば人生の大體たる婚姻の場合に於て新郎新婦最初の拜禮は此壇前に於て舉行せらる、かくて儒教が四川人の行動を形式に支配する事は言を俟たざる所なり。

屢々繰り返す如く儒教は形式を重んじ儀式に拘泥す、而も根本たる現實主義の範圍を脱せざるを以て廟堂の結構正殿の粧飾佛壇神壇の如く、神聖脱俗の風乏しく従て美術的方面に向つて發達を爲す餘地なかりしは當然にして、之には又幾多理由の存するものあり、第一儒教の消極思想即ち禁慾主義はなり、故に支那に於ける廟宇宏は宏なり壯は壯なりと雖も、美術的に賞揚すべき點少なきは一般の是認する所と謂ふべし、殊に佛敎に於ける佛像耶蘇教に於ける聖像の如きもの少なく、あるも亦た普通の模像に外ならざれば、之に對して崇敬の念を起す如き精神の發作なし。

尙ほ儒敎の俗的なるは其祭禮に當り、佛敎の肉類を供せざるに反し牛羊豕の犠牲を供ふる事なり、斯く通俗的なる所即ち支那人の通俗心と合致し其盛大を致す所以なり、而して儒敎に於ては春秋に大祭を行ふの外毎月一日及び十五日に於て小祭を行ふ、之を歐米の日曜日禮拜に比すれば少なきの觀あるも、此地方にては同じく儒敎上より來れる正月其他の節季に於て前後數日に涉るの休日爲し、近來又日曜日を加ふるものあるに至りたれば休日已に驚くべき多數なり、夫れ休日は各人の心身を養ふに缺くべからざるも、一方には却て之を戒ふの媒介たるは免れざる所なり、殊に休日にあらざるも遊逸を喜ぶ國民は、休日には單に飲食を以て物質上の快樂を擅にするに過ぎず、百害ありて一利なきは休日

の過多なるにあるべし、宗教の休日と關聯するは何れの國に在りても異ならず、殊に黑白併せ呑む支那人休日増加は其所にして、細議せば國家の生産にも影響を及ぼすべき大問題にして、支那に於ける宗教家教育家の一顧すべき所なるを信す。

宗 教 (五)

佛敎 佛敎の位置及感化 今日の寺院 寺院の結構 四藏佛敎との關係 道教 儒敎と道教 道士の職掌 下層社會の宗派 回教 巫教 河南教 奉天教

儒敎以外支那に勢力を有するは佛敎及び道教と爲す、佛敎は渡來の年月久しきを以て佛寺殿堂儒敎の廟祠と同様に至る所に建立せらる、此點より見て支那を全然佛敎國と爲す故なきにあらず、然れども佛敎我國に入りて日本的變革を見たる如く、支那に於て一種の支那流と化せるものあるは疑なき所なり、佛敎の支那に入りしは遠く漢代にして、紀元前六十五年にあり、而も皇帝の誘掖と人民の流行熱とは相俟つて廣く國中に普及せり、唯だ其信仰力薄弱なりしは支那人の宗教心の條下に述べたる所の如し、其後後漢の明帝西域を伐ち國境擴大せらるゝや、西域に尊信せらるゝ佛敎は益々支那内地に蔓延するに至れり、殊に明帝紀元六十七年を以て洛陽に白馬寺を建て佛法に歸依し、西域より迦葉摩騰竺法蘭の二僧並に佛經を得之を翻譯せしめたり、其後外國僧支那に渡來するもの多きを致せり、斯くて天子は佛敎に歸依せるも猶ほ國の典禮は親ら之を行ひ、尙しくも宗廟の祭儀は廢せざるなり、况んや當時の人心は拜物敎の爲めに深刻せられ、天地宗祖の禮拜に固着せるに於てをや精神的改革難當然の數と云ふべし、從て其以後の諸帝も佛敎信徒として宗廟社稷の典禮を親らするもの少なからず

現に清朝の康熙帝の如き其例なり、されば佛教は大に支那從來の教義に化せられて一般に傳播せるものたるは疑なき所なり、例へば佛教盛大を致せる唐の時代に於て實利主義より之を排斥し、偶像崇拜の爲めに不生産の僧尼を養ひ、不必要の殿堂を建築し莫大の失費を爲すは愚の極なりと嗤笑し、尙は佛像を拜せざるが爲めに禍を被るなきは、古代に佛なくして蒼生却て安穩なりしと、例の儒教主義を以て立論するもの多く、常に佛教が儒教の下位に立ちしもの之が爲めなり、今日に於ても此狀態は聊かの變動を見ざるなり、若し佛教にして支那人を支配する形式のみに止らざりせば、或は實利主義と調和し比較的元氣を帯びたりしや知るべからず、たゞ強て其功益を求めれば支那に最も缺乏する科學の智識、例へば天文數理等は之が爲めに輸入せられたりと謂ふべし。

尙は今日に至るまで支那に高僧碩學の産出なきを見るも、佛教の勢力微弱を證するに足るべし、殊に一般寺院に主職たる今日の僧侶の如きは無學無識俗人にも劣る有様にして、衆人濟度は愚か自己の身をだに修むる能はざる現況一般の輕侮を招く當然にして、僅かに寺領に依て生活を營むと云ふも不可なし、殊に葬喪を司るもの四川省の如き多くは道士の手に於てせられ、僧侶を招ぐもの少なきより、寺廟の一部を貸家となし生活費を補ふ如き風あり、然れども單に一方面のみを以て四川省の佛僧侶侶取るに足らずと爲すは早計なり、一度成都其他にある大寺院に詣でんか盛なる佛法の信者を見るべく、數百の僧侶法門に歸依し經典の攷究修業の熱心敬服するに足るものあり。

寺院の結構我國と類似の點あるも、風俗習慣の相異より來る差異は又著しきものあり、佛壇に至つては全然同一と云ふも可なり、佛像も多く相似たり、殊に勸善懲惡の旨意に出でたる種々の肖像多きは此地方の寺院に於て一の特色と見るべく、又高僧智識の肖像を正殿の兩側に安置する等我國の寺院に勞曠たり、尙は僧侶の讀經並に修業の際座禪を爲すは異なるなく、又名僧が克く佛戒を守り諸慾念を去り或は説教に授戒に衆生を濟度する感服すべきものあるも、末派寺院にあるの俗僧は肉食飲酒喫鴉片、甚だしきは女色を貪りて飽かず、佛教の社會より擯斥せらるるもの全く其罪僧侶にありと云ふも不可なし。

四川省の西部は佛教國西藏に接するを以て多少其感化を被らざるにあらず、大寺院には必ず西藏傳來の佛教經典の類なきはなく、喇嘛僧も時々周遊するあり、又西部一帯の地は西藏人の住居にして喇嘛教の信仰盛なるは言を俟たざる所なり、然れども四川全省より云ふ時は道教の勢力に及ばざる遠しと謂ふべし。

然り佛教を凌駕するの道教なるものは如何、由來道教は老子の哲學にして或點に於て佛教に符合する所あり、又説を爲すものは老子は支那人にあらずして白哲人なりと稱するものあるも信を措き難し、今史記列傳に據れば老子は楚の苦縣厲鄉曲仁里の人なり、其母懷胎八十一歳にして左掖を割て生る、生れて白首故に老子と謂ふとあるも固より信すべからず、周の守藏司の吏となる、孔子周に適て禮を老子に問ひたる事あり、當時支那が時を同ふして世界の偉人二人を産出せる盛況思ふべし、老子周の衰ふるに及んで去て關に至る、關の令尹の爲めに書二篇を著はし道德の意を言ふ、五千言終に去て終る所を知らず、其出處と終焉甚だ茫渺にして之を記すものなし。

老子の教義は自然を崇び無爲を以て政道の極意と爲し、謙讓を以て處世の要語と爲せり、かくて自然を尊ぶの點に於て古きを崇ぶの點に於て謙讓を徳とするの點に於て儒教と異なるなく、而も其勢力の及ばざるものあるは、孔子の實際的に反して老子の理想的に傾けるの結果たらざるにあらず、同じく

崇古の感念を有するも、孔子は夏殷周を以て理想とし老子は溯て伏羲神農の太古を賞讃せんとするに非ずや、孔子の條理的なるは老子の感情的なると相反す、理想として缺點なきも非實際的の誹を免れず、従て實際的の支那人を支配するの力微弱なりと謂はざるべからず。

然れども事實は反對に出で、四川省の如き道教の勢力意外に強烈なるものあるを見るは、是れ實に奇異の現象にして實は奇ならず、即ち此教義が支那人の境遇に適合せるを見るや、其徒弟は強て教義を變更し長生不死の藥を製すと揚言する欺騙者權謀家となり、人間の弱點を利用して勢力を擴張するに便せり、されば道士なるもの其數多く各地に散布し多くの堂守を有せり、此教の一度始皇帝に保護せらるゝや、世人は目して道教の過去先例を蔑視するに歸せり、夫れ始皇の革命的なるは確かに道教の消息を解し、極端なる祖先崇拜たる儒教の勢力を抑へんとしたるは事實と云はざるべからず、然れども道教が拜物教たる支那人の精神を改革するの力なく、寧ろ其根本の精神を失ふまでの變化を爲して今日に存在するは亦た疑なき所なり、而して佛徒が喪葬の執事を事とする如く、道士亦た經を念じ死者を葬る事を司る、殊に四川省の如きにありては僧侶に超過するの道士を有し、祭葬多く之を聘す、而して其道士なるもの我國の僧侶を以て想像せば大なる誤謬なり、其衣服之汚穢修養の皆無等全く勞働者と擇ぶなし、たゞ道士の本山とも稱すべき成都青羊宮二仙庵等にありては、數百の道士嚴肅なる規律の下に修業を積みつゝあるを以て道士の無修業亦た一概に陳ぶべからざるを認めらる、然れども道教の開祖老子の理想は既に早く亡失して、恠誕荒唐捕促すべからざるものと化せり、世人曰ふ法は死物なり人を得て初めて完しと、宗教の教義經典亦た此言以外に逸すべからず、従て道教の支那に多く行はるゝも其教義の善美と玄妙なるに非らずして、老子の説幽玄其文簡古なるより、餘流末派は或

は以て權謀術策の本義と爲し、陰陽五行之説を起して善男善女を惑はすに過ぎざりしなり、現に道教の眞狀は之に外ならざるなり。

而も上述の儒佛道の三教は、大教なる名目の下に多くの人によりて尊信せらるゝ所にして、儒佛道等の區別を爲して信仰を爲す如きは却て自餘の宗教に於て之を謂ふべし、耶蘇教も大教と同祀を許すに於ては其信徒たるを辭せずとは、よく支那人の宗教心を説明して餘りありと謂ふべし、斯く一國民心を支配するに足るの宗教なきも其の下層社會を一瞥せんか、無數の宗派ありて迷信の本城を爲すは疑なき所なり、今此等頑迷の宗派と捉へ研究を費すの必要なきも、目下四川省に相當の勢力を有する二三に就て一般を述べんと欲す。

第一、回教は唐の徳宗帝の時代今を距る千二百年前海路より廣東に入り、其後支那に蔓延したるものにして、四川省に於ても所在に其信者を認め、其信者の特徴として豕肉を食せず牛肉を愛するは一種の妙と謂はざるべからず、或人の説に依れば四川省に於ける回々教民は多く土耳其人種に屬すと。第二、巫教は多く婦人に信仰者を有し、或點より云はゞ其信者非常なる數と云ふべし、此巫教に關しては前記に宗教心を述べし條下に細説したるを以て畧す。

第三、河南教と稱し巫教と大同小異にして、所謂魔術を以て民心を感溺し其信仰心を利用して私益を謀るにあり、固より之等は一時的の迷信を繼ぐに過ぎざるべきも、迷信多き人種間に於て意外の勢力を見るは奇とするに足らざるなり。

第四、奉天教は寧ろ宗派と曰はんよりは團體の名目と見るに至當と云ふべきなり、即ち後節述べんとする天主教耶蘇正教等に對して反動的に暴動を爲すの宗派なり、世に團匪の名目の下に官軍の討伐を